

児童婚に関する指針

強制避難、危機下における既婚の女の子と児童婚のリスクにさらされている女の子を対象としたプログラム

2026年1月

UNHCR
The UN Refugee Agency

PLAN INTERNATIONAL

UNHCR、プラン、インターナショナル(2026年)
『強制避難、危機下における既婚の女の子と児童婚のリスクにさらされている女の子を対象としたプログラム』

表紙: ©Plan International/Izla Bethdavidm/バングラデシュ

女の子を守り、未来を変える：緊急性と配慮をもった児童婚への対応

紛争、人権侵害、気候ショックによる強制避難が増加し、保護体制の弱体化、経済的脆弱性の高まり、ジェンダー不平等の深化、家族やコミュニティへの大きな負担をもたらしています。思春期の女の子にとって、こうした危機が重なり合うことで、保護、機会、選択肢が奪われる深刻な状況が生まれています。

避難下では、早すぎる結婚(児童婚)は、単に制度や保護の仕組みが崩れた結果として生じるものではありません。恐怖や脆弱性のなかで、生き延びるための切迫した選択として行われることがあります。児童婚の影響は甚大であり、女の子から子ども時代を過ごす権利や、教育、健康、安全、社会参加に関する権利を奪い、ジェンダーに基づく暴力(GBV)と貧困を世代を超えて固定化することにつながります。

私たちは、明確な目的を持ち、緊急に対応することが求められています。

今日、結婚へと追い込まれている女の子の数は、過去10年間で最も高い水準に達しています。紛争地域や難民受入コミュニティでは、児童婚の発生率は世界平均のほぼ2倍に達しており、児童婚の発生率が最も高い国の90%超が、現在、危機の影響を受けています。

危機や避難下では、女の子とその家族が直面するリスクや脆弱性が高まる可能性があります。しかし、児童婚を危機や避難の必然的、あるいは不可避な結果として容認してはなりません。児童婚の防止と、すでに結婚している女の子への支援は、保護とジェンダー平等の取り組みに不可欠であり、人道上の責務の中核に据える必要があります。

国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)とプラン・インターナショナルによる本共同指針は、そのための実践的なツールを提供するものです。本指針は、コミットメントを行動に移すための道筋を示し、職員やパートナーがリスクを分析し、女の子のニーズに応じたプログラムを策定し、連携、調整された予防、リスク軽減、対応のための介入を実施できるよう支援します。また、事例管理体制の強化や難民保護手続きとの連携を図るとともに、児童婚の防止を教育、生計、保健などの主要部門に統合することを促進します。

その中核にあるのは、多様な背景や特性を持つ思春期の女の子一人ひとりを尊重し、彼女たちの声、主体性、願いを人道支援活動の中心に据える、思春期の女の子に配慮したアプローチです。本指針は、南スーダン、バングラデシュ、ニジェール、インドネシアなど、世界各地の活動から得られた教訓を反映し、すべてのプログラム、政策、パートナーシップが、女の子に真の保護と選択肢をもたらすための実践的な方策を示しています。

エビデンスに基づき、コミュニティが主導し、女の子自身が形づくる対応によって、何が可能になるのかを、私たちは目にしてきました。本指針は、各国政府、人道支援アクター、ドナー、コミュニティを含む私たちすべてに、緊急性、一貫性、勇気をもって行動することを求めています。すべての女の子が、どこにいても暴力から解放され、自ら選択し、尊厳と希望をもって未来を築けるよう、本指針を単なる参考資料にとどめず、体系的な変革を促す契機としてください。



Ruvendrini Menikdiwela
UNHCR保護担当高等弁務官補



Reena Galani
CEO、プラン・インターナショナル

本指針は、UNHCRとプラン・インターナショナル(以下、プラン)の職員およびパートナーを対象としている。本指針は、思春期の女の子に配慮した児童婚の防止、リスク軽減、対応に関するプログラムの指針を示すとともに、包括的かつ多部門、多層的なアプローチを推奨するものである。

本指針では、婚姻歴のある女の子や児童婚のリスクにさらされている女の子に対する事例管理上の留意事項を示すとともに、難民保護手続きにおける難民および庇護申請中の女の子に特有の状況についても取り上げている。難民保護手続きには、身元情報の管理と登録、難民認定、無国籍認定、包括的な解決策が含まれる。包括的な解決策には、現地統合、自発的帰還、第三国定住のほか、家族再統合、民間またはコミュニティによるスポンサーシップ、プログラム、人道的経路、教育、労働移動制度など、第三国への受入れのための補完的経路が含まれる場合がある[1]。

児童婚は女の子により多くの影響を及ぼし、その影響が深刻かつ生涯にわたることから、本指針では原則として女の子に焦点を当てている。Girls Not Brides『Child Marriage in Conflict- and Crisis-Affected Settings: Evidence and Practice』(2024年)を参照のこと。

世界的に、児童婚の背景には、ジェンダー不平等と、女の子や女性を差別する仕組みの上に築かれてきたジェンダーに基づく社会規範が存在する。女の子が児童婚の影響を受ける割合は、男の子の6倍である。世界では、女性の5人に1人が18歳になる前に結婚、または婚姻関係に入っている(女性人口の約20%)。ユニセフ『Child Marriage』(2023年)を参照のこと。

そのため、本指針は女の子を中心に据えているが、本指針で示す取り組み、ツール、戦略の多くは、児童婚のリスクにさらされている男の子や婚姻歴のある男の子のニーズに対応するためにも応用することができる。各活動地域では、それぞれの固有の状況における児童婚を分析し、リスクと、誰が最も脆弱な立場に置かれているかを踏まえて、女の子と男の子に必要な対応を講じることが求められる。

本指針は、UNHCRの難民保護手続き、子どもの保護、GBVに関するベストプラクティスと最低基準についての既存の指針、ならびに庇護申請者と難民を対象とするUNHCRの「子どもの最善の利益に関する手続き(Best Interest Procedure)」についての現行の指針を補完し、それらと整合するものである。

本指針は、UNHCR、プラン、パートナー組織の職員が関与する児童婚の事例を報告する際の手続きに関する情報は扱っていない。このような事例は、子どもに対する性的搾取、虐待とみなされ、各組織の行動規範に違反する。性的搾取、虐待、ハラスメントの防止(PSHEA)に関する詳細や、通報、相談の方法については、UNHCRの刊行物『Tackling Sexual Exploitation, Abuse and Harassment』、およびPSHEA方針を含むプランの『Global Policy on Safeguarding Children and Programme Participants』を参照のこと。

本指針は、Amel Amirali(UNHCR)とClare Lofthouse(プラン)が共同執筆した。また、技術面で貢献したUNHCRのAmanda Melville、Janis Ridsdel、Clifford Speck、プランのAnita Queirazza、Lotte Claessens、Marta Ricciに、特に感謝の意を表する。

さらに、UNHCRとプランの児童婚に関する技術支援デスクを通じて支援を要請し、その経験が本指針の内容に反映された各活動地域の同僚とパートナーにも感謝したい。最後に、本指針の初期段階の策定と試行に参加したバングラデシュ、ニジェール、インドネシアの同僚に、特別な感謝を表する。

本指針で使用している画像は説明を目的としたものであり、GBVのサバイバーである子どもや、結婚している子どもを描写している、またはそれらとの関連を示しているものと解釈してはならない。

目次

1 はじめに 5

1.1 本指針の目的 6
1.2 本指針の策定過程 6
1.3 本指針の適用時期と適用場面 6

2 児童婚の理解 7

2.1 児童婚の定義 7
2.1.1 用語について 8
2.1.2 児童婚に関する政策枠組み 9

2.2 児童婚の根本原因 10
2.2.1 ジェンダー不平等 10
2.2.2 社会規範と慣行 10
2.2.3 「名誉」を守ることと、性暴力に対する救済や保護を求めること 10

2.3 危機や避難によって深刻化する児童婚 11
2.3.1 貧困と生計手段へのアクセス 11
2.3.2 食料不安 11
2.3.3 教育へのアクセスの欠如 11
2.3.4 結婚のメリットとして認識されているもの 12
2.3.5 未届出の結婚と短期契約の結婚 12
2.3.6 出生登録の欠如 12
2.3.7 気候変動 12
2.3.8 世界的な公衆衛生危機とパンデミック 13

2.4 児童婚の影響 14
2.4.1 主体性の制限 14
2.4.2 保護上のリスク 14
2.4.3 メンタルヘルスとウェルビーイングを含む保健医療へのアクセスの不足 15
2.4.4 教育へのアクセスの制限 15
2.4.5 生計手段と経済的機会の縮小 15

3 児童婚の防止、リスク軽減、対応に対する取り組み 16

3.1 児童婚対策プログラムでの思春期の女の子に配慮した手法の適用 16

3.1.1 思春期の女の子に配慮したプログラムの重要要素 18

3.1.2 思春期の女の子に配慮した考え方と行動 20

3.2 児童婚の状況分析 20

3.3 児童婚に関する主要なプログラム領域 22

3.3.1 法律と政策の強化 22

3.3.2 婚姻歴のある女の子と児童婚の危機に瀕している女の子への対応 26

3.3.3 家族とコミュニティとの連携 32

3.3.4 事例管理と児童婚 37

3.3.5 難民保護手続きと児童婚 54

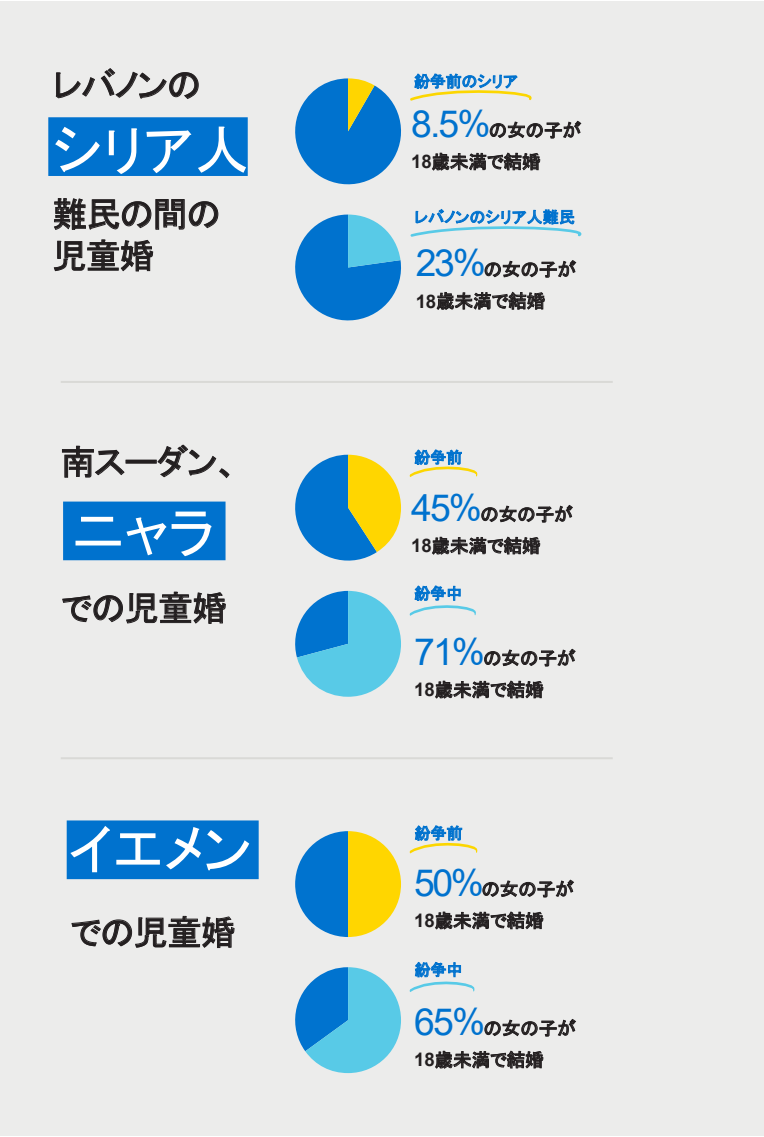
3.3.6 他部門との連携による児童婚の撲滅への取り組み 65

4 主な指針と資料 75

- 児童婚に関する法的枠組み 75
- 児童婚の原因と影響に関する調査 76
- 指針と基準 76
- 児童婚に関するプログラム: ツールと指針 76
- 他部門との連携による児童婚の撲滅への取り組み 78

参考文献 80

1 はじめに



2025年末までで、約2,500万人の女の子(0歳から17歳まで)が強制避難を強いられたとされている*。また、強制避難等の不安定な状況下にいる女の子は、安定した環境下にいる女の子より、児童婚に至る可能性が2倍高い[2]。

強制避難した子どもや無国籍の子どもは、性的虐待、児童婚、その他相互に重なり合うことの多い搾取やGBV等、さまざまな保護上の危険に晒されている。あらゆる形態のGBVの防止や軽減、対応と子どもの保護は、UNHCRの保護任務の中核的要素である。

児童婚は、主に思春期の女の子が対象となる、子どもに特有のGBVの1つであり、その大半は思春期の女の子に影響をおよぼす。特に危機や強制避難の影響下のコミュニティにおいて、子どもの保護上の一般的な危険の1つである。UNHCRは、世界中で活動するUNHCR職員とそのパートナーから報告された子どもの保護上のリスク上位10項目の1つに、児童婚を挙げた[3]。毎年、1,200万人の女の子が18歳未満で結婚させられる危機に瀕している[4]。ユニセフによると、10年前には20歳から24歳までのユース女性の4人に1人が児童婚を経験しており、今日その割合は、5人に1人にまで低下しているという[5]。

しかし、こうした世界的な前進だけでは、全体像を捉えることはできない。児童婚に関する各国の統計や世界規模の報告には、国内避難民(IDP)、難民、移民のほか、非公式な立場にある人びと、一時的に移動している人びと、疎外された集団が体系的に含まれていないためである。近年の調査やエビデンスからは、大規模な避難、紛争、その他の危機に伴って、児童婚の発生率が高まる傾向があることが明らかになっている。また、強制避難を経験しているコミュニティでは、特有のリスクや脆弱性が生じることが多く、それによって児童婚という慣行に頼る可能性が高まることも分かっている。

強制避難、紛争、長期間の干ばつ等の危機により起こされる不安定な状況は、児童婚の既存の要因の深化だけでなく、その状況による新たな危険性を生み出し、より多くの女の子と彼女たちの家族に児童婚へと向かわせる圧力をかけるのだ。

*これは、全体的な強制避難者の人数と典型的な年齢や性別構成の想定に基づく概算の範囲である。

近年、さまざまな危機下におけるデータの蓄積に伴い、児童婚の実施状況や児童婚をした女の子への影響に関する調査は一層進んでいる。だが、今まで男の子が対象となった児童婚の発生率やその影響に関する情報は皆無だった。国連人口基金(UNFPA)によると、データで確認する限り、低所得国全82カ国で、児童婚の発生率は女の子より男の子の場合の方が著しく低いことが判明したという。18歳未満で結婚する男の子は25人に1人(3.8%)に過ぎず、15歳未満で結婚する男の子は一層少ない(0.3%)かった。男の子が対象となる児童婚の発生率が10%超の国はわずか10カ国である[6]。本指針はそのため、女の子に焦点を当てているが、既婚の男の子や結婚の危機に瀕している男の子をどう支援すべきかに関して、示唆を与えるものと言えるだろう。

1.1 本指針の目的

本指針は、児童婚のリスクにさらされている女の子、既婚の女の子、離婚した女の子、配偶者と死別した女の子、非公式または未届出の婚姻関係にある女の子、一夫多妻婚をしている女の子、受入国の国民と結婚した難民の女の子などを対象とするプログラムに適用される。

本指針の目的は、UNHCR、プランおよびパートナー組織の職員が、児童婚と、強制避難下におけるその発生要因や影響、さらに児童婚の防止、リスク軽減、対応のために講じるべき措置について理解を深めることである。本指針では、事例管理などの専門的なサービスを含め、多部門にわたる防止、リスク軽減、対応戦略を策定するための指針を示している。各セクションでは、プログラムやパートナーシップの事例に加え、関連するツールや資料も紹介している。

本指針は、難民保護手続きに携わる職員も対象としており、難民登録、難民認定、恒久的な解決策に関する手続きでの、児童婚の事例に対応するための指針を提供するものである。

1.2 本指針の策定過程

本指針は、UNHCR国際保護、解決策局とプランが協力して作成し、中東、北アフリカ地域、アジア太平洋地域を含む世界各国の実践事例を参考にしている。UNHCRは、職員や世界各国の外部専門家と協議を行い、Girls Not Bridesやその他の機関間ツール、文書から得られた既存の指針や専門知識を活用した。また本指針は、2021年から2024年にインドネシア、バングラデシュ、南スーダン、モーリタニア、モロッコ、イエメン、ニジェールでUNHCRとプランによって実施された、児童婚対策の協働活動での実践事例や得られた教訓も盛り込まれている。

1.3 本指針の適用時期と適用場面

本指針は、UNHCRとプランが活動するあらゆる状況で適用可能である。本指針には、難民の状況下での具体的な保護上の配慮事項が含まれている。

児童婚撲滅のための措置は、危機対応の初期段階から確立されるべきである。だが、何らかの活動の開始の前には、必須となる人命救助サービスの提供体制が、整備されていなければいけない。

持続可能な開発目標(SDGs) 2030

目標: 5.3 早すぎる強制された結婚(CEFMU)、女性性器切除(FGM)など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。

「誰一人取り残さない」という原則は、SDGsの達成においても、児童婚をなくすための戦略的な国家行動計画の策定や実施においても、難民やその他の避難民を取り残してはならないことを意味する。



2 児童婚の理解


©UNHCR/Nicolò Filippo Rosso

本セクションでは、児童婚の定義や、避難が児童婚のリスクをどのように高めるかという点も含め、児童婚に関する主な概念と、リスク要因の分析・特定について概説する。

2.1 児童婚の定義

本指針で概説されている児童婚への取り組みは、国際法と子どもの権利に関する政策に基づいている。

子どもの権利委員会(CRC委員会)と女性差別撤廃条約委員会(CEDAW委員会)は、児童婚(「早すぎる結婚」と呼ばれることもある)を、当事者の少なくとも一方が18歳未満である結婚と定義している[a]。

結婚は「*双方の完全かつ自由な同意*」が必要である[b]。しかし、結婚という文脈で、子どもは「*同意をすることも、拒否権の行使もできない*」とされている[c]。それは、子どもが関与する結婚が合意に基づくものとは認められず、ゆえに、国際法上では児童婚に法的効力がないことを意味する[d]。同時に、力関係、社会的/文化的規範、圧力、避難下のために頻繁に生じる権利/機会の制限という追加的困難が、子ども、特に女の子の主体性を阻害し、彼らの承諾や同意をする能力を制限している。記載された国際法文書と実務時に確認すべき法律の種類に関する詳細は、法律と政策に関するセクションを参照のこと。

子どもの結婚は子どもの権利の侵害であり、子どもの最善の利益に則り、その結婚を阻止し、子どものニーズに対応するために、あらゆる実行可能な措置を講じるべきである。児童婚の防止と対応に関する第一義的責任は国家にあることを認識することは、重要である。

CRC委員会は、「*締約国に対し、女の子と男の子の双方に関し、保護者の同意の有無によらず、最低婚姻年齢を18歳に引き上げるよう、国内法と執行状況を見直し、必要に応じて改正するよう強く勧告*」している[e]。

a. 『有害な慣行に関するCEDAW委員会第31号/CRC委員会第18号の合同一般的勧告/一般的意見』(CEDAW/C/GC/31/Rev.1、CRC/C/GC/18/Rev.1、2019年5月8日)20項を参照のこと。なお、子どもの権利条約(CRC)第1条では、適用される法律により18歳未満で成年に達するとされる場合を除き、18歳未満のすべての者を子どもと定義している。『子どもの権利条約』(1989年11月20日、国連条約集第1577巻、3頁)第1条を参照のこと。

b. 国連総会『婚姻の同意、最低年齢及び登録に関する条約』、1962年11月7日、決議第1763 A (XVII)号、第1条を参照のこと。女子差別撤廃条約(CEDAW)、第16条、第1項(b)を参照のこと。

c. 国連人権理事会『人身取引の被害者、特に女性と子どもの人権面に関する特別報告者報告書』(2006年3月15日付国連総会決議60/251の実施、A/HRC/4/23、2007年1月24日)21項を参照のこと。

d. 国連総会『女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(CEDAW)』(1979年12月18日、A/RES/34/180)第16条第2項、CEDAW委員会『一般勧告第21号:婚姻および家族関係における平等』(1994年、HRI/GEN/1/Rev.8)10.2項、アフリカ統一機構『子どもの権利と福祉に関するアフリカ憲章』(1990年7月11日、CAB/LEG/24.9/49)第21条第2項を参照のこと。

e. 国連総会『世界人権宣言(UDHR)』第16条は、「成年」の男女が結婚する権利について定めている。また、最低婚姻年齢を男女ともに18歳とすべきであるとの見解については、CRC委員会『一般的意見第4号』(2003年、CRC/GC/2003/4)20項、およびCEDAW委員会『一般勧告第21号: 婚姻および家族関係における平等』(1994年、HRI/GEN/1/Rev.8)36項、315頁を参照のこと。

保護者が子どもの結婚に同意することは多く、さまざまな事情や信念を背景に、結婚を取り決め、子どもに結婚を迫る場合も少なくない。多くの国の法制度では、保護者の同意があれば、国内法で定められた最低婚姻年齢を下回る子どもの結婚が認められる場合がある。しかし、保護者の同意の有無にかかわらず、児童婚は子どもの権利を侵害するものであり、国際法に反する。

2.1.1 用語について

本指針では、「児童婚」という用語を、当事者の一方でも18歳未満であれば、正式、非公式を問わず、あらゆる結婚や婚姻関係を指すものとして使用する[7]。ただし、児童婚に言及する際に、組織や地域によって異なる用語が用いられる場合がある。以下では、それらの用語の意味の明確化を図っている。

児童婚は、非公式または未届出の婚姻関係を問わず、当事者の一方でも18歳未満である場合[f]、つまり完全な同意が欠如している、あらゆる形態の結婚または契約上の関係を指す。児童婚の大部分は、年齢や他の要素から子どもの同意能力が制限されているため、強制された結婚ともみなされる。

- **公式な児童婚**とは、国家によって承認され、法的に有効とされている子どもの結婚を指す。
- **非公式な児童婚**は、児童婚の大部分を占め、法的な婚姻登録が行われていない子どもの結婚を指す。これには、伝統や文化的儀式、慣習法、合意、婚姻関係、同居などに基づき、子どもが結婚に類似した状況のもとで、一定の役割や責任を負いながら生活する場合が含まれる。

「児童婚」と**「早すぎる結婚」**という用語は、上記のような結婚を指すものとして、しばしば同じ意味で用いられる。

ただし、**「早すぎる結婚」**は、「当事者双方が18歳以上であっても、身体的、情緒的、性的、心理社会的な発達段階や、人生の選択肢に関する情報の不足など、その他の要因により、結婚に同意する準備が十分に整っていない状態での結婚」を指す場合もある[g]。

強制された結婚とは、「当事者の一方または双方の完全かつ自由な同意なしに行われる結婚、または、強迫や強い社会的・家族的圧力などにより、当事者の一方または双方が結婚を解消したり離れたりすることができない結婚」を指す[h]。


©Plan International/Antevasin Digital/ フィリピン

子どもだけでなく、大人も結婚を強制されることがある。たとえば、結婚を拒否することで暴力や虐待を受けるおそれがある場合などである。強制された結婚には、家族やコミュニティによる精神的な圧力から、誘拐、監禁、生命への脅威に至るまで、さまざまな程度の強制、強要、欺瞞が伴う。欺瞞には、結婚後も女の子が学業を続けられると約束しながら、実際にはその約束が守られない場合なども含まれる。

児童婚の大多数は強制された結婚とみなされるが、ごく一部に例外もある。たとえば、思春期後期の女の子が、自分と年齢の近い思春期の男の子と、強制や圧力を受けることなく、自らの意思で結婚する場合などである。ただし、強制を伴わず、思春期の若者自身が結婚を望んだ場合であっても、18歳未満での結婚は児童婚の一形態である。

婚姻歴のある子どもとは、非公式な結婚や婚姻関係を含め、あらゆる形態の児童婚を経験した女の子と男の子を指す。彼らには、現在結婚している女の子と男の子だけでなく、未亡人、離婚した者、別居している者も含まれる。また、若い保護者として経験する障壁や困難が類似しているため、若い母親もこの集団に含める場合が多い。

児童婚は、人身取引と相互関連しており、子どもの人身取引の犯罪を構成する、搾取目的の行為や搾取を伴う行為と関連する。結婚は、性的搾取、強制労働、家庭内奴隷を目的とした、子どもを罠にかけたり勧誘する手段となり得る[8]。また、児童婚が隷属的な結婚という形態であり、人身取引の目的の1つとされる、奴隷制に類似した慣行の定義に該当する場合もある[9]。

f. 『有害な慣行に関するCEDAW委員会第31号/CRC委員会第18号の合同一般的勧告/一般的意見』(CEDAW/C/GC/31/Rev.1、CRC/C/GC/18/Rev.1、2019年5月8日)20項を参照のこと。
g. 国連人権理事会『早すぎる強制された結婚(CEFMU)の防止と撤廃：国連人権高等弁務官事務所報告書』(2014年4月2日、A/HRC/26/22)5項を参照のこと。
h. Ibid, para 6.



児童婚でのインフォームド・コンセントと承諾の違い

同意とは、個人の自由で情報に基づく合意の意思表示であり、書面や口頭による表明、または明確な肯定的行動により示されるものである。承諾とは、子どもの意向の表現または合意のことである。

一般的に、18歳未満の子どもは、インフォームド・コンセントを行う能力や、拒否権の行使能力を有していないとみなされる。結婚という文脈で、子どもは結婚が自身や自身の人生に与える影響や、自身に期待される役割、責任を十分に理解する能力や成熟度を欠いており、結婚への完全な同意は不可能とみなされる。同時に、意思決定での不均衡な力関係により、子どもの安全な拒否権の行使が妨げられる場合が多い。

子どもは結婚を承諾することができるが、それは状況を踏まえて解釈されるべきである。

結婚の危機に瀕している女の子や婚姻歴のある女の子(3.3.4参照)にとっての最善の利益を評価する際には、結婚に関する彼女たちの考えの理解と、状況に関する十分な情報を得て、それらを完全に理解した上で、彼女たちが同意を示しているかを、はっきりさせることが重要である。だがそれが、大多数の児童婚が強制されたものとみなされているという事実を変えはしない。結婚に同意する女の子、たいてい脅迫されており、結婚以外の選択肢が極めて限られた状況下にあることに留意すべきである。女の子が結婚の祝賀式に関する知識に基づき同意を示すこともあるが、家事責任、人間関係の問題、親密なパートナーからの暴力(IPV)に遭う危険性、性と生殖に関する健康と権利(SRHR)に関連する事項などの結婚には伴う事柄に対する理解は限定的である。女の子の結婚への同意や児童婚での意思決定プロセスに関する詳細は、状況分析ツールキットを参照のこと。

2.1.2 児童婚に関する政策枠組み

UNHCRとプランは、児童婚をGBVと子どもへの暴力の1つの形とみなしている。**UNHCR執行委員会の結論第107号**は、「国内法で定められた年齢未満で結婚する子どもや早すぎる強制された結婚(CEFMU)にいる子ども」を、特に危険性が高い状況下に置かれている子ども[10]と特定し、各国政府やUNHCR、プラン、パートナーに対し、そうした状況下での児童婚の防止、対応に取り組むよう求めている。また、UNHCRの**『国際保護に関するガイドライン第8号: 子どもの庇護申請』**でも、「強制された結婚または法定最低婚姻年齢未満の結婚」が、子どもに特有の迫害の形態として挙げられている[i]。

UNHCRの、**GBVの防止や軽減、対応に関する方針と子どもの保護に関する方針**は、強制避難下でのGBVと子どもへの暴力の1つの形として散見される児童婚への対応のための制度的枠組みを提供している。その問題は、UNHCRの他の指針文書やガイドラインでも取り扱われている[j]。

また、UNHCRとプランは、**人道支援下での子どもの保護の最低基準**[11]と、**緊急事態下でのGBVに関する機関間最低基準**[12]を支持しており、それらは人道支援下での児童婚の防止、対応に関する具体的な基準と指針を定めている。

児童婚はあらゆる子どもに影響を及ぼし得るが、UNHCRとプランの児童婚の防止、可能性の軽減、対応に向けた取り組みは、主に女の子を対象としている。これは、児童婚がとりわけ女の子に大きな影響を与え、生涯にわたり生命を脅かす事態を招くためである。ただし、UNHCRとプランは、児童婚に関するプログラムや対応において、児童婚のリスクにさらされている男の子や既婚の男の子についても、支援を必要とする子どもとして対象に含めている。

児童婚が、多様な性的指向や性自認、性表現、性特性を持つ子どもの生活にどんな影響を及ぼすかに関しては、未だ解明されていない。UNHCRとプランは、そうした事例が判明、特定された場合に、それらの子どものニーズへの対応とともに、彼らが安全でいられる環境の創出を推進する。

i. UNHCR『国際保護に関するガイドライン第8号: 1951年難民の地位に関する条約第1条(A)2および第1条(F)』ならびに『1967年議定書に基づく子どもの庇護申請』(2009年12月22日、HCR/GIP/09/08)18項を参照のこと。
j. たとえば、UNHCR『女性と女の子の保護に関するハンドブック』(2008年)、『UNHCR子どもの最善の利益に関する手続きガイドライン: 子どもの最善の利益の評価と決定』(2021年)、『年齢、ジェンダー、多様性に関する方針』(2018年)を参照のこと。


©UNHCR/Assim Said Ali Juma

2.2 児童婚の根本原因

児童婚は、ジェンダー不平等に根ざしており、女性の行動や性の支配を図る家父長制により維持されている。

2.2.1 ジェンダー不平等

ジェンダー平等とは、ジェンダーや性的指向、ジェンダー表現、性自認、また性的特徴によらず、あらゆる人が社会で同じ地位を享受し、あらゆる人権を平等に享有し、コミュニティで同等に尊重され、自身の人生に関する選択を行うために同等の機会を享受し、その選択の結果の形成に対し同程度の影響力を持つことを意味する。ジェンダー不平等とは、上記の識別子に基づき、社会の構成員のそれらの権利の享受を否定することである。児童婚は、ジェンダー不平等の現れの1つである[14]。

女の子と女性を主に妻や母親として捉えるジェンダー規範やステレオタイプは、社会での女の子の価値の低下、彼女たちの教育の享受の制限、他の選択肢が限られた状況下での彼女たちへの早期の結婚を強いる圧力の強化を招き得る。経済的機会でのジェンダー不平等もまた、女の子の早期での結婚の可能性を高め得る。世界には、女の子の法定最低婚姻年齢が男の子より低い国も多く、そのことが制度的な不平等の維持につながっている。避難は経済的困窮を深化させ、それがジェンダー不平等、ステレオタイプと相互関連し、女の子が児童婚を強いられる可能性を高めている。

2.2.2 社会規範と慣行

社会規範や慣習とは、特定の集団に属する人びとの行動に関する非公式なルールである。それらは習得されたルールであり、伝統や社会的期待、共有された歴史を基盤に形成されたものである。人びとが社会規範に従い、その実践を行う。これは、集団への帰属に誇りやアイデンティティの意識を持っていることの表れとして、また、それらの規範を「正しい」と考えていることが背景にある。また、規範により集団の権力者による社会的圧力や強制が生み出されているため、人びとが規範に従う場合もある。同時に、社会規範は、昔からそうであったから、それが「正しい」ものである、という正当化に基づいても維持されている[15]。社会規範や慣習は、社会構造の形成と個人の行動や選択に影響を与える点で重要な要素である。社会規範の多様性は、世界中の多様な人びとを称える一方、世界共通の、児童婚等の有害な慣行やジェンダー不平等の維持に寄与する、深く根付いた規範や考え方も存在する。

2.2.3 「名誉」を守ることと、性暴力に対する救済や保護を求めること

女性の性を支配し、女の子の純潔さを売り物とする家父長制[k]により、多くの家族は、結婚が女の子を性暴力や噂から守り、社会的基準や規範に沿った形で彼女たちの名誉を守る助けとなると考えている。紛争下では、不安定で安全が確保されない環境により、女の子がGBVに遭うリスク(実際のリスク、またはそう認識されているリスク)が高まることも、保護者が娘を危害から守ろうとする中で、児童婚の増加や結婚年齢の低下につながる要因となり得る。ヨルダンのシリア人難民とのフォーカスグループ・ディスカッションとインタビューから、Care Internationalは、コミュニティが児童婚を、女の子の処女性と結びつけられている、いわゆる「名誉」の保護手段または安全策とみなしていることを明らかにした[16]。時には、性暴力や性的行為、婚外妊娠に伴うスティグマの克服のため、またはその侵害に対するコミュニティの正義の1つの形として、子どもや大人のレイプのサバイバーが加害者との結婚を強制されることが一般的な慣習となっている場合もある。

k. 家父長制、つまり男性が支配する体制は、女の子の価値を処女性に基づいて判断し、女性の性と生殖に関する選択に制限を課すものである。それは、女の子の振る舞いや服装、行き先、交流する相手、誰といつ結婚するかといった点に対する制御が統制が含まれ、女性の性を犯罪視し、医療や情報の利用、入手を阻みかねない。

2.3 危機や避難によって深刻化する児童婚

紛争や避難は、児童婚の要因の強化や可能性を高め、児童婚を一層広範にする傾向がある[1]。危険な状況、法の支配の崩壊、社会的ネットワークや家庭生活の崩壊を経験した家族や保護者は、児童婚を究極的な対処戦略とみなす場合がある。安全な選択肢が極めて限られリソースが制限された環境下では、持参金や花嫁代の慣行(収入)や、女の子が結婚して配偶者と同居することで家計の支出が削減されるために、児童婚は突発的な経済的困難に対する解決策とみなされることがある。また保護者が、結婚は女の子の経済状況や機会を向上させる、と筋が通るように解釈したり、信じ込んでいる場合もある[19]。

コンゴ民主共和国、イラク、ナイジェリア、スーダン、シリアでは、武装集団や民兵組織が、紛争の武器として、女の子と女性を組織的に誘拐、人身取引し、強制された結婚、児童婚を強いている。それらによって強制的に嫁がされた女の子は、レイプ、性的虐待、搾取、奴隷化、望まない妊娠等の被害に遭う可能性が極めて高い[20]。

以下の各節では、危機、避難下で、女の子や彼女たちの家族が経験し、児童婚につながり得るリスクや圧力の例を示す。それらのリスクは同時に存在し得るもので、互いに交差することで、女の子や彼女たちの家族への早期の結婚を強いる圧力を一層強めている。

2.3.1 貧困と生計手段へのアクセス

貧困家庭の女の子は、裕福な家庭の女の子に比べ、18歳未満で結婚する可能性が3倍以上高い[21]。生計手段や生産資産を失い、ディーセントワークへのアクセスが困難な難民やIDPの家族にとって、児童婚は、家族と娘の双方が生き延びるための極端な対処戦略となり得る。前述のとおり、家族は、娘が結婚することでより多くの資源を得られるようになり、同時に自分たちが養う子どもが1人減ると考える場合がある[16]。持参金や花嫁代をやり取りする慣習がある状況では、収入を得られる可能性が、経済的に困窮したコミュニティにおいて児童婚を促す要因となり得る。また、女の子の家族が夫やその家族に持参金を支払う慣習があり、年齢が高いほど持参金の額も高くなる場合には、女の子の結婚年齢を引き下げる要因となる可能性がある[22]。

2.3.2 食料不安

GBVのリスクの高まりと食料不安の間には、明確な関連性がある。UNHCRとそのパートナー組織が実施したさまざまな参加型評価では、食料不足が多くの避難民にとって重大な懸念となっていることが示されている。特に女性や女の子は、食料の調達、調理、分配や摂取をめぐるジェンダーによる役割や不平等のため、その影響をより強く受けることが多い。状況によっては、食料へのアクセスをめぐる家庭内の緊張が高まり、極めて厳しい状況や代替手段の不足を背景に、IPV、児童婚、子ども、特に思春期の女の子の搾取につながる可能性がある[23]。家族が食料へのアクセスを制限された場合、その負担を軽減するための手段として、娘を結婚させることを選ぶ場合もある。これは、社会文化的規範、経済的困窮、食料不足と、児童婚を対処戦略として選択することとの複雑な関係を示している[20]。

児童婚は、食料不安や栄養不良の原因にも結果にもなり得る。差別的なジェンダー規範、家族やコミュニティにおける女の子の役割の過小評価、食料不安や貧困といった複数の要因が重なることで、女の子が結婚を迫られるリスクが高まり、すでに結婚している女の子の状況もさらに厳しいものとなる。多くの場合、早すぎる結婚をした女の子は貧困の悪循環から抜け出せず、それが児童婚の慣行を持続させるとともに、食料不安の改善にもつながらない。また、結婚した女の子は、夫の家族の中で地位が低いことを理由に、夫やその家族から食料などの資源を十分に与えられない場合もある。

2.3.3 教育へのアクセスの欠如

中途退学や学業の中断は、女の子が児童婚を強いられる可能性を高める。また児童婚(と早期妊娠)が、彼女たちの中途退学の可能性を大幅に高める。強制避難を強いられた子どもや無国籍の子どもは、正規教育を受ける権利が認められていない場合があり、そのために修了証が取得できず、労働市場への参加が妨げられる可能性がある[24]。世界全体で91%の子どもが初等教育機関に通っているが、難民の子どもの場合は 63%に過ぎない[25]。中等教育ではその格差は一層拡大し、世界全体の子どもの84%が教育を受けているが、難民の子どもは24%に留まっている。女の子の中等教育を受けている割合は低く、難民の男の子10人に対し女の子はわずか7人程度しか在籍していない[26]。思春期前半が児童婚の被害を受けやすい時期であるが、紛争によって数年間の就学機会を喪失した子どもは、正規の教育制度での再就学ができない、または同年齢の子どもより低い学年で再就学することに抵抗を感じている場合がある。加えて、難民の多くは、学歴があっても合法的な仕事での就労機会がほとんどなく、その結果、教育の価値に対する認識が損なわれることもある。

2.3.4 結婚のメリットとして認識されているもの

女の子の多くは、若い年齢での結婚を普通であり望ましいことだと捉えているかもしれない。その理由としては、恋愛や親密な関係、社会的地位の向上、家族からの自立等を結婚のメリットであると考えられていることが挙げられる。難民の家族は、児童婚を有益であると考える追加的な理由を持っている可能性がある。時には、受入コミュニティの男性との結婚により、入国が容易になり、在留資格の正規化が順調に進み、移動の自由度が向上し、リソースやサービスの入手、利用可能性が向上するという、対処戦略である場合もある[27]。特定の国々では、受入コミュニティの男性と結婚した難民の女の子は、移動の自由度の向上、労働市場への参加、医療施設の利用、自身の子どもの教育機会等の特権を享受できる可能性がある。避難してきた国の国籍を持つ男性との結婚も、難民の女の子が合法的な居住権を取得することを容易にし、時には、難民や無国籍の女の子と彼女たちの子どもの国籍取得を可能にさせることもある。

また人道支援コミュニティの間で、基本的な生活品、贅沢品の入手のために、結婚を「選択」する女の子がいるという認識が広まっている。その「選択」は、彼女たちが安心を感じられる相手と共に、よい未来を構築するために主体性を発揮したものと捉えられる場合がある。一方で、危機、避難下で経験している現在の苦境から生き延び、脱却するための手段が他にないためだと捉えられることもある。だが、そうした取り決めが安全性の向上につながることは少ない[28]。

2.3.5 未届出の結婚と短期契約の結婚

自身に関する公的書類の取得に対する障壁と、児童婚を禁止、犯罪化する法律の存在は、未届出の結婚(非公式な児童婚)の増加につながりかねない。このことは、難民の居住地で顕著に見られる現象であり、書類が入手不可能であったり、法的書類の発行費用を払えない場合が多い。とりわけ、強制避難前から貧困、安全ではない状況、疎外により既に不利な立場にいたコミュニティでは、それらが頻繁に起きている。短期契約の結婚とは、永続的な社会的、法的効力を伴わない一時的な結婚を指す。「時に、家族が金銭の獲得と引き換えに娘の一時的な「結婚」に同意することがあるが、それは契約結婚とも呼ばれ、人身取引の1つの形である」[l]。未届出の結婚は、国内法に基づく配偶者とその子どもに対する法的保護を弱め得るため、特定の状況下では、それが新たな保護上の懸念を生じさせる可能性がある。特に女の子にとっては、離婚後の扶養料、相続、財産、親権に関する権利等がそれらに含まれ得る。


©Plan International/Izla Bethdavid/エチオピア

2.3.6 出生登録の欠如

出生登録は基本的人権であり、他の権利の行使を可能とさせる基盤である。その法的な身分証明は、子どもの暴力、虐待、搾取からの保護に役立ち、出生証明書なしでは、子どもは自身の年齢や親子関係の証明や権利の行使ができず、その結果、結婚の強制、労働市場への強制的な参加、軍隊や武装集団への徴用といった危険に晒される可能性が格段に高まり、時には無国籍になる可能性が高まり得る[29]。

出生登録の欠如は、児童婚の主な抑止要素の1つとされる教育へのアクセスなど、既存の格差を一層深化させる可能性もある。出生証明書を持たず、法的に年齢を証明できない女の子は、児童婚をさせられ、教育の機会を奪われる可能性が一層に高い。

2.3.7 気候変動

2020年に行われた180カ国のデータを対象とした定量分析は、経済的、気候的、文化的変数を用いて、気候変動の児童婚への影響を調査した。その結果、気候変動が脆弱性や不平等を深化させ、児童婚の発生率上昇に加担していることが判明した。それは、世帯収入の減少、ジェンダー差別の深化、極貧状態の悪化といった要素が重なることで生じている。その分析結果によると、思春期の女の子は、ジェンダー不平等と貧困という二重の困難を経験している。気候ショックは、児童婚の既存の起因を一層強化させる要素として特定された。気候ショックは、居住地からの避難、資産や収入創出機会の喪失、学業の中断、性と生殖に関する健康(SRH)サービスの享受可能性の低下、性暴力の発生率やその恐怖を高める環境の醸成という形で現れる。そうした状況の累積的な影響により、家族は娘を未熟な状態で結婚させるのを強いられ、思春期の女の子のSRHRに重大な脅威をもたらしている[30]。

l. 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)『有害な慣行に関するCEDAW委員会第31号/CRC委員会第18号の合同一般的勧告/一般的意見』(2014年)24項を参照のこと。

2.3.8 世界的な公衆衛生危機とパンデミック

パンデミックやその他の公衆衛生上の危機は、子ども、女の子、女性、その他の脆弱な立場にある人びとに深刻な影響を及ぼす。たとえば、COVID-19の感染拡大を抑えるための措置により、ロックダウン、学校閉鎖、保健医療や社会サービスの中断、生計機会の喪失などが生じた。2020年の児童婚に関する十分な各国データは不足しているものの、ユニセフとUNFPAによる「COVID-19下における児童婚」に関する調査では、教育の中断、経済的打撃、保健医療サービスの中断による早期妊娠や計画外の妊娠の増加、保護者の死亡などを主な要因として、さらに1,000万人の女の子が児童婚のリスクにさらされると推定している。同調査では、この時期に結婚手続きが簡素化され、費用が低下したことも、児童婚の増加に寄与した要因として挙げられている。また、中長期的には、コミュニティが経済的打撃を受け、保健医療、教育、子どもの保護などの基本的なサービスへのアクセスが限られている場合、児童婚のリスクはさらに高まるとしている[31]。

自身で主導した結婚

バングラデシュ、ニジェール、インドネシアのプランの国別事務所と共同で実施した最近の児童婚の状況分析や他の調査は、女の子、特に思春期後半の女の子が、自身で結婚を主導する事例があることを示している。バングラデシュでは、キャンプでの退屈な生活からの解放、あるいは自身に与えられた唯一実現可能な選択肢として、結婚を捉える者もいる。また、同伴者がいない女の子が、安定した生活環境の確保を願って、結婚を望むこともある。

同調査結果は、思春期の若者は経済、生活状況の改善を望んで児童婚に駆られているとしているが、女の子と男の子では結婚に至る要因が異なる。女の子、特に同伴者がいない、あるいは家族離散となった場合、安心感と安全が、児童婚を選択する主な動機となっている。同調査の回答者は、思春期の女の子は、できる限り早く夫を見つけることが成功の証であるとする、仲間やコミュニティからの期待に強く影響を受けていると述べた。コックスバザールでは、文化的、宗教的規範が女の子の自立性と移動の自由を厳しく制限しており、彼女たちが教育を受けたり、就労により収入を得ることはほぼ不可能である。そのため、結婚による経済的な支えの確保が、彼女たちが経済的安定を得る唯一の方法とみなされている。男の子の児童婚の理由は若干異なり、自身で結婚を選択する者は通常、既に収入を得ている。彼らの移動に対する文化的、宗教的制限はないため、難民キャンプを離れて日雇い労働者として働くことができるという。同調査の回答者はまた、児童婚が何世代にもわたって存在し、思春期の若者がこうした慣行やそれを支えるジェンダー差別を当たり前のこととして受け入れるよう社会化されているため、社会文化的規範が彼らの結婚の要因となっていると指摘した。

事実、ミャンマーでの強固な法的枠組みと執行体制のおかげで、避難前のロヒンギャ・コミュニティでの児童婚の発生率は、極めて低かった。

仲間からの圧力も重大な影響を及ぼしている。コックスバザールの児童婚の状況分析の結果は、女の子が結婚をあまりに遅らせると夫を見つけるのが難しくなると信じていることを明らかにした。その不安はストレス要素となり、児童婚の促進要因となっている。未婚のままになることへの恐怖は、ロヒンギャの女の子を、人身取引やマレーシア等の国への移動という危険に晒させている。状況分析結果は、仲間からの圧力は双方向的に作用し、同じ集団やコミュニティの女の子が早期の結婚に価値を見出さない場合、他の女の子が結婚を遅らせる力を持つと感じるため、児童婚を阻止する保護要因としても機能し得ることを明らかにした。そのため、思春期の若者を対象としたピア・ツー・ピア活動や、彼らに特化した効果的なメッセージへの発信への注力が求められる。

ニジェールも同様に、状況分析の結果、女の子の初婚年齢は、仲間の他の女の子が結婚する時期に強く左右されることが明らかとなった。コミュニティでは、女の子の結婚は彼女自身と保護者にとって誇りの源であり、仲間の他の女の子よりも先に結婚するのを望む考え方が支配的である。最初に結婚する女の子は、コミュニティで模範として称えられ、素早く夫を見つけられた知性と戦略眼を称賛される。彼女の母親もまた、社会的に高い評価を受け、それほど結婚しやすい娘を育てたとして称賛される。それが競争を煽り、ひいては一層年齢の低い女の子の児童婚の発生率を高める一因となっている。

出典: UNHCRとプラン: ニジェール、バングラデシュ、インドネシアの状況分析報告書

2.4 児童婚の影響

児童婚は、女の子の人生に短期的、長期的な壊滅的影響を及ぼす。彼女たちは、心身の準備が整う前に大人になるよう強いられ、結婚した者は、健康や教育、安全、関与を享受する権利を剥奪されることが多い。結婚した女の子の学業継続の可能性はかなり低く、生涯にわたり収入創出能力が制限される可能性が高い。彼女たちは孤立する場合が多く、自身の権利が制限され、夫や家族による児童性的虐待(CSA)やIPVを含む、身体的、精神的、性暴力を受ける可能性が高い。児童婚は早期妊娠と強い相関関係を持ち、身体が出産には早すぎる状態での出産には、高い産婦人科的合併症の罹患率や妊産婦死亡率が伴う。夫との力関係により、安全な性行為のための交渉能力が低く、HIV/エイズ等の性感染症(STI)に感染する可能性も高い[32]。

加えて、多くの状況下で、児童婚は短期間で終わり、結果として、結婚はしたが現状では夫と同居していない女の子は、かなりの数に上る。それらの女の子の中には、自ら離婚を選んだ者、見捨てられた者、別居状態の者、未亡人の者、離婚させられた者などがいる。彼女たちは、子どもの世話を1人で担う状況に置かれていたり、子どもが夫や夫の家族と暮らしている場合には、子どもと会うことさえ困難な状況にいる場合もある。児童婚に伴う複雑な社会的力関係、避難、危機下にいる女の子が選べる選択肢の制限された状況は、彼女たちの安定した経済的将来の構築能力や、自身と子どものウェルビーイングのために安全な判断を下す能力に、重大な影響を及ぼしている。

以下に、強制避難や危機下にいる女の子が、児童婚によって被る主な影響をいくつか挙げる。なお、状況次第で、それらの影響の一部が児童婚の要因となり得る場合も、その逆も然りであるため、それらが互いに独立したものとは解釈すべきではない。

2.4.1 主体性の制限

児童婚は、女の子が誰と、いつ結婚するかを選択する権利を剥奪する。結婚への意向の有無や結婚の時期を決めることは重大な決断であり、脅威や強制を受けることなく、自由意思に基づいてなされるべきものである。その点に関しては、ほぼすべての国が合意している[49]。児童婚をさせられた女の子は、平等、教育、自身と彼女たちの家族の健康とウェルビーイングのための適切な生活水準を享受する権利を奪われている[33]。性別や年齢のために、未婚の女の子は、結婚に関する意思決定過程での主体性を認められないことが多く、結婚し妻となった後も同様である。

2.4.2 保護上のリスク

児童婚を強いられた女の子、特に強制避難した者や無国籍の者が経験する虐待は、広範で記録されており、児童虐待、レイプ、心理的虐待や経済的虐待、身体的暴力、IPV、殺人等が含まれる[34]。夫が主な加害者であることが多いが、他の家族の構成員も、食料や教育等のリソースを与えないことを含め、結婚した女の子に対して精神的、身体的、言葉による虐待を行うことがある。結婚した女の子が、実家に戻ることや支援を求めようと試みた場合、自身の家族からの虐待や拒絶に苛まれることがある。そのような暴力的な状況下で、結婚した女の子が孤立感や抑うつ感を覚え、自殺願望も抱くことさえある。配偶者双方が子どもである児童婚の場合でも、ジェンダー的な力の不均衡は存在し、夫もまた、大人の婚姻関係にて子どもであるために、特定の悪影響を経験する可能性がある。たとえば、家族を養い守ることを期待されることにより、精神的な健康が損なわれる場合がある。

結婚が法的に登録されていない場合、女の子とその子どもは、成人後もさまざまな長期的影響を受ける可能性がある。国や地域によっては、子どもの出生登録に、保護者の有効な婚姻証明書が必要とされる場合がある。そのため、未登録の非公式な結婚から生まれた子どもは、出生登録がなされず、法的な身分証明を持たないまま取り残される重大なリスクにさらされる。また、そうした結婚から生まれた子どもは、既存の文化的規範のもとで、父親が責任を負うべき存在とみなされない場合もある[35]。出生登録や身分証明がないままであれば、子どもはさまざまな保護上のリスクにさらされ、無国籍となる可能性もある[36]。短期結婚や未登録結婚では、離婚や婚姻契約の終了、放置、配偶者の死亡などが生じた場合、女の子がさらに脆弱な立場に置かれ、財産や所有物、子どもに対する法的権利を主張できない可能性がある。また、必要な書類が存在しないことで、こうした形態の児童婚を把握することが難しくなり、子どもである配偶者がプログラムや支援資源にアクセスすることが制限される場合もある。

児童婚で暴力が多く発生する理由は、いくつか考えられる。子どもの頃に結婚した女性は、教育を受けておらず、貧困下で生活し、伝統的なジェンダー規範に縛られていると感じている場合が多い。児童婚は、常にではないが、配偶者間の著しい年齢差、力の不均衡、社会的孤立、女性の自律性の欠如といった特徴を伴うことが多い。それらはすべて、IPVのリスクであることが実証されており、潜在的な因果の仕組みを示している。児童婚をした女の子の大多数が、初めての性的体験を強制されたもの、と述べていることは、頻繁に指摘されている。CSAやIPVもまた、児童婚の頻繁で重大な影響である。


©Plan International/Jihad Al-Nahari/イエメン

調査結果は、児童婚は女の子と女性がIPVに遭う可能性を高め、それが身体的、精神的な健康にさらなる悪影響を与えることを示唆している。

女の子を誘拐し、戦闘員との結婚を強制することは、重大かつ深刻な暴力であり、彼女たちの心身の健康に長期的影響を及ぼす。児童婚は、武装集団によって紛争の武器として用いられることがある。国連は2021年、アフガニスタン、モザンビーク、マリ、イラク、中央アフリカ共和国、コロンビア、コンゴ民主共和国、リビア、ミャンマー、ソマリア、南スーダン、スーダン、イエメン、シリア等、紛争の影響を受けている複数の国で、武装集団の戦闘員により女性と女の子が誘拐されたという報告を受けた[37]。

2.4.3 メンタルヘルスとウェルビーイングを含む保健医療へのアクセスの不足

結婚した女の子は、早期妊娠や意図しない妊娠を経験することが多い。また、妊娠が児童婚につながる要因となる場合もある。多くの状況では、結婚後すぐに子どもを持つことが家族から期待され、それが女の子に早期妊娠を促す圧力となっている。女の子は、自身の身体に関する情報や、性と生殖に関する健康(SRH)についての知識、関連するサービスへのアクセスに関する情報を十分に得られていないことも多い。また、年齢やジェンダーによる不均衡な力関係のため、安全な性行為について交渉したり、自ら意思決定したりする力が大きく制限されている場合がある。早期妊娠に伴うリスクには、難産[38]、妊産婦死亡、新生児死亡、瘻孔[39]などに起因する母親や子どもの健康上の問題や障害が含まれる。出産や妊娠に関連する合併症は、15歳から19歳までの女の子の主な死因となっており、思春期の女の子による出産の90%が婚姻内で起きていることから、児童婚と早期妊娠との強い関連性が示されている[57]。

プランがジンバブエの女性難民委員会(WRC)[17]と共同実施した調査から、女の子、特に結婚した女の子は、疎外感や深刻な孤立状態にあると認識しており、そのことがメンタルヘルスや心理社会的状態の悪化を招いていることが判明した。

結婚した女の子は、社会規範により、彼女たちの保護者や夫、夫の家族からも不当な扱いを受け、放置と暴力の悪循環に陥ることが多い。そうした繰り返される苦境は、メンタルヘルス、心理社会的支援(MHPSS)サービスの欠如により一層悪化し、自殺を含む重大なメンタルヘルス上の問題を生む可能性がある。

2.4.4 教育へのアクセスの制限

児童婚は、さまざまな理由から、女の子が学校を中途退学する直接的な要因となることが多い[40,41]。家事の負担、結婚後の支援体制、仲間とのつながりの変化、夫や義理の家族によって教育を受けることを認められないこと、仲間からのいじめやスティグマ、結婚した女の子を十分に包摂していない学校のサービス、早期妊娠、さらに多くの状況で見られる妊娠した女の子を学校から排除する方針などにより、結婚した女の子は中途退学に至る可能性が非常に高くなる。また、女の子の教育や将来の雇用に対する期待が低く、児童婚が当たり前のものとして受け入れられている状況では、家族が女の子の就学継続を重視しなくなる場合がある。そのことが学業成績にも悪影響を及ぼし、中途退学につながることが多い。プランとWRCがフィリピンの紛争影響下のコミュニティで実施した調査では、結婚した女の子が教育を続ける際に、仲間からいじめ、ハラスメント、スティグマを受けることが多いことが明らかになった。こうした状況は深刻であり、女の子が中途退学する主な要因として挙げられている[28]。

2.4.5 生計手段と経済的機会の縮小

貧困と生計手段、経済的機会の欠如は、児童婚の起因であり結果でもある。児童婚は、結婚した子ども自身や子どもの家族、コミュニティ、社会全体に経済的影響や負担を与える[42]。それは女の子の将来の可能性を狭め、長期的には彼女たちの就労機会を制限させ、その結果、貧困の連鎖が繰り返される可能性を高める。同時に、貧困は、差別的なジェンダー規範と組み合わさり、彼女たちを結婚へと追い込む(起因に関しては2.2を参照)。多くの難民や人道危機下で、援助への依存や就労、移動の自由の享受の権利に対する制限が、安全な労働市場や経済的機会の参加、獲得を阻害し、貧困の連鎖を強化している。



3 児童婚の防止、リスク軽減、対応に向けた取り組み

児童婚の防止、リスク軽減、対応に関するプログラムでは、思春期の女の子に配慮したアプローチ[43]を採用し、それぞれの状況に即した内容とするとともに、既存の子どもの保護プログラムやGBV対策プログラムに統合することが求められる。また、児童婚の規模や影響を踏まえた状況分析に基づき、プログラムの策定、サービス提供、アドボカシー活動に反映するとともに、関係するアクター間で適切な優先順位付けを行う必要がある。

3.1 児童婚対策プログラムでの思春期の女の子に配慮した手法の適用

児童婚がジェンダー不平等に根ざしており、女の子、特に思春期の女の子に甚大な影響を及ぼしていることを踏まえると、児童婚対策のプログラムやプロジェクトが成功を収めるには、プログラム策定とサービス提供者の考え方や行動についても、思春期の女の子に配慮した手法の導入が求められる[44]。

それは、思春期が成長と自己発見のための極めて重要な時期であることを認識するとともに[64]、その過程で、女の子が社会一般だけでなく人道支援プログラムの中でも、自らの存在や声を十分に認められにくいという特有の困難に直面していることを理解することを意味する[45]。思春期の女の子に配慮したアプローチを採用することは、彼女たち自身の安全とウェルビーイングに関する意見や役割の重要性を認識し、主体的な参加とエンパワーメントを促すとともに、それぞれの発達段階や情緒的ニーズに応じた安全な場をつくることを意味する。こうした場は、女の子が自らの思いや意見を表現するだけでなく、解決策や支援の仕組みを共につくり上げるための協働の場としても機能し、彼女たちの包括的な成長を、配慮と理解をもって支えることにつながる。

思春期の女の子に配慮したアプローチに関する主な資料



『思春期の若者向けプログラム・ツールキット: 危機下における思春期の若者向けプログラムと女の子のエンパワーメントのための指針とツール』
プラン(2020年)



eラーニングモジュール:
『児童婚プログラムにおける思春期の女の子に配慮したアプローチ』
プラン、UNHCR(2024年)

また、思春期の女の子に配慮したアプローチを採用することで、プログラムが適切かつ安全で、女の子のニーズに基づいたものとなり、児童婚の問題に、実際にその影響を受けている人びとの状況に即した形で取り組むことができる。

こうしたアプローチを効果的に実践するためには、プログラムやサービス提供の基盤となるいくつかの重要な要素があり、サービス提供者にも、それに応じた考え方や行動が求められる。

- 思春期の女の子に配慮した考え方と行動をとる
- Do no harm(危害を与えない)の原則を守る
- ジェンダー・トランスフォーマティブであること(力関係と交差性)
- 多部門・多層的であること(部門と社会生態学的領域)
- 子どもの最善の利益を重視する
- 年齢に適したものとする
- 有意義な参加を可能にする
- コミュニティ主導とする



3.1.1 思春期の女の子に配慮したプログラムの重要な要素

重要な要素として、思春期の女の子自身が特定した多様なニーズ、優先事項、能力に応える行動、考え方の意図的な設計、実践が含まれる。それらのプログラムは、交差性と権利に基づく視点を取り入れ、あらゆる思春期の女の子に対応し、特に、婚姻歴のある女の子など、最も危機に瀕しており支援が届きにくい集団に重点を置いている。

思春期の女の子に配慮した手法には、いくつかの重要な要素があり、それらは、プログラム策定とサービス提供者としての私たちの考え方、行動にも適用されるものである。プログラム策定での重要な要素として以下が挙げられる。

ジェンダー・トランスフォーマティブ (権力関係と交差性)	ジェンダー・トランスフォーマティブなプログラムは、ジェンダー不平等の是正、構造的な障壁の解消、不利な立場に置かれている人びとのエンパワーメントを明確に目指すものである。
多部門・多層的 (部門と社会生態学的領域)	多部門とは、さまざまな部門と連携し、または取り組みを統合することで児童婚に対応することを意味する。多層的とは、社会生態学的モデルの異なるレベルを横断して取り組むことで、児童婚に対応することを意味する。
年齢に応じた適切性	思春期の若者とのあらゆる関わりや、彼らに提供するサービスは、子どもや思春期の若者に配慮したものであるべきである。これは、子どものニーズ、発達段階、性別、ジェンダーに応じてサービスを調整することを意味する。たとえば、対象となる年齢層に適した言葉を用い、発達段階に応じたサービスを提供することなどが含まれる。
女の子の有意義な参加	女の子は、自身の成熟度や発達しつつある能力に応じた適切な方法で、自分たちに影響を及ぼすすべての意思決定に参加できるべきである。女の子は単に意見を求められるだけではなく、意思決定の重要な担い手として関わる必要がある。
コミュニティ主導	すべての取り組みや活動を有意義で状況に即したものとするため、コミュニティにすでに存在する慣行や知識を活用するとともに、現地の能力を強化し、コミュニティに対する説明責任を高める。
子どもの最善の利益	子どもの最善の利益は、子どもの集団または個々の子どもに直接的または間接的に影響を及ぼすUNHCRのあらゆる行動や意思決定において、最優先に考慮されなければならない。また、UNHCRが当局やその他のアクターに提供する子どもの保護に関するあらゆる支援においても、最優先に考慮される必要がある。子どもの最善の利益は、一般的に子どものウェルビーイングに基づいて判断される。その際には、ジェンダー、年齢、成熟度、経験などの個々の状況に加え、保護者の有無、家族や養育者との関係、その他のリスクや能力など、さまざまな要因が考慮される。
Do no harm **(危害を与えない)**	児童婚に関するプロジェクトでは、Do no harmの原則を徹底する必要がある。個々の介入だけでなく、より広い状況にも目を向け、社会のつながり、女の子などの対象となる人びと、経済、環境に対して生じ得る悪影響を把握し、その軽減を図る。

ジェンダー・トランスフォーマティブなプログラムに焦点を当てる

ジェンダー・トランスフォーマティブなプログラムは、ジェンダー不平等の是正、構造的障壁の解消、不利な立場にいる人びとのエンパワーメントを明確に目指している。ジェンダー・トランスフォーマティブな解決策を目指すことは重要ではあるが、さまざまな理由により、あらゆる活動でそれが常に可能である訳ではない。

危機的状況にあったり避難下における児童婚の防止、対応の検討時には、その状況下で児童婚がどんな形で現れているかを把握し、その上で、根本原因(ジェンダー不平等)や児童婚の起因への対応の可否や対応方法を評価することが求められる[46]。

危機の動向や不安定さ、影響を受けた人びとが他の差し迫った生存上のニーズよりも規範の変革を優先できないために、根本原因(ジェンダー不平等)への対応が可能ではない場合もある。ジェンダー・トランスフォーマティブなプログラムは、考え方や規範を変えるには持続的な取り組みを必要とし、一般的に長期(2年超)にわたる。そのため、そうしたプロジェクトがあらゆる状況で実施可能である訳ではないが、プロジェクトにいくつかのジェンダー・トランスフォーマティブな活動を組み込むことで、将来のプロジェクトや長期的な取り組みを支える基盤の構築が可能となる。

児童婚撲滅のためのジェンダー・トランスフォーマティブ・アプローチの詳細は、UNFPAとユニセフのテクニカルノート内の事例を参照のこと。

多部門、多層的なプログラムに焦点を当てる

ユニセフの最近の調査では、児童婚のような複雑な課題であっても前進は可能である一方、その成果を持続させ、さらに加速させるためには、包括的で多部門・多層的な取り組みが必要であることが示されている。多部門とは、さまざまな部門と連携し、または取り組みを統合することで児童婚に対応することを意味する。多層的とは、社会生態学的モデル[47]に基づき、女の子、家族や友人、コミュニティ、社会、人道支援といった異なるレベルを横断して児童婚に対応することを意味する。思春期の女の子のエンパワーメント・プログラムなど、単一のレベルに限定された介入だけでは、女の子やその家族のニーズを十分に満たすことはできず、児童婚のリスクや脆弱性を軽減することもできない。これは、単一レベルの介入では一つの領域にしか働きかけることができず、変化を妨げる構造的な障壁を取り除くには不十分だからである[48]。



3.1.2 思春期の女の子に配慮した考え方と行動

サービス提供者がコミュニティで変革を図っている有害な規範や信念同様に、私たちの職員の中にも考え方、知識、行動が存在している。皆が、自身に刻み込まれる文化や社会の中に生まれ育ち、そうした文化は帰属意識を形成する一方、特定の集団や行動に対する偏見や否定的な考え方といった、負の影響を及ぼすこともある。女の子が経験している有害な考え方や規範を強化することなく、彼女たちと判断を押し付けないことに交流ができる安全な場を創出することが重要である。

サービス提供者と実務者は、児童婚対策プログラムやプロジェクトが、女の子、彼女たちの家族、広範なコミュニティと関わる時と同様に、ジェンダー平等、判断を押し付けないこと、差別しないこと、権力と特権の認識やDo no harmの原則等の、価値観、信念の堅持が求められる[43]。


©Plan International/Fabien Akakpo/ニジェール

3.2 児童婚の状況分析

児童婚は複雑で動的な問題である。そのため、プログラム活動が児童婚を維持させる構造や信念を強化させないようにするためだけでなく、プログラム成果の向上のためにも、私たちが活動するコミュニティでの児童婚の実施状況や、危機や避難がその慣行にどう影響しているかを把握することは極めて重要である。強制避難下では、権利の享受の制限や、人道支援自体により、新たな起因が生じることがある。

社会生態学的モデルは、個人、家族や友人、コミュニティ、児童婚を維持させる社会的要素の間の複雑な相互作用の分析により、児童婚の理解に役立つ。また、危機、避難下では、人道支援自体を独立したレベルとして捉え、児童婚のリスク要因や保護要因に人道支援が及ぼし得る影響の考慮も重要である。

危機、強制避難下での児童婚の状況分析のためにUNHCRとプランが共同開発した新たなツールキットに手法やツールを盛り込むことで、あらゆる部門のプログラム策定、戦略、介入策の根拠の基盤の強化が可能となる。同ツールキットは、特定の状況下での児童婚の分析のために、調整された社会生態学的手法を活用している。また、同ツールキットの手法ツールは、多部門でのニーズ評価や迅速なジェンダー評価への組み込みも可能である。

同ツールキットの主要な資料である、『児童婚について知るべきこと(WWNK-CM)』は、特定の状況下で児童婚が起きる起因となる、女の子と彼女たちの家族が経験している可能性のある危険性や圧力の理解に役立つ、さまざまな情報の整理に役立つ。



児童婚の状況分析実施のための資料

ご自身の状況下での児童婚の状況分析の実施に関する詳細な手引きに関しては、UNHCRとプランの新たなツールキットを参照のこと。

WWNK-CMツールの概要版

レベル	WWNK-CM
個人 **例: 女の子、子ども** 児童婚に対する脆弱性、基本的なニーズやサービスへのアクセス、希望や将来への願い	• 子ども、思春期の若者、その家族は、児童婚に対してどのような脆弱性を抱えているか。 • 女の子はどのような保護上の懸念に直面しているか。それは男の子が直面する懸念と異なるか。 • 児童婚のリスクにさらされているのは誰か。また、その理由は何か。 • すでに結婚している、または過去に結婚した経験のある「婚姻歴のある」子どもは誰か。なぜ結婚したのか。その結婚は本人の意思によるものだったのか、それとも他者から強いられたものだったのか。婚姻歴のある女の子は、サービスや支援にアクセスする上で、どのような力や資源を持ち、どのような障壁に直面しているか。 • 児童婚は、女の子や男の子、早期妊娠や母親になること、教育、権利の行使、出生登録などにどのような影響を及ぼしているか。 • 思春期の若者、特に女の子は、どの程度参加し、意思決定に関わることができているか。
人間関係と家族 養育者や家族レベルにおけるリスク要因と保護要因	• 女の子は誰と結婚しているか。配偶者にはどのような特徴があるか。 • 保護者や養育者が児童婚を選択する背景には、どのような要因があるか。たとえば、世帯の食料確保の状況や、基本的なニーズを満たすための生計手段、保護者や配偶者の収入創出機会などが挙げられる。 • 家庭環境は安全か。 • 教育、就労、結婚、人間関係に対する養育者の考え方を含め、女の子と男の子に対してどのような社会規範、ジェンダー規範、期待、価値観があるか。 • 結婚を理想化することや、仲間が結婚しているかどうかなど、仲間の存在は、児童婚を選ぶ、または避ける意思決定にどのような影響を及ぼしているか。
コミュニティ コミュニティ環境におけるリスク要因と保護要因、社会規範、コミュニティサービス	• 結婚を遅らせることの利点や、女の子にとって結婚以外にどのような選択肢があるかについて、十分な情報を得ることができるか。 • コミュニティ、行政、宗教などの指導者は、児童婚を促進または抑止することについてどのような考えを持っているか。また、児童婚を防止する取り組みに関わるための動機やインセンティブは何か。 • コミュニティには、女の子を児童婚から守るためのどのような力や支援体制があり、どのような考え方があるか。 • コミュニティレベルのサービスには、児童婚のリスクにさらされている女の子や婚姻歴のある女の子、その家族を支援するためのどのような能力や姿勢があるか。 • 思春期、月経、成人への移行を示す節目などに関連する慣行を含め、どのような社会規範、ジェンダー規範、文化的慣行が児童婚の容認に影響を及ぼしているか。
人道支援の能力と調整 職員の知識と姿勢、リスク軽減、児童婚と思春期の女の子への対応の優先化	• 危機以前と現在を比較して、児童婚の慣行や意思決定の傾向はどのように変化しているか。 • 人道支援の実施に伴って生じ得る児童婚のリスクを特定し、対応するために、人道支援体制や調整の仕組みにはどの程度の能力があるか。また、既婚の女の子、妊娠している女の子、若い母親を支援の対象に含めることができているか。 • あらゆる思春期の女の子を支援する上で、プログラムや実務者にはどのような知識や姿勢があるか。 • 婚姻歴のある女の子は、サービスや支援にアクセスするうえで、どのような障壁に直面しているか。 • 児童婚の事例について、難民保護手続きの中でどのような対応が行われているか。 • 児童婚への対応は、各部門、ドナー、政府において、重大な保護上の課題としてどの程度優先され、認識されているか。
社会 法律、政策、制度、サービス、支援環境	• 国や地域レベルで、児童婚に関するどのような法律や政策があるか。最低婚姻年齢とその例外、性交同意年齢、既婚または妊娠中の女の子の教育へのアクセスなども含めて確認する。 • 難民や避難民コミュニティに適用される法的枠組みはどのようなものか。また、法律や権利は実際にどの程度保障、執行されているか。 • 児童婚への対応に取り組む国内組織や国家行動計画にはどのようなものがあり、それらを実施する能力はどの程度あるか。 • 正式、非公式な結婚について、婚姻登録や挙式にはどのような手続きがあり、その主な強みと課題は何か。 • 児童婚を含む婚姻登録、出生登録、関連する情報管理システムはどのような状況にあるか。

3.3 児童婚に関する主要なプログラム領域

児童婚の危機に瀕している女の子や婚姻歴のある女の子のニーズ、経験している現実と、人道支援の対応能力が明確に把握できれば、児童婚に対応し、女の子と彼女たちの家族を支援するための、主要プログラム上の介入策の策定が可能になる。ただし、状況によっては、以下のプログラム領域の全域が、最初の介入策として実施可能ではない場合がある。

- 法律と政策の強化
- 婚姻歴のある女の子と児童婚の危機に瀕している女の子への対応
- 家族とコミュニティとの連携
- 事例管理と児童婚
- 難民保護手続きと児童婚
- 他部門との連携による児童婚の撲滅への取り組み

3.3.1 法律と政策の強化

法的枠組みの強化は、児童婚の慣行を阻止し、子ども、特に女の子の権利とウェルビーイングを守るための重要優先事項である。強固な法的基盤とは以下のとおりである。

- 児童婚への抑止力かつ社会的非難を表す、児童婚に対する明確で断固とした姿勢である。
- 起訴の法的根拠を確立し、加害者にその行為に対する説明責任を負わせるものである。
- 脆弱な人びとに安心感と助けを求める手段を提供する、彼らを保護する環境の創出に貢献する。
- 包括的な情報キャンペーン、教育プログラム、コミュニティを関与させた取り組みが実施される状況を創出し、児童婚が社会的に認められないだけでなく、法的な処罰の対象であるということを強く訴えるものである。

児童婚に関する法律、政策の強化のための取り組みの例

- 特定の国の特定の集団を対象とした児童婚に関する法律の分析や文献レビュー
- 政府や主要な利害関係者を対象にした、法律の不備や執行体制の強化のための提唱活動
- 児童婚関連の法律に関する、難民、受入コミュニティへの情報提供
- 児童婚から子どもを守るための役割に関した、コミュニティリーダーとコミュニティ住民の対話


©Plan International/Izla Bethdavid/グアテマラ

法的枠組みは、児童婚を阻止し、結婚した子ども、特に女の子の保護のための極めて重要な基盤を提供するが、児童婚の効果的な防止や撲滅のためには、他の介入策と組み合わせなければいけない。児童婚の起因として、複雑な社会経済的、文化的、人道的要素が存在するため、包括的な取り組みが必須となる。強制避難したコミュニティが、特有の状況に置かれている場合は多く、それが、児童婚に対する既存の法的保護措置の行使を困難にさせる場合がある。法的措置と包括的なコミュニティベースの取り組みを相乗的に組み合わせることによってのみ、強制避難下での児童婚の防止に関して、有意義な前進を遂げることができるのだ。

子どもの保護とGBV対策に携わるアクターは、自身の活動実施地の法的枠組みを理解し、当該国の法的枠組みが定める保護要因に沿った防止策を策定し、政府、コミュニティ、他の人道支援アクターに対し、法的枠組みにおける必要な変更を求める提唱活動の実施ができるようにならなければいけない。サービス提供者は、各役割にてそうした法的知見が、実務でどんな意味を持つかを考慮し、法的知識を、その状況下で有意義な変化を生み出す実行可能な戦略の形で活用させるべきである。

既存の法律、政策の分析

児童婚の状況分析には、既存の法律、政策の分析が含まれるべきである[46]。その分析では、結婚に関する法律、政策の複雑さを踏まえるとともに、児童婚と家族法、身分法、刑法、国籍法、難民法、子どもの保護やGBVに対応するための法等、児童婚の影響に関連するさまざまな法律に関しても考慮すべきである。慣習法、宗教法、他の非公式な司法制度等、特定の宗教コミュニティを統治する独自の法体系を持つ国では、それらの法や法手続きが特定のコミュニティで果たしている役割の考慮も重要である。

法定最低結婚年齢、法的同意年齢、成年年齢を定める法律は、児童婚の防止、リスク軽減、対応に関して重要なツールである。だが、法定最低結婚年齢が定められている場合でも、子どもが関与する結婚の問題に、子どもの最善の利益を優先した効果的な対応のための明確な法律が欠如していることが多い。多くの国で、法定最低結婚年齢未満の者の結婚は、保護者の同意があれば可能とされている。法制度は、18歳未満の者が関与する結婚が法的に認められないことを保証すべきである。危害軽減策として結婚の承認が必要な例外的状況では、さまざまな選択肢に伴うリスクを慎重に検討し、結婚の継続に伴う危害の軽減のための措置を特定するための、徹底した手続きが整備されているべきである。

児童婚に直接的に対応していなくても、児童婚に影響する法律も存在する。たとえば、義務教育年数や学業終了の最低年齢を定めた法律は、女の子の結婚の防止に寄与する[49]。同時に、妊娠した女の子の就学継続が法的に禁じられている場合、既婚の女の子や未婚の母親の学業継続を妨げ、結果として、彼女たちのリスク要因を増やすことになる。別の例としては、出生登録に対する法的障壁や、難民の出生登録を制限する政策が挙げられる。難民の女の子は年齢を証明できるものがない場合、18歳未満で結婚させられる可能性が高まる。

通報義務制度を含む、子どもの権利に影響を与えるあらゆる法律、政策、規制は、児童婚と関連する可能性がある。たとえば、避妊手段が既婚女性のみが利用可能であったり、夫の許可が必要となる場合が挙げられる。

強力な法的枠組みが存在する場合でも、その執行、実施が一貫性を欠いたり、限定的であることがある。難民の間では、未届出の結婚や短期契約の結婚が増加する可能性がある[16,27]。そうした結婚は、受入コミュニティでの婚姻の登録方法に関する理解の欠如や、それに伴う費用の支払い能力の欠如のために生じたり、家族がその結婚が法律上、認められていないのを認識しているため、意図的に取り決められる場合もある。短期契約の結婚は多くの場合、性的搾取に陥る可能性があり、女の子や彼女たちの家族は結婚の見返りとして金銭を受け取るが、結婚は短期間で終了する[m]。それらの問題に対応するには、法律の好ましく保護的な要素の執行を厳格化させ、女の子と彼女たちの家族に結婚に関する法律、児童婚の影響、彼女たちに対する前向きな代替案に関する情報を提供することが求められる。

国際基準に沿った法律制定への提唱

国内法を国際基準に合わせることは、児童婚防止のための重要な戦略である。African Report on Girls and the Law - Getting Girls Equal[50]では、児童婚を禁止する一貫した法律を有するアフリカ諸国では、そのような法律がない国々より、児童婚の発生率が40%低いことが指摘された。

子ども、特に女の子の権利は、国際法において子どもの権利の認識と保護の基礎となるCRC等の国際的、地域的な文書により、直接的あるいは非直接的に保護されている。CRCはあらゆる子どもを対象としており、第22条は難民の子どもの状況に特化した規定を示している。また、他のいくつかの国際的、地域的な文書でも、年齢、同意、婚姻関係内の平等、女の子と女性の権利を扱った、結婚に関する基準が定められている。それらの文書には、UDHR、CEDAW、婚姻の同意, 婚姻の最低年齢および婚姻の登録に関する条約、奴隷制、奴隷貿易および奴隷制に類似する制度および慣行の廃止に関する補足条約、子どもの権利および福祉に関するアフリカ憲章(ACERWC)が含まれる。

m. 短期契約の結婚の多くは、性的搾取、家庭内奴隷、強制労働を目的とした子どもの人身取引の1つの形である。そうした場合では、コミュニティからのスティグマや排斥が一層強まり得る。

全国家に対する拘束力を持つ慣習国際法の規範を定めていると一般的に認められているUDHR以外の上記の文書は、締約国に対して法的拘束力を有する。また、CRC、CEDAW、ACERWCに対しては、それぞれに特化した条約機関が設置されており、それらの文書の締約国各国の義務の履行状況の進捗を監督、報告をしている。

それは、履行状況の検証、説明責任の強化、必要な場合には具体的な改革を促す、重要な仕組み、機会である。国家がそれらの文書の締約国でない場合でも、その基準は国際法上権威あるものとみなされており、従って、児童婚に関して全国家が遵守すべき権利の枠組みを明確にする上で重要な存在である。


©Plan International/Solange Iradukunda/ルワンダ

24

だが、そうした国際的、地域的な枠組みと、国家、地方レベルの法律、政策、手続きとの間に、乖離が生じることが多い。特に、当該国がそれらの枠組みの締約国でない場合は、それが顕著である。そうした乖離への対応のために、以下の点を考慮する必要がある。

児童婚に関する法律上の問題と解決策[51]

問題 » 既婚の女の子は、法律/慣習上、大人とみなされる	**解決策 »** たとえ既婚の子どもが特定の国家の法律上、成人とされたり、婚姻状態から成人とみなされる場合でも、CRCとCEDAWの共同勧告に従い、既婚の女の子を子どもとして認めるよう提唱すること[n]。また、彼女たちが例外なく、未婚の子どもと同じの権利と保護を享受できるよう提唱すること。
問題 » 女の子と男の子で法定最低結婚年齢が異なる	**解決策 »** CRCとCEDAWの共同勧告に沿い、男女共に法定最低結婚年齢を18歳とするよう提唱すること[o]。また、民法、刑法、家族法、慣習法といったすべての法体系をその基準に合わせるようにすること。国内法体系によっては、国際法が国内法より優先される場合がある。
問題 » 児童婚が非公式に執り行われる	**解決策 »** 宗教、コミュニティアクターと協力し、法律と児童婚が女の子とコミュニティに及ぼす悪影響の啓発を行うこと。また、女の子とコミュニティと協力し、児童婚に代わる選択肢を特定すること。 結婚の仲人の動機や実行を駆り立てさせる要素を理解し、それらへの対応方法を理解することで、子どもを巻き込んだ結婚の減少を図ること。結婚の仲人と関与し、彼らに結婚式の執り行いの前の年齢確認書類の提示を求めるよう説得し、関連する法的枠組みに基づく児童婚の事例での報告義務や罰則に関し、彼らが明確に理解するようにさせること。
問題 » 出生、婚姻登録制度が不十分、または不在である	**解決策 »** 他のパートナーと連携し、現地の市民登録当局に対するインフラ整備や研修への注力により、市民登録制度を強化すること。各国の市民登録当局を支援し、出生と婚姻登録の義務化、手続きの無料(または低額)化、法的証明なしでの生年月日の変更等の修正/改ざんの難化を実現すること。
問題 » 児童婚が宗教的経典、伝統の解釈により正当化されている	**解決策 »** 宗教、伝統的指導者と尊重の姿勢を持った、対面、対話の場を創出すること。コミュニティの価値観や考え方を尊重しつつ、宗教指導者と共に、児童婚に代わる選択肢を支持する価値観の特定、推進すること。通過儀礼の禁止を試みるのではなく、その実施年齢の引き上げへの提唱活動が例として挙げられる。宗教、伝統的指導者の中で、影響力を持つロールモデルとなる人物を特定し、女の子の結婚を遅らせることのメリットを提唱し、児童婚の悪影響や児童婚に代わる実践的な選択肢を訴えること。
問題 » 児童婚は、法律施行のためのリソースが乏しい状況下で発生している	**解決策 »** 子どもの保護とGBV対策のパートナーと連携し、その地域への注力強化を働きかけること。子どもの権利の保護のための、慣習法制度の能力強化を含む、法的支援体制、サービスを支援すること。
問題 » 法定最低結婚年齢未満の既婚の子どもは、年齢、知識、リソースの欠如により、訴訟を行うことに対する障壁を経験している	**解決策 »** 児童婚とあらゆる形態のGBVの事例に対する、平等な対応を現地の法執行機関と社会サービス機関ができるよう、それらに訓練を提供すること。児童婚の被害者が無料で法的、社会的支援を享受できるようにするため、その享受可能性を高めること。子ども、特に女の子、を対象に、市民、政治的スキル、知識に関する研修を実施すること。

n. 『有害な慣行に関するCEDAW委員会第31号/CRC委員会第18号の合同一般的勧告/一般的意見』(CEDAW/C/GC/31/Rev.1、CRC/C/GC/18/Rev.1、2019年5月8日)20項を参照のこと。なお、CRC第1条では、適用される法律により18歳未満で成年に達するとされる場合を除き、18歳未満のすべての者を子どもと定義している。『子どもの権利条約』(1989年11月20日、国連条約集第1577巻、3頁)第1条を参照のこと。

o. Ibid.

3.3.2 婚姻歴のある女の子と児童婚の危機に瀕している女の子への対応

児童婚への対応に有効な手法に関する調査では、特に効果的な取り組みの一つとして、女の子と直接関わり、自己認識、自信、自己効力感を高めるとともに、必要な情報、スキル、社会的支援を提供することで、女の子の主体性を強化することが挙げられている (3.1「児童婚対策プログラムにおける思春期の女の子に配慮したアプローチ」を参照のこと)。児童婚に関するプログラムを策定する際には、女の子のニーズ、優先事項、置かれている状況を中心に据えたサービスを設計することが不可欠である。

本セクションでは、プログラム全般における、既婚の女の子や児童婚のリスクにさらされている女の子への取り組みについて扱う。事例管理を通じた女の子への支援に関する具体的な指針については、3.3.4を参照のこと。

児童婚の文脈での「サバイバー」という用語の使用

「サバイバー」という用語は広く定着し、被害者等のスティグマ化を引き起こしたり、当事者の主体性を奪う表現を置き換える用語となっている。しかし、児童婚に言及する場合、「サバイバー」という用語の使用は遥かに複雑であり、時に問題を孕むものである。

1. 児童婚はGBVの一形態であり、児童婚を経験したことは、GBVのサバイバーであることと同義に捉えられる場合が多い。しかし、児童婚そのものが、当事者である子どもや女の子、あるいはそのコミュニティによって、必ずしも「暴力」と認識されているとは限らない。児童婚を経験した女の子の多くは、自らを「暴力のサバイバー」と認識しているわけではない。健康への悪影響、教育機会の喪失、社会的孤立、資源の剥奪などの被害を受けている場合であっても、結婚自体は当たり前のものとして受け入れられていたり、家族によって保護の手段、あるいは望ましい選択肢として捉えられていたりする場合がある。
2. 「サバイバー」という用語の使用は、当事者の人生に対して外部からの評価や解釈を押し付けることになり得る。特に、女の子自身が受けた危害をまだ認識していない、または整理できていない場合には、自分自身の経験の捉え方と一致しない言葉でレッテルを貼られたり、定義づけられたりしていると感じる可能性がある。
3. また、文脈によっても「サバイバー」という用語の適切さは異なる。紛争に関連した児童婚や、結婚を装った子どもの人身取引や性的搾取など、強制や搾取を伴う状況では、「サバイバー」という用語が適切な場合もある。一方で、児童婚が制度的に広く行われ、社会の中で常態化している状況では、それが有害な慣行であっても、「サバイバー」という用語を用いることには、より慎重な判断が求められる。

児童婚に関し、「サバイバー」を通常の用語として使用することには、以下の危険がある。

- 特に児童婚が横行しているコミュニティで、意図しない女の子や女性に対するスティグマの発生
- その用語を押し付けられていると感じさせてしまったことによる、プログラムとその支援対象者との間の隔たりの発生
- 私たちが言及している当事者の現実の生活実態より、外部の提唱活動での物語の優先化

従って、私たちには意図的で細かな調整がされた対応が求められる。

- 適切な状況での「サバイバー」という用語を使用すること。特に、女の子が強制的な、搾取的な、は強要された結婚を強いられている場合や、彼女たちが明確に被害を訴えている場合での使用は、「サバイバー」という用語が適切である
- 彼女たち自身で「サバイバー」という用語を用いる場合、女の子や女性が児童婚の文脈で自身をサバイバーと認識している場合、その用語の受容が彼女たちのエンパワーメントを支援することになるため、彼女たち自身の言葉を反映すること
- 他の文脈では、「児童婚の影響を受けている女の子」、「児童婚の危機に瀕している女の子」、「既婚の女の子」、「児童婚の経験がある女の子」、「婚姻歴のある女の子」といった、個人の状況を強調した表現の使用を検討すること


©Plan International/Mushfiqul Alam/バングラデシュ

主な留意事項

児童婚の危機に瀕している女の子と婚姻歴のある女の子を対象とする

思春期の女の子のニーズや経験するリスクは、年齢、宗教、障害の有無、社会経済的状況、避難状況であるか、他の多様な要素により異なり得る。また、彼女たちの婚姻状況や子どもの有無も影響する。

児童婚のリスクにさらされている女の子や婚姻歴のある女の子は、未婚の女の子や比較的脆弱性の低い女の子を対象とする一般的な手法では、支援が届きにくいことが多い。女の子を対象としたプログラムを強化、拡大、または新たに実施する際には、**「誰に支援が届いているのか」「その女の子たちは、本当に支援を届けたい対象なのか」**という問いに答える必要がある[52]。これらの問いに答えることは、婚姻歴のある女の子や児童婚のリスクにさらされている未婚の女の子に、どのように支援を届けるかを検討するうえで不可欠である。こうした情報は、状況分析(3.2参照)の一環として、またはプロジェクト設計や戦略策定の段階で収集することができる。また、女の子が置かれている交差的な状況を考慮することも重要である。年齢、背景、言語、識字力、移動の自由などによって、女の子が直面する力の不均衡や差別、利用できる資源は異なり、それらが支援対象の設定にも影響を及ぼす。たとえば、学校を通じて女の子に働きかける方法は有効である一方、それだけに依存すると、不就学の女の子が支援から取り残される。児童婚のリスクにさらされている女の子や婚姻歴のある女の子が、ほとんど外出できない状況に置かれている場合もある。また、思春期の女の子の状況は急速に変化し得る。たとえば、既婚の女の子への支援を事例管理からの紹介だけに依存すると、最近結婚した女の子や、自身の結婚について明らかにしていない女の子を見落とす可能性がある。

思春期の女の子と関わる際の心得

- **思春期の女の子を一括りにしないこと**。思春期前半の女の子(10歳から14歳)、思春期後半の女の子(15歳から17歳)、さらに18歳から19歳の女の子では、認知能力、関心、ニーズ、人生経験が異なる。これらの年齢層を一つのプログラムや同じ対象区分にまとめると、年齢の低い女の子や高い女の子が十分に参加できなくなる可能性があり、プログラムの効果を弱めるおそれがある。年齢の低い女の子は、年齢の高い女の子を想定した内容を十分に理解できない場合がある一方、年齢の高い女の子は、年齢の低い女の子向けの情報では自分のニーズに合わず、関心を失う可能性がある。
- **既婚の女の子と未婚の女の子に同じプログラムを提供しても、十分な効果が得られない場合がある**。未婚の女の子を対象とするプログラムの主な目的は児童婚の防止である一方、婚姻歴のある女の子を対象とするプログラムでは、結婚生活中または結婚後に主体的な生活を送れるよう支援することや、現在の状況に代わる選択肢を見つけられるようにすることが目的となる。婚姻歴のある女の子と未婚の女の子は同世代であっても、それぞれが直面するニーズ、困難、機会は異なる。また、婚姻歴のある女の子を対象とする際には、児童婚を肯定しているように受け取られたり、逆に彼女たちをスティグマ化したりすることのないよう配慮する必要がある。さらに、未婚の女の子や若い母親の保護者の中には、自分の娘が婚姻歴のある女の子と一緒に活動することを望まない場合もある。
- **子どもの最善の利益と「Do no harm(危害を与えない)」**[p]。子どもの最善の利益の原則では、何らかの措置を講じる前に、何がその子どもの最善の利益にかなうかを評価することが求められる。Do no harmの原則では、児童婚に関するあらゆる介入において、各対応が女の子にもたらすリスクと利益を慎重に検討し、さらなる危害を生じさせないことが求められる。この2つの原則は、プログラムの設計においても、個々の女の子に関する意思決定においても、重要な留意事項としなければならない。

p. 国連総会『子どもの権利条約(CRC)』(1989年11月20日、国連条約集第1577巻)第3条を参照のこと。

- **既婚の女の子が置かれている特有の状況を認識すること。**既婚の女の子は、大人としての責任を伴う婚姻関係に置かれ、コミュニティからも大人として扱われることが多い。国によっては、結婚を理由に、結婚した子どもを法的に成人とみなし、その結果、その子どもが子どもとしての権利や、CRCで定められた特別な保護を受けられなくなる場合もある[q]。しかし、子どもは結婚したからといって大人になるわけではない。同じ年齢、発達段階、成熟度にある他の子どもと同様に、身体的、情緒的、認知的なニーズを有している。子どものうちに結婚した女の子は、未婚の同年代の女の子とは異なる経験や社会的立場に置かれている場合がある。彼女たちが直面する困難は特有のものであり、必要とする支援や利用できる機会も、それぞれの状況によって異なる。既婚の子ども、特に女の子は、家族や社会、支援ネットワークから孤立していることが多く、非常に脆弱で疎外された状況に置かれることがある。すべての子どもと同様に、既婚の女の子にも、自らの意見を聴いてもらう権利がある。彼女たちを対象とする介入を設計する際には、その意見、考え、希望や将来への願いを考慮する必要がある。

女の子の参加とエンパワーメント

女の子が効果的に関わるためには、まず有意義な参加を保障する必要がある。これは、思春期の女の子に配慮したアプローチの中核をなすものである[r]。女の子の有意義な参加とは、自らの考えを共有し、意見を表明し、優先事項を決め、議題設定に関わり、解決策を提案できることを意味する。

女の子が有意義に参加できるかどうか、またどの程度参加できるかには、複数の要因が相互に影響している。ジェンダー不平等、社会的・法的地位、婚姻状況、家事や家庭内の責任、障害、教育、利用できる資源などが重なり合い、差別や不均衡な力関係を生み出すことがある。

女の子の十分な参加を保障するためには、多様な背景を持つ女の子が意思決定の仕組みやプロセスにどの程度参加できているかを評価し、異なる立場の女の子の参加を妨げる障壁を把握したうえで、それらを取り除く、または軽減するための具体的な措置を講じることが重要である。

女の子のエンパワーメントとは、人生に関わる重要な選択や日々の選択を自ら行い、それに基づいて行動する現在および将来の能力を高めることを意味する[53]。未婚の女の子にとっては、結婚するかどうか、いつ結婚するか、誰と結婚するかを自ら選び、結婚の申し出を延期したり断ったりし、結婚の条件について意思決定できることなどが含まれる。自らパートナーを選び、自由かつ完全な同意に基づいてのみ結婚を選択できることは、CEDAWで認められた基本的な権利である。既婚の女の子にとってのエンパワーメントには、子どもの数や出産間隔について意思決定できること、婚姻関係における権利や意思決定について交渉できること、あらゆる形態の暴力や強制から解放されること、別居や離婚を選択する権利を持つことなどが含まれる。

女の子のエンパワーメントのための万能な手段は存在しない。エンパワーメントは、誰かが与えたり、研修によって身につけさせたりできるものではない。女の子のように、伝統的に力を持ちにくい立場に置かれてきた人びとの力関係をより均衡のとれたものへと変えていく、周囲の環境の変化によって生まれるものである。女の子だけを対象としたエンパワーメント・プログラムは、彼女たちを取り巻く環境が不平等なまま変化しなければ、かえって害をもたらす可能性もある。効果的な女の子の参加とエンパワーメントのためのプログラムには、そのコミュニティ特有の社会的、文化的、法的、宗教的要因に応じて調整された、段階的なカリキュラムが必要である。また、保護者、教師、警察など、さまざまな関係者と連携し、社会生態学的モデルの各レベルに働きかけることが求められる。

詳細については、『緊急事態下におけるGBVに関する機関間最低基準』の基準2「女性と女の子の参加とエンパワーメント」に示された主要な行動とガイダンスノート、およびInternational Medical Corpsと国際救済委員会(IRC)による『Women and Girls Safe Spaces: A Toolkit for Women's and Girls' Empowerment in Humanitarian Settings』の「**Core Concepts**」のセクションを参照のこと[s]。

q. CRC委員会『一般的意見第4号(2003年): 子どもの権利条約の文脈における思春期の健康と発達』(2003年7月1日、CRC/GC/2003/4)を参照のこと。

r. UNHCR『Gender Equality Toolkit』(2020年)を参照のこと。同文書では、「有意義な参加とは、女の子自身の生活やコミュニティの生活に影響を及ぼす、公的および私的領域におけるあらゆる意思決定プロセスや活動に、女の子が完全かつ平等に関与することを意味する。また、女性が参加できる場を広げ、その参加を支援するために、コミュニティ、特に男性と協働することも含まれる」と説明している。

s. 『緊急事態下におけるジェンダーに基づく暴力に関する機関間最低基準』(2019年)基準2を参照のこと。



安全な空間について

安全な空間とは、集団や個人がエンパワーメントの過程を通じて支援を受け、身体的にも精神的にも安全だと感じることのできる、公式・非公式、物理的・デジタルを問わない、あらゆる形態の空間を指す[54,55]。安全な空間は、信頼関係の構築や情報共有を促進し、女の子が児童婚やその他の形態のGBVについて打ち明ける機会となるほか、事例管理やその他の専門的なサービスにつなぐ場にもなる。また、女の子が抱えるその他のニーズを把握し、教育などの関連サービスにつなぐ機会も提供する。

女の子は、コミュニティの中でどこが安全な場所なのかを知る必要がある。これは、まったく新しい環境に置かれた難民や避難民の女の子にとって、特に重要である。安全性評価を行うことで、女の子自身がコミュニティをマッピングし、安全な場所や危険のある場所を特定するとともに、そのリスクを軽減するためにどのような対応が必要かを考えることができる。

安全な空間には、以下のようなものがある。

- **女性と女の子のための安全な空間**(女性にやさしい空間とも呼ばれる)は、緊急事態下における女性と女の子の保護とエンパワーメントのための重要な取り組みとして位置づけられている。こうした空間は、GBVに対する多部門の支援サービスを利用する場であるとともに、性と生殖に関する健康(SRH)や、子どもと女性の権利、利用可能なサービスについて、スティグマを受けることなく情報を得られる場として活用されている。また、女の子と男の子がともに利用することの多い子どものための安全な空間(CFS)とは異なり、女性と女の子のみを対象とした空間である。多部門にわたるプログラムも、こうした安全な空間で実施されることが多い。プログラムの実施、情報共有、仲間との交流の場として機能するほか、アセスメントを行う際には、守秘性が確保された環境で、デリケートな内容について話す場にもなる。
- **子どもやユースのための空間(CFS)**は、子どもやユースに支援と保護を提供する場であり、思春期の女の子も対象としていることが多い。未婚の女の子は、子どもや思春期の若者に配慮した空間を利用する傾向がある一方、既婚の女の子は、女性向けの空間を利用する傾向がある。
- **女性と女の子のための安全なデジタル空間**は、物理的に支援が届きにくい地域や、移動やサービスへのアクセスが制限されている思春期の女の子や女性に対し、安全で文化的に適切かつ、年齢やジェンダーに配慮した方法で情報やサービスへのアクセスを可能にすることを目的としている[56]。こうした空間は、通常、WhatsAppなどのデジタル技術や、専用に開発されたアプリを活用して提供される。

効果的な安全な空間のプログラムでは、既婚か未婚か、就学中か不就学か、保護者と同居しているかどうかなど、女の子一人ひとりの状況を考慮し、それぞれの具体的なニーズに適した安全な空間をすべての女の子が利用できるよう工夫する。その一環として、CFSの運営方法を調整し、年齢や性別に応じて専用の日や時間帯を設けたり、対象となる参加者と同性の職員を配置したりすることも考えられる。

さまざまな選択肢があるにもかかわらず、計画の不十分さやコミュニティの規範によって、婚姻歴のある思春期の女の子が利用できる安全な空間が十分に確保されていないことも多い。既婚の思春期の女の子は、女性と女の子のための安全な空間を利用する傾向があるが、こうしたサービスへのアクセスは、さまざまな障壁によって制限される場合がある。サービスが、思春期の女の子や若年で結婚した女の子が直面する特有のニーズや課題に十分対応しておらず、彼女たち自身が利用する意義を感じられないこともある。また、職員に子どもや思春期の若者に配慮した姿勢や対応能力が不足している場合もある。さらに、さまざまな理由から、年上の女性が年下の女の子を排除したり、安全な空間の利用を制限したりする場合もある。



詳細については、『Safe Spaces Dos and Don'ts and Guide in Creating a Safe Space and Assessing the Effectiveness of Existing Safe Spaces』
および、プラン『Strategies and Impacts of Adolescent Girls' Safe Spaces in Kita, Mali』を参照のこと。

t. 子どものための安全な空間は、思春期の女の子を含むさまざまな年齢層に対応する必要がある。こうした空間が思春期の若者を対象として設けられる場合もあり、ユースセンターが思春期の女の子を対象に含む場合もある。

ヨルダンでシリア人の女の子を対象にインタビューした調査では、彼女たちは、友人と過ごすことが一番好きだと回答したが、家族から移動が制限されたために、友人と過ごせるのは、公式プログラムへの参加中だけだったという。このプログラムの重要な目標である、女の子同士の社会的支援ネットワークの構築により、彼女たちは経験の共有、問題解決、日常から離れ、経験している困難を一時的に忘れることができる。こうした社会的支援は、レジリエンスを育む重要な保護要因となる。未婚の女の子にとっては連帯感を得る機会となり、既婚の女の子にとっては、同じように児童婚の影響を受けた他の女の子とのつながりを築く機会となる[57]。

思春期の女の子の関与とエンパワーメントを図る戦略としてのライフスキル

ライフスキルとは、個人が日々の生活の要求や困難に対応し、効果的に対処できるようにする、柔軟で前向きな行動をとるための心理社会的能力と定義される[58]。ライフスキルは多部門間プログラムへの組み込みができ、女の子が自身の最善の利益を獲得し、リスクを軽減させるのに役立つ。たとえば、ライフスキルが、未婚の女の子の結婚に関する批判的考察、選択肢の比較検討、結婚の影響の理解を可能にさせ、結婚を遅らせる助けとなる。女の子が自身のニーズや希望を保護者に伝えられるよう、力づけることで、結婚に関する意思決定へ影響を与えられる可能性もある。

また、ライフスキルは、既婚の女の子が自信をつけ、結婚生活や他の家族関係において自身の権利を主張する助けとなり得、孤立や排除を感じているかもしれない彼女たちに、社会的つながりの構築機会の提供も可能になり得る。

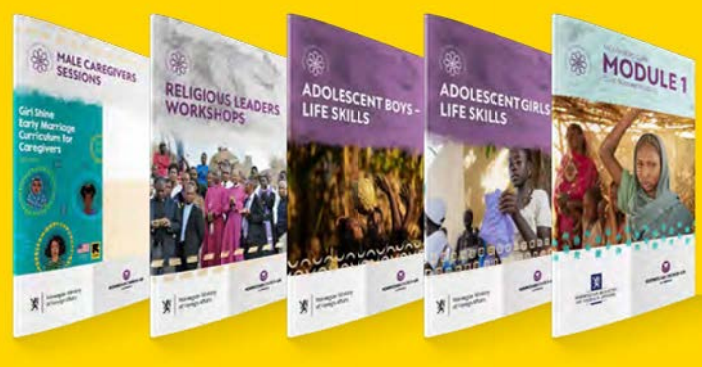
ライフスキルの授業は、児童婚や他の形態のGBVを維持させる社会規範の変革を実現させるために、保護者、きょうだい、教師、宗教指導者、コミュニティ住民などを対象にすることもできる。女の子のエンパワーメント、社会参加度、自信の高まりに対する潜在的な反発やリスクを軽減するため、思春期の女の子と彼女たちのコミュニティを対象とした、補完的な授業の実施が強く推奨される。


©Plan International/Ahmad Naim/ヨルダン

思春期後半の女の子の自身と年齢の近い男の子との結婚が一般的な環境下では、男の子やユースの夫や父親を対象としたライフスキル・プログラムの導入も検討が必要になるかもしれない。プランのParenting and Adolescent Life skills (PALS)プログラムやNational Children's Alliance(NCA)のENGAGE等の最新版のライフスキル・プログラムを活用し、18歳から24歳までのユースを対象としたREAL Fathersプログラムや Young Husbands Clubs等の実施による、男性と新婚のユース男性の間での、支援者や強固な仲間グループの形成は、対等な関係性の向上に寄与し、将来の暴力の発生の回避につながる。また、実施環境に応じて調整された包括的性教育(CSE)の授業内容から、追加的な指針が得られる可能性がある。年齢層別の内容に関する指針に関しては、プランの『Comprehensive Sexuality Education Topics: what to cover from early childhood to 18+』を参照のこと。

ライフスキル・プログラムは広く実施されているが、その効果は、実施方法や実施地域における力関係などの文脈によって大きく異なり得る。エビデンス基盤を強化し、プログラムの質を向上させるため、ライフスキルに関する介入の実施とその効果を記録し、評価することが推奨される。

婚姻歴のある女の子を含む、女の子の参加とエンパワーメントに関する主な資料



NCA『Engage - Enhancing Girls' Agency and Gender Equality』



IRC『Girl Shine - Early Marriage Curricula for Married Girls and Girls at Risk of Marriage, and Their Caregivers』



プラン『PALSプログラム』
2026年版では、既婚の女の子と若い母親を対象とした新たなセッションが導入され、支援する大人を対象とした補完的なセッションも含まれている。



セーブ・ザ・チルドレン『Life Skills to Protect and Empower Girls Affected by Migration and Displacement』



ユニセフ『Lahaa』女性と女の子のためのオンライン上の安全な空間



ユニセフ中東・北アフリカ地域事務所『Life Skills and Citizenship Education - Conceptual and Programmatic Framework』

3.3.3 家族とコミュニティとの連携

女の子は、誰もがそうであるように、複雑な力構造を持つジェンダーに基づく社会規範に支配された家庭やコミュニティの中で生活している。変革を起こし、児童婚のようなジェンダー不平等や差別を維持させる慣行を止めさせるためには、女の子やその家族(保護者やきょうだいなど)、コミュニティとのプログラムの共同策定や実施が求められる。そうした取り組みがコミュニティと共同で策定、実施される場合、透明性と参加度が向上し、現地の能力と説明責任の強化がより可能になるため、持続的な変化を生むのにより効果的になる可能性が高い。

調査から得られたエビデンスは、子ども、家族、コミュニティ、社会といった社会生態学的モデルの各レベルが、前向きな変化を支えるために戦略的に関与することで、その変化が生じる可能性が高まることを示している。こうした変化には、思春期の若者のエンパワーメントや、社会規範に反してでも子どもの結婚を防ごうとする保護者の意思決定などが含まれる。この社会全体を対象とする取り組みは、介入策の対象を、思春期の女の子や男の子といった個人レベルを超え、子どもの環境のあらゆるレベルでの変化に取り組むために拡大させることが求められる。社会・行動変容コミュニケーション(SBCC)[59] が、児童婚の防止に対するさまざまなレベルの関与の過程の促進のために、一般的に用いられている。

SBCCは、個人やコミュニティ、社会全体の知識、考え方、認識、信念、社会規範、個人の行動に好ましい変化を生み出すことを目指した、根拠に基づく戦略的過程である。児童婚の発生を防止あるいは延期させるには、その慣行を維持させている考え方や信念を、女の子に対するジェンダー・トランスフォーマティブ・アプローチを反映させた形であるように、変えさせることが求められる。

児童婚は複雑な動機や圧力に起因して行われるため、それらの理解が、有害な考え方や信念を変えることを成功させるための鍵となる。

SBCCは好ましい変化を生み、維持させるため、3つの主要な関与アプローチを採用している。

1. **行動変容のためのコミュニケーション:** 主に個人レベルでの、対象に応じた重要な考えの伝達や活動を通じた変化の促進

2. **社会的動員:** 主にコミュニティレベルでの、関連性が高く影響力のある、公式あるいは非公式な社会集団への戦略的な関与、情報提供、支援を行い、彼らがある問題に対し行動を起こすよう推進

3. **特化型提唱活動:** 意思決定者、政策担当者、サービス提供者、メディア部門の代表者、専門的組織、学術界、著名人、ソーシャルメディア上のインフルエンサーなどに参加させ、ある問題に関して社会規模での議論の創出、支援策の策定や強化、基礎的なサービスへの十分な資金配分等を目指す

加えて、児童婚のようなデリケートな課題について、知識、意識、行動の変化を促す取り組みを実施する際には、その変化が尊重に基づき、持続可能な形で進むよう、SBCCの基本原則に従うことが不可欠である。

多くの家族が、児童婚は娘を守る手段だと捉えている

難民や避難民の家族が生計手段を獲得できない場合、彼らは家族の経済的安定と食料不安の軽減のための代替手段を模索し[60]、彼らと家族の構成員である女の子の双方にとって、経済的安定と基本的なニーズを満たす、より有利な機会を得る手段として、児童婚を選択することがある。女の子が質の高い教育を享受したり、将来的にはディーセントワークに就く機会を享受できない場合、保護者が児童婚を楽な道筋だとみなすことがある[60]。保護者は、結婚により娘を性暴力や他の虐待から守れると信じていたり[60]、娘が誘拐され、戦闘員や民兵、武装集団のメンバーとの結婚を強いられるのを防げると述べることが多い[61]。

CAREが2014年10月にトルコのコバニ難民を対象として実施した迅速ジェンダー・保護分析では、難民から、シリアを離れた主な理由の一つは、女の子を性暴力から守るためだったとの声が聞かれた[16]。暴力を逃れて避難したにもかかわらず、避難先や受入コミュニティにおいても、暴力、差別、排除を経験したり、その脅威を感じたりしている家族にとって、結婚は、女の子を守るための一つの手段と捉えられる場合がある。



児童婚をなくすためには、保護者を対象に、結婚を遅らせることのメリットや児童婚がもたらす深刻な影響、結婚以外の選択肢について学ぶ教育プログラムを実施することが重要である。こうしたプログラムでは、保護者やコミュニティで影響力を持つ人びとを巻き込み、コミュニティにすでに存在する前向きな価値観や取り組みを土台として、建設的なグループディスカッションを促進することが求められる。また、保護者がこうしたテーマについて子どもと話し合い、その意見を聴き、意思決定に反映するよう促すことも極めて重要である。

婚姻歴のある女の子や若い母親を含む思春期の女の子には、その声や経験を中心に据えながら、児童婚をなくすために家族やコミュニティの主要な関係者を巻き込むメッセージや戦略の策定に参加する機会を設けるべきである。また、変革を促すアドボケイト、特に児童婚を経験した女性や、娘のために前向きな代替策を求める女性を見いだし、コミュニティにおける対話や行動を主導できるよう支援することが重要である。同様に、コミュニティの中ですでに影響力を持つロールモデルや、既存の慣行とは異なる前向きな行動を実践している人びとを特定し、児童婚の防止に向けた取り組みを主導してもらうことで、その効果をさらに高めることができる。

こうした活動は、結婚を遅らせることのメリットや、ジェンダー不平等、児童婚がもたらす影響について考える機会を提供するだけでなく、集団としてどのような行動を起こせるかを検討することにもつながる。児童婚のリスクにさらされている女の子の保護者を対象に、収入創出の機会を提供したり、経済的支援やインセンティブを組み合わせたりするプログラムは、家族が娘を児童婚へと向かわせる背景にある切迫した経済的圧力を一定程度軽減することができる。また、女の子に教育や収入創出の機会を提供する取り組みは、結婚を数年間遅らせることのできる、現実的で有益な選択肢が存在することを保護者に示すことにもなる。さらに、キャンペーンを通じて、通過儀礼や儀式など、結婚につながる慣行を見直すこともできる。コミュニティで影響力を持つ人びとと協力し、こうした慣行における結婚年齢を引き上げたり、女の子にとってより安全で、ジェンダー平等とエンパワーメントにつながる形へと変えていくことは、コミュニティの文化的慣行を尊重しながら女の子を守る方向へ社会規範を変えていくうえで、有害な影響に対応する前向きな一歩となり得る。



©Plan International/Sima Diab/レバノン

女性の親族

児童婚の承認に関し、母親や叔母、姉、祖母が、意思決定の主体となることが多い父親と同様の動機を持つことは珍しくない。だが、家族の構成員の女性の中には、児童婚の延期や回避を支持する者もいる。最近の調査の結果は、母親を対象にした識字教育が、娘の結婚を遅らせることに寄与し得ることを示している。スキル構築の取り組みで、読み書き能力を新たに習得した女性は、家族の決定に影響を与えることに対する自信が高まり、女性と女の子の権利に関して深い理解を得ることができるという[62]。

同様に、既婚の女の子の義理の家族や他の影響力のある人物は、児童婚の取り決めや彼女たちの結婚後の人生の形成に対し、極めて重要な役割を果たす。特に義母は、家庭内で強力な影響力を持つことが多く、女の子に早期に妊娠するよう圧力をかけたり、彼女たちの教育に関する決定権を有したり、家庭のリソースや資産を管理したりすることで、彼女たちに重大な悪影響を及ぼすことが多い。このことは、難民キャンプの環境下でよくみられる、多世代世帯で特に顕著である。そのため、プログラムの中で、出産時期を遅らせることと出産の間隔をあけることのメリットと、早期で頻繁な妊娠の健康面への破壊的影響に関する啓発活動に、義母、叔母、他の重要な女性関係者を積極的に関与させることは必須である。これらのプログラムには、若い花嫁が自律的に意思決定できるようにすることが、家庭内の社会的、経済的、健康的な状態の向上や家族内の人間関係の改善に寄与し得るということを、義母に考えさせるといった、社会規範と意思決定プロセスに関する議論を含まれるべきである。

また、女性による児童婚の減少を訴える政策提言活動への支援も効果的である。プログラムでは、女性が結婚に関する自身の経験を率直に共有し、結婚を遅らせることのメリットや児童婚の有害な影響に関して考え、彼女たちのコミュニティで考えられ得る代替案を検討できる、グループディスカッションの機会を設けるべきである。そのため、プログラムは、女性主導の組織を含む女性グループとの戦略的連携関係を構築すべきである。そうした取り組みは、質の高い教育へのアクセスや収入創出の機会の強化等、啓発活動や女の子に対する代替的機会の創出を支援するとともに、婚姻歴のある女の子や若い母親が利用可能な支援ネットワークの確立を支援するものである。女性は、女の子の権利を守る強力な支持者となり得るが、それらのプログラムで、男女双方を関与させる取り組みがなされていることが重要である。


©Plan International/Robert McKechnie/東ティモール

男性の親族

結婚の時期や条件等、女の子の生活に多大な影響を及ぼす決定に対して、極めて重要な役割を果たしていることを踏まえると、男性の家族の構成員、特に父親や兄弟が、児童婚の防止や対策といった取り組みに積極的に関与することは必要不可欠である。父親と議論を深めることは、結婚を遅らせることのメリット、児童婚の悪影響、娘の可能性を阻害する有害な規範、選択可能な代替策などについて、理解してもらうために極めて重要である。思春期の女の子をもつ父親を対象に、ジェンダー規範や、娘や息子の育児に対する父親の役割に関する固定概念、子どもの将来に対する自身の期待や望みについいて考えるプログラムはまた、父親の役割を変革し、児童婚の慣行の撲滅へ寄与するものとなる。父親を対象としたプログラムには、Men CareやREAL Fathers等が挙げられる(プログラムのツールやカリキュラムの入手を希望する場合は、プランまでお問い合わせください)。

また、多くの文化で、兄弟が家庭やコミュニティの意思決定プロセスで強力な影響力を持つ場合が多く、姉妹の行動の監督をすることもある。家庭内での尊敬される彼らの立場と、姉妹との密接な関係や共有された経験の存在により、児童婚の危機に瀕している女の子の兄弟は、彼女たちの権利を擁護し、家族やコミュニティの彼女たちの役割の認識の仕方に影響を与える、特別な可能性を有している。ジェンダー規範は子ども時代を通して形成されるため、ジェンダー平等な規範の促進には、その時期を一貫して男の子に関与、支援することが重要である。男の子に合わせて統合したジェンダー・トランスフォーマティブな介入策の実施を伴う、彼らを対象とした児童婚防止活動を行うことは、彼らの姉妹にとってだけでなく、彼らが将来の妻と築きたい関係にとっても大きな影響を生み出す可能性がある。

「あらゆるGBV防止プログラムは、事態に対応するために必須の体制が整備されている状態で開始すること」

UNHCR『GBVに関する方針』

家族以外の男性と男の子への取り組み

児童婚が男の子に与える影響に関する調査は、現状では少ない。データが入手可能な国々の統計によると、20歳から24歳までのユース男性の平均4.5%が、18歳未満で結婚または婚姻関係にあったという。児童婚をした男の子は、児童婚を男性らしさの象徴と捉えていることが多く、結婚後すぐに生殖能力を示すことを求められているという圧力を感じている場合がある[18]。

男性と男の子は、現在または将来の夫として重要な役割を担うことから、ジェンダー規範を変え、人間関係における力関係を見直すことを目指すプログラムは、児童婚のリスクにさらされている男の子や、すでに結婚している男の子に働きかけるうえで重要な役割を果たし得る。児童婚に取り組むためには、幼少期から男の子への働きかけを始め、男の子がジェンダー平等を支持する存在となるよう促すとともに、女性の貢献を尊重し、その価値を認める公平なジェンダー規範を育むことが重要である。同時に、有害な男性性に関わる考え方に向き合いながら、対等で互いを尊重する人間関係を築くために必要なスキルや考え方を身につけられるよう支援することが求められる。

兄弟や男性の家族を含む、思春期の男の子やユースを対象としたライフスキル・プログラムには、さまざまな事例がある。たとえば、危機下に合わせて調整されたプランの『Parenting and Adolescent Life Skills(PALS)』や、IRCの『Engaging Men in Accountable Practices(EMAP)』に示されている事例を参照のこと。

加えて、質の高い教育へのアクセス、収入創出の機会、貯蓄や融資の機会の拡大など、女の子の児童婚を助長する根本的な要因に対応するプログラムには、男の子やその家族も対象として含めることができる。このような包摂的なアプローチによって、保護者が子どもを早い年齢で結婚させる背景にある社会的、経済的な圧力を一定程度軽減できる可能性がある。

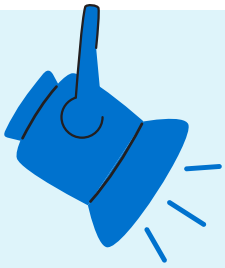
コミュニティや宗教団体の指導者、集団との連携

結婚に関する意思決定は、社会規範と密接に結びついていることが多い。コミュニティや宗教関係者は、家族が婚姻関係を成立させる過程に助言や指導を行うことが多く、結婚式そのものを執り行う場合もある。また、児童婚が広く行われている多くの地域では、慣習法が優先され、コミュニティの人びとは、政府の法規制に厳格に従うよりも、コミュニティや宗教指導者に助言を求めることがある。こうした指導者が社会規範や慣習を維持するうえで重要な役割を担っていることを踏まえると、児童婚の防止と対応に取り組む際には、コミュニティや宗教指導者を関与させることが不可欠である。児童婚と宗教指導者との関係についての詳細は、Girls Not Brides の概要資料を参照のこと。



主な取り組みの例

- 宗教関係者との**対話を促進**し、女の子の結婚を成人になるまで遅らせることと整合する既存の価値観や慣行を特定できるよう支援するとともに、女の子のための代替的な道筋を模索し、コミュニティに変化をもたらす方法を検討する。
- 女性、女の子、子どもの権利、児童婚がもたらす悪影響、さらに児童婚がコミュニティの発展に及ぼす幅広い影響について**情報を提供**する。
- **こうした関係者が**率直な対話を行い、自らの見解を表明し、自身の信念を問い直し、建設的な議論を行いながら、ジェンダー平等な規範を育む**機会を設ける**。
- 変化を促す担い手となり、仲間やコミュニティの人びとにとってロールモデルとなり得る**宗教指導者を特定する**。
- 宗教指導者が児童婚の儀式を執り行うよう求められる背景にある**圧力**や要因**を把握する**とともに、そうした慣行を思いとどまらせるために何が有効かを理解する。



重点テーマ:
児童婚の防止

児童婚の防止は、その根本的要因と、ジェンダー不平等、体系的な差別、不平等な力関係等、その慣行を継続させ、維持させている考え方や信念に対応することを図っている。SBCC戦略やジェンダー・トランスフォーマティブ・アプローチを用いることで、防止策は以下を目指している。

(i) 結婚を遅らせること

(ii) 結婚に代わる選択肢を模索すること

(iii) 妊娠中の女の子、既婚の女の子、婚姻歴のある女の子に対する差別的な考え方や行動を減らすこと

ジェンダー規範や行動の変化は、男性や男の子を含む多様な集団が関与する、コミュニティ主導のプロセスとして進めるべきである。そのためには、長期的かつ継続的な取り組みとコミットメントが必要となる。こうした取り組みは、急性期の危機状況には必ずしも適しておらず、むしろ状況がある程度安定した段階で実施することが望ましい。

児童婚の防止戦略を成功させるためには、女の子、特に婚姻歴のある女の子や若い母親、その家族、コミュニティとともに戦略を策定することが不可欠である。コミュニティ主導の防止策では、コミュニティにすでに存在する前向きな慣行や知識を活用し、児童婚に代わる実行可能な選択肢を強化するとともに、透明性、参加、説明責任を高めることができる。

根拠に基づく防止プログラムも存在する[63]が、それぞれの状況やコミュニティに最適の戦略を特定し、コミュニティ主導の独自で調整された防止戦略を策定することが重要である。

コミュニティとともに児童婚防止戦略を策定する方法についての詳細は、KayaまたはWorkdayで提供されているeラーニング・モジュール『Co-designing Child Marriage Prevention Strategies with Girls and Their Community』を参照のこと。

事例管理における児童婚事例の対応に関する主な資料



KayaおよびWorkdayで提供されているeラーニング・モジュール『事例管理における既婚の女の子と児童婚のリスクにさらされている未婚の女の子への支援』



『Improving Case Management Services for Married Girls and Girls at Risk of Child Marriage in Crisis and Displacement Settings』: ラーニングペーパー、職員向けチェックリスト、概要資料



ユニセフ、国際救済委員会(IRC)『Caring for Child Survivors of Sexual Abuse Guidelines』第2版(2024年)



『Interagency GBV Case Management Guidelines』の児童婚に関する改訂章(改訂版研修パッケージを含む)

75ページにある主な指針と資料の完全な一覧を必ず確認すること。

3.3.4 事例管理と児童婚

事例管理は、児童婚を経験した、または児童婚のリスクにさらされているすべての子どもに提供されるべきサービスである。ただし、女の子への支援には特有の複雑さが伴うため、本セクションでは特に女の子に焦点を当てる。児童婚や、早すぎる強制された結婚を経験した女の子は、身体的、精神的、性的な暴力や、資源の剥奪などの家庭内虐待を含む、複数の形態のGBVを経験していることが多い。こうした複雑な状況を踏まえ、児童婚に関する事例管理に従事する職員が留意すべき追加的な事項を、以下に詳述する。

本指針は、権利に基づくアプローチを採用し、女の子の主体性、特に年齢の高い女の子が意思決定において主体性を発揮できるよう支援するものである。UNHCRとプランは、児童婚の事例によっては、当局による介入が必要となる場合があることを認識している。これには、低年齢の子どもや年齢の低い思春期の子どもが関わる児童婚、誘拐、武装集団や武装勢力への徴用、人身取引の結果として行われる結婚などが含まれる。このような場合には、子どもの安全とウェルビーイングを確保するため、迅速に事例を特定し、必要な介入を行うことが求められる。

詳細を学ぶ、または知識やスキルを復習するには、UNHCRとプランによる2024年版eラーニング・モジュール『事例管理と児童婚』を参照のこと。

事例管理とは、プロジェクトやプログラムの目的に沿って、直接的な支援や他のサービスへの紹介を通じ、個人および必要に応じてその家族のニーズに、適切かつ体系的、適時に対応するために、支援を組織し実施する方法である[64]。児童婚の事例は、子どもの保護またはGBVの事例管理を担うアクターが対応する場合がある。ただし、難民の状況では、難民登録手続きで特定された児童婚の事例は通常、子どもの保護アクターに紹介される。また、難民保護手続きには追加的な手続き上の要素が伴うため、難民の児童婚の事例については、子どもの保護アクターが対応することが推奨される。ただし、実際の対応は、それぞれの状況におけるサービスの能力や利用可能性にも左右される。

本指針における「児童婚の事例」とは、次の3つの状況を指す。(i)近い将来に結婚するリスクにさらされている女の子、(ii)すでに結婚している女の子、(iii)別居している、夫に見捨てられた、配偶者と死別した、または離婚した女の子である[u]。

事例管理に関する全般的な留意事項

子どもの保護とGBVアクターによる共通のアプローチ

児童婚のリスクにさらされている女の子や既婚の女の子が特定された場合、専門的な子どもの保護およびGBVサービスを提供するアクターによって、さまざまな事例管理上の対応を開始することができる。どのような状況においても、子どもの保護とGBVのアクターは、まず、**共通の紹介経路と、児童婚の事例への対応に最も適したアクターについて合意**しておく必要がある。児童婚のリスクにさらされている女の子や既婚の女の子に対応するアクターは、子どもの保護に関する事例管理、難民の状況における子どもの最善の利益に関する手続き(BIP)、GBVの事例管理、性的虐待を受けた子どものサバイバーへのケア、子どもに配慮したコミュニケーションと面談について、適切な **研修を受け、必要な能力を備えている**ことが求められる。難民の状況では、UNHCRとパートナーは、登録、難民認定、恒久的解決策に関する手続きなど、難民保護に関する事例管理において、児童婚の事例が適切に考慮されるようにする必要がある。


©Plan International/Shreeram KC/チャド

u. 事例管理を通じた児童婚の事例への対応について詳しく学ぶには、Kayaで提供されているUNHCRとプランのeラーニング・コースを受講のこと。

最善の利益の原則とサバイバーを中心に据えた手法の適用

子どもの最善の利益とサバイバーを中心に据えた手法は相互補完するものである。どちらも、特に非差別的対応、女の子への敬意と尊厳の姿勢をもった対応、彼女たちのニーズ評価や意見の尊重、彼女たちの強みや能力を活用することを重視している[65,66]。サバイバーを中心に据えたアプローチでは、事例管理担当者がサバイバーをエンパワーメントし、その意思決定を支援することが求められる。一方、子どもの最善の利益の原則では、女の子本人の意見を含む4つの重要な要素を考慮し、それぞれを衡量するとともに、女の子の年齢や成熟度に応じて、その意見を適切に重視することが求められる。そのため、すべての女の子に対して、自らの意見を形成し表明できるよう、必要な情報と支援を提供する必要がある。

児童婚のリスクにさらされている女の子や婚姻歴のある女の子に対応する際には、同意能力に関する制約を踏まえつつ、可能な限りサバイバーを中心に据えたアプローチを採用し、最善の利益の原則に従って、女の子の年齢と成熟度に応じ、その意見を意思決定に適切に反映する必要がある。

また、女の子の最善の利益にかなう場合には、可能な限り信頼できる大人をその過程に関与させるべきである。

児童婚のリスクにさらされている女の子や婚姻歴のある女の子に対応する際には、以下のように、サバイバーを中心に据えたアプローチと最善の利益の原則を組み合わせて適用することができる。

- 判断を押し付けず、年齢に応じた方法で情報を提供する。
- 法的枠組みと子どもの年齢、成熟度の双方を考慮し、年齢の異なる子どもがどのような選択を行うことが適切かを判断する。
- 守秘義務の限界や意思決定の手続きについて、年齢に応じた方法で説明する。
- 子どもを支援や保護の受け手としてのみ捉えるのではなく、事例管理における主体的な参加者として関与させる。
- 子どもの最善の利益に沿って、信頼できる大人をプロセスに関与させる。





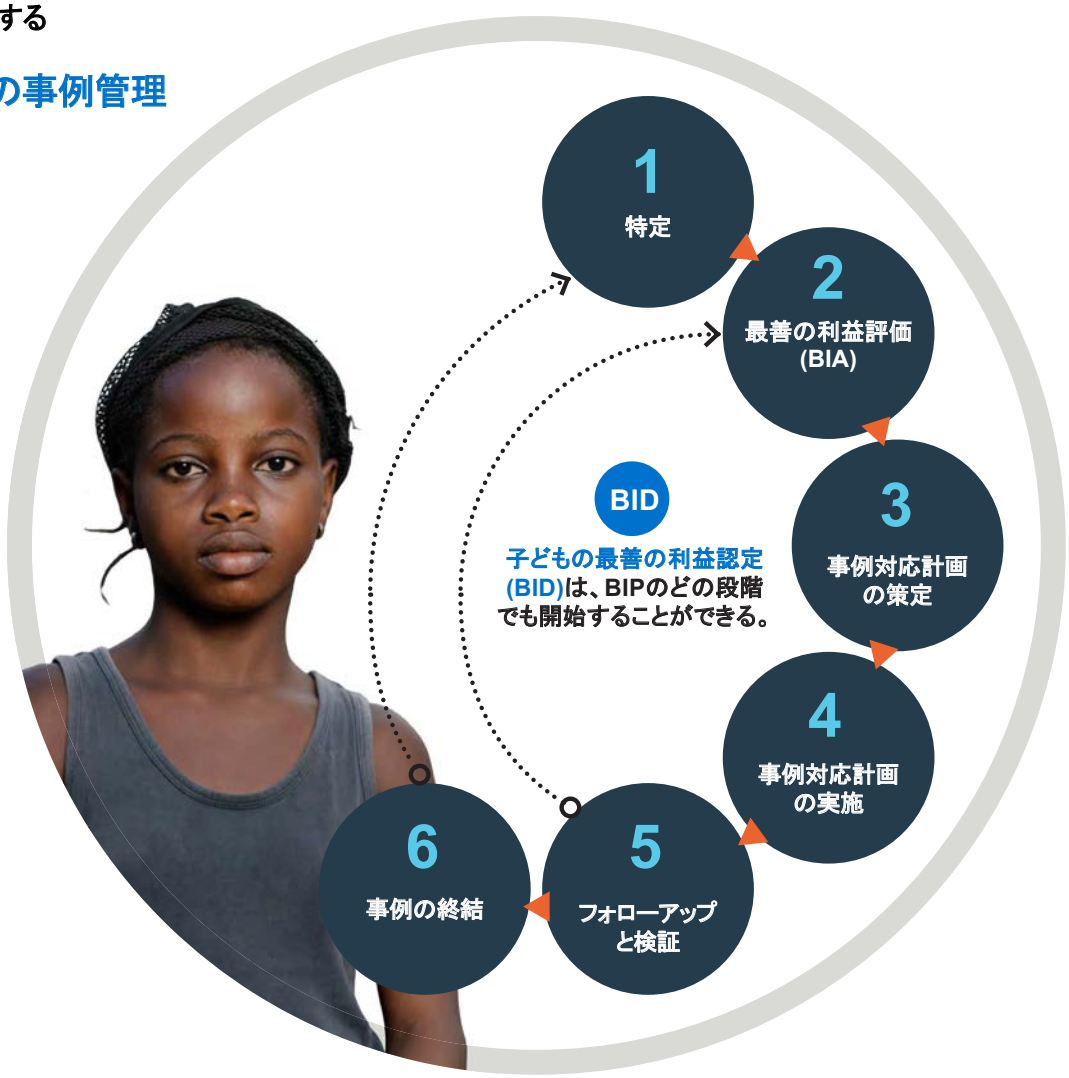
子どもの保護の事例管理の主な資料

『Inter-Agency Guidelines for Case Management and Child Protection』第2版

UNHCR『子どもの最善の利益に関する手続きガイドライン』(2021年)およびBIPツールボックス

難民の子どもに対する

子どもの保護の事例管理



難民の子どもを対象とした子どもの保護の事例管理

1. 脆弱な状況にある子どもを**特定し、登録する**とともに、影響を受けたコミュニティへの啓発を行う。
2. 子ども一人ひとりとその家族のニーズを**評価する**。
3. 特定されたニーズに対応する**個別の事例対応計画**を子どもごとに策定し、期限を定めた測定可能な目標を設定する。
4. 直接的な支援や他のサービスへの紹介を含め、**事例対応計画**を実施する。
5. **フォローアップ**と検証を行う。
6. **事例を終結させる**。

GBVの事例管理の実施手順

1 導入と関係構築

- サバイバーと面会し、安心できるよう配慮する
- 信頼関係を構築する
- ただちに安全性を保証する
- 守秘義務とその限界について説明する
- サービスを提供するため、本人の許可(インフォームド・コンセント)を得る

2 評価

- サバイバーの状況や抱えている問題を把握し、緊急のニーズを特定する
- 直ちに情緒的な支援を提供する
- 情報を提供する
- サバイバーがさらなる事例管理サービスを望んでいるかを確認する

3 事例対応計画の策定

- サバイバーとともに、評価結果に基づく事例対応計画を策定する
- 他のサービスへの紹介について同意を得る
- 対応計画を文書にする

4 事例対応計画の実施

- サバイバーが質の高い支援を受けられるよう支援し、必要な働きかけを行う
- 必要に応じて 直接的な支援を提供する
- 事例の調整を主導する

5 フォローアップ

- 事例をフォローアップし、進捗を確認する
- 安全性やその他の重要なニーズを再評価する
- 必要に応じて、修正した事例対応計画を実施する

6 事例の終結

- 事例の終結に向けた評価と計画を行う

機関間GBV事例管理ガイドラインに関する主な資料

2025年には、児童婚に関する章と研修資料が更新・拡充され、児童婚の事例への対応に特化した安全プロトコルやその他の有用な資料が追加された。『Child Marriage Chapter & Module 16 Tools』を参照のこと。



効果的な支援を提供するためには、児童婚のリスクにさらされている女の子や既婚の女の子特有のニーズに応える、調整された質の高い対応を確保するため、子どもの保護とGBVのアクターが連携することが極めて重要である。両者が協働することで、児童婚の影響を受けた女の子に対する、以下のような措置を含む包括的な事例管理戦略を策定することができる。

- 児童婚に関する合同作業部会の設置と事例検討会を開催する
- 児童婚に関する共通の戦略とコミュニケーションメッセージを策定する
- 児童婚への対応から得られた知見を、子どもの保護やGBVに取り組む技術作業部会での議論に反映する
- サービス・マッピングと紹介経路において、児童婚の事例を担当する具体的な窓口を特定し、その担当者がGBVと子どもの保護の双方の事例管理およびBIPについて研修を受けていることを確保する
- 子どもの保護とGBVの間で、児童婚の事例管理に関する標準作業手順(SOP)を整合させる
- 他部門と連携し、思春期の女の子における児童婚の増加につながるリスクや課題について得られた知見を共有し、解決策を特定する

事例対応担当者の役割

婚姻歴のある女の子や児童婚のリスクにさらされている女の子に対応する際、事例対応担当者は、標準的な事例管理の実践に従い、それぞれの女の子の状況と本人が何を望んでいるのかを理解し、安全を評価して計画を立て、情報や支援を提供し、適切なサービスへ紹介するとともに、本人のために行われる介入が最善の利益にかなうようにしなければならない[66,67,68]。

事例対応担当者の役割は、結婚そのものを阻止することでも、結婚関係の解消を強制することでも、私たちの基本原則に反するような過度の圧力をかけることでもない点を認識しておくことが重要である。

事例によっては、圧力をかけることで、女の子や事例対応担当者自身を危険にさらす可能性があり、その結果、組織とコミュニティとの関係や、より広範な活動にも影響を及ぼすおそれがある。過度の圧力や性急な対応によって、結婚そのものは行われる一方で、女の子がその後、支援サービスを利用する許可を得られなくなったり、自らサービスを利用することをためらったりする可能性もある。



児童婚の事例における事例対応担当者の役割

- 女の子と、女の子が信頼する大人との間に**信頼関係と安全な環境を築く**
- 女の子が置かれている具体的な状況で直面する**リスクを慎重に評価し**、そのニーズを特定したうえで、何が本人の最善の利益にかなうかを判断する。困難な事例では、**最も危害の少ない選択肢**を選ぶことになる場合もある。
- **女の子の安全について計画を立て**、ニーズに応え、直面するリスクを軽減するために可能な限り最善の支援を提供する
- 女の子の状況に**寄り添い**、ウェルビーイングを確保する

結婚を防ぐこと、または既婚の女の子にとって安全な代替策を検討することは、女の子とともに策定する事例対応計画の一部とすべきである。


©Plan International/Izla Bethdavid/ソマリア

児童婚の事例は複雑であるため、事例対応担当者は、**事例管理の監督者と定期的に相談する**必要がある。また、複雑な事例や判断を要する場合には、別の視点を得るため、GBVの事例対応担当者が対応している場合は**子どもの保護の監督者**に、子どもの保護の事例対応担当者が対応している場合は**GBVの監督者に相談する**ことも推奨される[69]。

事例対応担当者は、自身の信念や考え方、態度が、既婚または未婚の女の子への対応や支援に影響を及ぼさないようにしなければならない。たとえば、女の子が結婚前に性行為をしている場合や、自ら結婚を望んだ場合であっても同様である。プログラムだけでなく、自身の考え方や態度においても、思春期の女の子に配慮したアプローチを念頭に置く必要がある。

- ジェンダー平等
- 判断を押し付けないこと
- 差別しないこと
- 自らが持つ権力や特権を自覚すること

事例管理

既婚の女の子に関する留意事項

事例対応担当者は、子どもが結婚してしまうと、もはやできることは何もないと考えがちだ。この認識は、困難な活動環境下での対応能力の制限と組み合わさり、結果として、婚姻歴のある女の子への支援の優先度をさらに下げることになる。

しかし、婚姻歴のある女の子のニーズは非常に大きく、保護上の支援だけにとどまらない場合が多い。特に、子どもを持つ既婚の女の子や未婚の若い母親に対応する際には、支援の対象となる子どもが2人、あるいはそれ以上いることを忘れてはならない。すなわち、母親自身と、その子どもである。

既婚の女の子に対する事例管理の主な目的は、女の子の安全を確保し、彼女たちが直面しているリスクの軽減である。

そのために、事例対応担当者は、当該の女の子が事例管理サービスや他の必須サービスを安全に利用できる機会と環境を整える必要がある。

すでに結婚している女の子は、法的枠組みによっては、法的に成人として扱われる場合がある。その場合、自らについて意思決定を行う法的能力がより広く認められる可能性がある。しかし、長期的な支援の必要性を含め、児童婚による長期的な影響は残るため、こうした影響を意思決定の過程で十分に考慮する必要がある。



児童婚の当事者であるという理由だけで、すべての既婚の女の子を事例管理の対象として登録する必要はない。特に児童婚の発生率が高く、子どもの保護やGBVに関する他のリスクも存在する状況では、登録の要否は、それぞれの事例の状況と、個人ごとの具体的な保護上のリスクおよび保護要因に基づいて判断する必要がある。そのため、比較的年齢の高い既婚の女の子の中には、事例管理に登録するのではなく、単発の介入と必要なサービスへの紹介によって対応する場合もある。

既婚の女の子に対応する際、事例対応担当者は、本人の最善の利益を評価するうえで、結婚についての本人の考えや感情を常に中心に据える必要がある。同時に、本人の年齢、成熟度、認知的発達の段階によって、状況への理解の程度や意思決定能力が異なることにも留意しなければならない。

既婚の女の子への対応に関するヒント

事例対応担当者は常に、以下の点に留意すること。

女の子を事例管理のプロセスに関与させ、本人が話し、自分の考えを伝えるための時間を十分に確保する。本人の最善の利益を評価する際には、結婚についての本人の考えや感情を常に中心に据える。*「自分の状況についてどう感じているか」「どうなってほしいと思っているか」*を本人に尋ね、事例対応担当者が本人にとって何が最善かを分かっていると思い込まないこと。

若年で結婚することに伴う**リスクについて、**本人に配慮しながら、年齢に応じた適切な方法で**話し合う。**その際、結婚によって、社会生活、情緒面、健康面、教育面でどのような変化が生じ得るかについても話し合う。具体的には、以下の点への影響について話し合うことが考えられる。

- 早期妊娠、HIV、その他STIのリスクを含む、本人の健康への影響
- 本人の身体的安全と心理社会的ウェルビーイングへの影響
- 教育と経済的安定への影響
- 将来への影

支援ネットワークを特定すること。女の子が支援ネットワークを特定し、そのつながりを維持できるよう支援する。また、問題解決のための力を活かしながら、自らの選択肢を十分に検討できるよう支援し、短期的には身体的暴力や性暴力にさらされるリスクを軽減する。さらに、法的権利や婚姻状況に関する選択肢についての相談を含め、利用可能な支援サービスがあることを伝える。

安易な約束をしないこと。夫と別れることが本人にとってより良い結果につながると、決して約束してはならない。それを保証することはできない。また、事例対応担当者が正しいと考えることを本人に押し付けてはならない。本人の状況に基づき、本人とともに計画を策定する。*支援的な保護者や養育者がいる場合には、女の子本人とその保護者・養育者と協力し、安全に結婚生活から離れるための方法を一緒に検討できる場合がある。*

個々の状況を考慮すること。

意思決定能力を判断する際には、年齢と成熟度を評価する。女の子の年齢、成熟度、これまでの人生経験、個々の状況は、本人の理解力や意思決定能力に影響することに留意する。また、コミュニティでは、すでに本人が大人として扱われている場合があることも認識しておく必要がある。こうした状況を踏まえて言葉遣いやコミュニケーションの方法を調整し、その上で本人の意思決定能力を評価する。

本人の具体的なニーズを理解すること。婚姻歴のある女の子には、結婚生活における暴力や虐待への対応だけでは十分に捉えきれない、重大なニーズがある場合がある。本人が現在抱えているニーズを理解し、それに対応することに重点を置くとともに、暴力や健康上の問題にさらされるリスクを最小限に抑えられるよう支援する。

法的枠組みを把握すること。児童婚に適用される法律とその執行状況を理解し、事例対応担当者による対応や女の子本人の事例対応計画策定に反映させる。また、本人が未成年であることを踏まえ、該当する通報義務についても把握しておく必要がある。

社会規範を理解すること。女の子が受けている可能性のある社会的圧力、離婚やシングルマザーとしての育児が彼女たちに及ぼす影響に関し、十分に理解する。その状況に対し、判断を押し付けないことなく、共感をもって接すること。


©Plan International/Saikat Mojumder/バングラデシュ



児童婚の差し迫ったリスクにさらされている女の子に対する事例管理上の留意事項

児童婚の差し迫ったリスクにさらされている未婚の女の子とは、本人からの申告または第三者からの報告により、(a)本人が結婚を望んでいる、または結婚相手を見つけている、あるいは(b)家族が本人の結婚を手配していることが判明し、近く結婚する可能性が高い女の子を指す。

児童婚の差し迫ったリスクにさらされている女の子への対応には、利用可能なすべての選択肢を慎重に検討し、本人の年齢と成熟度に配慮するとともに、その意見を十分に考慮し、安全を最優先とする慎重なアプローチが求められる。

事例対応担当者は、常に女の子一人ひとりの状況を慎重に検討するとともに、結婚を阻止することによる短期的および長期的な影響と、その他の利用可能な選択肢とを比較衡量する必要がある。何が本人の最善の利益にかなうのかを特定することに重点を置かなければならない。

結婚を阻止することが常に道徳的に正しい対応のように思われる場合もあるが、最大限の努力をしても結婚が行われることはある。そのような場合、事例対応担当者はリスクの軽減を優先する必要があり、そのためには女の子との連絡を維持することが不可欠である。

結婚を阻止しようとして過度に介入し、その結果、サービス提供者と女の子、家族、さらにはコミュニティとの関係を損ない、家族から女の子との接触を拒まれるよりも、結婚を間近に控えた女の子とのつながりを維持する方が望ましい。

このような事例では、事例対応担当者は、暴力や健康上の問題にさらされるリスクを最小限に抑えながら、女の子が結婚生活で起こり得る状況に対処できるよう支援する必要がある。また、結婚後も事例管理やその他の保護サービスを継続して利用できる可能性を高めるため、結婚後に直面し得る障壁を評価し、取り除くことが求められる。特に、現在サービスを受けている地域から遠方へ移る場合には、この点が重要である。

機関間GBV事例管理ガイドライン[v]では、結婚について交渉、計画、または話し合いが行われている未婚の女の子への対応について、以下の事例管理上の望ましい実践を示している。

これらは事例対応担当者向けに示されたものであるが、その多くは、子どもと信頼関係を築いて支援にあたるあらゆる実務者にも当てはまる。

- **女の子が結婚についてどう感じているかを理解すること**。彼女たちの中には、当初、結婚という将来の予定に胸を躍らせ、大人になる前に結婚することで生じる長期的影響やリスクを認識していない者もいる。また、結婚したくないと助けを求める女の子もいるが、事例対応担当者は結婚を阻止する権限を有してはおらず、彼女たちに対しできることは、結婚の阻止や延期をさせる方法等の、選択肢に関する話し合いである、ということを明確にする必要がある。これらの選択肢には、信頼できる支援的な大人や家族に関与を求めることや、子どもの最善の利益にかなう場合には、子どもに代わって介入する権限を有する国の当局へ紹介することなどが含まれる。
- **女の子の結婚に何を期待しているか理解すること**。女の子が、自分の年齢で結婚することの現実を理解するために必要な情報を提供することで、本人を支援することができる。そのためには、まず本人が現在、結婚に何を期待しているのかを理解することが有用である。たとえば、次のような自由回答形式の質問から始めることができる。
 「結婚することで、あなたの生活はどのように変わると思いますか」
 「結婚したら、あなたにとって何が変わると思いますか」
- **女の子に、年齢に応じた必要な情報を提供すること**。児童婚が及ぼし得る影響について情報を提供することは不可欠である。情報は、話し合いや情報提供資料を通じて伝えるほか、医療従事者などの専門家への紹介を通じて提供することもできる。提供する情報には、以下を含める。
 - 本人の権利についての説明
 - 家族計画を含むSRH関連情報
 - GBVやIPVについての理解、どこでどのように支援を求められるかを含む、健全な人間関係に関する情報
 - 安全な空間、思春期の若者に配慮したサービス、保健医療施設、法的支援サービスなど、本人のニーズに応じて利用できるその他の地域の支援資源やサービス

v. UNFPA『Interagency Gender-Based Violence Case Management Guidelines』(2017年)118頁から121頁を参照のこと。

- **女の子の結婚に何を期待しているのか話し合うこと。**本人が結婚に何を期待しているのかに加え、その地域や状況において、結婚にどのようなジェンダーに基づく期待が伴っているのかについて話し合うことも重要である。その際には、有害なステレオタイプを助長することなく、本人がこうした期待を理解し、可能であれば夫との間で交渉できるよう備えることが求められる。具体的には、性行為、避妊、妊娠の初期兆候、妊娠を遅らせることのメリットなど、結婚に伴う期待について話し合うことが考えられる。ただし、これは、家事の訓練や「良い妻になる方法」「夫を喜ばせる方法」「良い嫁になる方法」といった形で、本人を結婚生活に備えさせることを意味するものではない。信頼できる女性の親族を通じて情報を提供する、あるいは、こうした問題についてグループで話し合える安全な空間を活用するなど、別の情報提供の方法も検討する。
- **女の子の安全を最優先にすること。**子どもの最善の利益を最優先事項とし、いかなる措置を講じる場合にも、子どもの安全を可能な限り確保し、安全上のリスクを高めないようにする。また、何らかの措置を講じる前には、必ず本人の意見を考慮する。



事例対応担当者がしてはならないこと

児童婚が計画されていることを把握した場合、事例対応担当者は以下のような対応をしてはならない。

- 女の子本人への働きかけを省略する
- まず保護者のもとへ行き、結婚の計画を中止するよう求める
- 結婚予定の相手やその家族に働きかけ、結婚を中止させようとする
- 宗教指導者に対し、結婚式を執り行わないと約束するよう求める
- 族がなぜ娘を結婚させようとしているのかを、コミュニティの人びとへの聞き取りによって調査する

難民および庇護申請中の女の子のためのBIP

CRCによれば、各国には、子どもに影響を及ぼすすべての決定において、子どもの最善の利益を評価し、決定するための手続きを実施する責任がある。通常、個々の子どもに関する決定については、この義務は、国の子どもの保護制度における事例管理手続きとして具体化される。こうした手続きには社会福祉上の対応のほか、子どもが児童婚のリスクにさらされている場合や、すでに正式または非公式に結婚している場合に開始され得る司法手続きも含まれる。子どもに影響を及ぼす個別の決定を行う役割を担う組織も、子どもの最善の利益を評価し、決定する義務を負っており、国内の枠組みに沿ってこれを行う必要がある。難民の状況では、UNHCRが、難民の子どもを対象とする国の子どもの保護に関する事例管理手続きを補完するため、BIPを実施する場合がある[66]。

少なくとも、児童婚のリスクにさらされている、または婚姻歴があると特定された女の子一人ひとりについて、何らかの措置を講じる前に、、**最善の利益評価(BIA)**を実施する必要がある。これにより、本人の最善の利益が適切に評価され、すべての意思決定の中心に据えられることになる。女の子一人ひとりの状況は異なり、それぞれに異なるアプローチが必要となる可能性があることに留意することが重要である。しかし、すべての既婚の子どもと、結婚の差し迫ったリスクにさらされている子どもについては、大人を前提とした婚姻関係にある、またはそのリスクにさらされている子どもであることから、評価を行う必要がある。

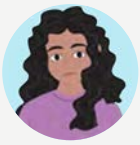
児童婚の状態にある、または児童婚の差し迫ったリスクにさらされているすべての人に対して、SRHを含む健康上の問題に関するカウンセリングが必要である。また、婚姻状況に関する法的権利や選択肢についてのカウンセリングも有益となり得る[70]。

BIDは、現在または将来の子どもに重大な影響を及ぼし、厳格な手続き上の保障を必要とする決定について実施すべきである。児童婚の事例では、以下の場合にBIDが必要となる。

- 国の当局による別離が行えない状況で、保護者の意思に反して子どもを保護者から引き離す場合[w]
- 既婚の子どもについて、保護者または養育者を伴わず、成人の配偶者とともに再定住することが検討されている場合
- 結婚している2人の子どもについて、双方の保護者または養育者を伴わずに再定住することが検討されている場合
- 子どもが、配偶者または再定住先でともに暮らす予定の人びとから、現在または過去に暴力、虐待、搾取を受けていることを示す情報がある場合

w. 保護者からの別離を伴う場合を含め、BIDが必要となる状況についての詳細は、UNHCR『Best Interests Procedure Guidelines: Assessing and Determining the Best Interests of the Child』(2001年)第4章を参照のこと。

事例管理で児童婚の事例を扱う際に頻繁に起きる問題



A. 婚姻歴のある女の子と児童婚の差し迫ったリスクにさらされている女の子の特定

事例管理の対象者となる基準を満たす子どもは、通常、子どもや思春期の若者、特に女の子を対象としたプログラム活動を通じて特定される。この活動を通じて、利用可能なサービスや支援の受け方に関する情報が提供できる。だが、既婚の女の子は、外出ができなかったり、多世代が同居する大きな住居に住んでいる場合が多く、一般的な子どもの保護の対象者特定過程では見つけにくい。その結果、彼女たちが結婚状態にあることに気付くことが困難である。

難民の場合、難民登録や難民認定手続き(RSD)、再定住を含めた恒久的な解決策に関する面接も、結婚の危機に瀕している子どもや既婚の子どもを特定する機会となる。

結婚のリスクにさらされている、あるいは既婚の女の子を特定する方法は、3つある。

- 観察
- 第三者からの報告または紹介
- 女の子本人からの開示

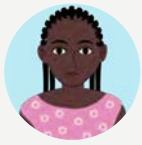
報告や開示を受けるためには、女の子とコミュニティ住民が利用可能な支援サービスの存在を認識していなければいけない。本人とコミュニティ住民が、利用可能なサービスの存在や利用方法、支援の受け方を理解できるよう、さまざまな戦略を講じる必要がある。それには、以下のような、子どもと思春期の若者にわかりやすい情報の提供が含まれる。

- コミュニティセンター
- 安全な空間(子ども向け、または女性と女の子向け)
- 栄養支援センター
- 学校
- 保健医療施設
- 移動型アウトリーチ

子どもの保護とGBVの事例管理担当者は、(i)既婚の女の子に積極的に働きかけ、保護上の問題を把握することと、(ii)既婚の女の子が自ら支援を求められる環境を整えることとの間で、適切なバランスをどのように確保するかについて、連携して検討する必要がある。

家庭訪問やコミュニティ活動を行う保健医療や食料配給などの他のアクターに研修を実施し、連携することで、情報発信を広げるとともに、女の子の安全を損なうことなく、支援を必要とする女の子を特定し、支援につなげることができる場合がある。その際には常に、女の子の年齢、成熟度、主体性を考慮し、サービス提供者がどのように働きかけることが最も安全かを判断する必要がある。





B. 年齢の低い女の子への対応

大変年齢の低い女の子の児童婚は、思春期の女の子程に頻繁には起きてはいないが、多くの状況で実際に発生はしている。たとえば、いくつかの文脈では、女の子が極めて幼い頃、または出生直後に結婚の約束がなされ、その後、将来の夫の家族に育てられる場合がある。また別の状況では、花嫁側の家族と新郎またはその家族との間でやり取りされる「ダウリー(婚資)」が、女の子の年齢が低いほど少額になる場合があり、危機によって資源が一層逼迫するにつれて、このような慣行が増える可能性がある。活動地域でどのような慣行が行われているのか、誰がその影響を受けているのか、そして何がその背景にあるのかを理解することが不可欠である。

婚姻歴のある女の子や児童婚のリスクにさらされている女の子に対して、どのような対応をとるべきかを判断する際、年齢が唯一の要素ではない。しかし、より踏み込んだ措置を講じるかどうかを判断する際の一つの基準として、年齢は有用な要素となり得る。児童婚は、身体的にも情緒的な発達の面でも準備が整っていない子どもに、大人としての役割や期待を強いるものである。結婚する女の子の年齢が低いほど、性行為や子育てなど、大人としての役割や責任を負わされることによる危害はより深刻になる。これは、CSAにあたる[71]。(ユニセフおよび国際救済委員会(IRC)『Caring for Child Survivors of Sexual Abuse Guidelines』第2版、2024年を参照のこと。)

前述のとおり、児童婚の事例に対応する際には、最善の利益の原則と、サバイバーを中心に据えたアプローチの双方を常に適切に考慮することが重要である。

年齢の低い女の子が関わる児童婚の事例については、一般に、子どもの保護に関する高い専門性を有する事例対応担当者が対応すべきである。特に、子どもの最善の利益を適切に評価し、子どもに配慮したコミュニケーションを確保することが重要となる。

年齢の低い既婚の女の子や児童婚のリスクにさらされている年齢の低い女の子が特定された場合、事例対応担当者は以下の行動をとる必要がある。

- **安全を最優先すること**。女の子の最善の利益を判断する際には、本人の安全と安心を最優先する。
- **必要な介入を講じること**。年齢の低い女の子については、結婚を遅らせるために利用可能なあらゆる手段を講じる。また、誰が介入する権限を有するのか、子どもを家族や夫から引き離す必要が生じた場合にどのような養護体制があり、その質がどの程度確保されているのかなど、国内法や関連する手続きを把握しておく。
- **必要に応じて通報すること**。通報義務があり、かつ通報することが女の子の最善の利益にかなうと判断される場合には、本人の安全を確保し、結婚させられること、または結婚生活を続けることを防ぐために必要な措置が講じられるよう、通報を行う。
- **同意を得ること**。年齢の低い女の子の事例に対応する際には、虐待を行っていない保護者または養育者の同意が必要となる。こうした保護者または養育者から同意を得られない場合には、子どもの最善の利益を考慮し、別の信頼できる大人、または最終的には裁判官などの当局から同意を得るよう努める。これらすべての可能性を尽くした後には、事例対応担当者は、子どもの保護とGBVを専門とするアクターによる事例検討会を開催し、保護者の同意なしに対応を進めるかどうかについて、専門的な判断を行うことができる。



C. 結婚の阻止、または結婚関係から子どもを解放させるための介入

児童婚を防止すること、または思春期の女の子が、結婚生活を続けるかどうかを含め、自分の人生について十分な情報に基づいて選択できるよう支援することは、事例対応計画の一部とすべきである。しかし、極端な事例では、女の子本人やその保護者の意向に反してでも、介入が必要となる場合がある。たとえば、以下のような場合である。

- 極めて幼い女の子の結婚の取り決めが行われている場合
- 女の子が差し迫った危険に晒されている結婚生活を送っている場合

児童婚を防止するため、または子どもを結婚生活から引き離すための措置を検討する際には、子どもの最善の利益を最優先に考慮しなければならない。保護者の意思に反して子どもを保護者から引き離すこと、監護に関する決定を行うこと、結婚や離婚に関する法律を執行することができるのは、国の当局のみである。UNHCR、プラン、パートナーは、子どもに情報や支援を提供するとともに、安全なシェルターや法的支援などのサービスを利用できるよう支援することができる。

難民の状況では、難民の子どもが国の子ども福祉サービスを利用できない場合、このような決定が子どもの最善の利益認定(BID)パネルを通じて行われることがある。

ただし、BIDパネルの決定には法的拘束力がないため、政府がBIDパネルに参加していない場合には、その決定を執行することが困難となる可能性がある。

結婚を防止するため、または子どもを結婚生活から引き離すために介入することは、女の子に特有のリスクをもたらす。また、結婚の防止や解消に向けた取り組みによって、事例対応担当者と女の子、女の子の家族、コミュニティとの関係が損なわれたり、事例対応担当者自身が危険にさらされたりする可能性があることも認識しておく必要がある。さらに、組織の評判を損ない、あらゆるサービスを通じたコミュニティへのアクセスにも悪影響を及ぼす可能性がある。

しかし、女の子が結婚生活を続けることになった場合、または結婚が行われた場合には、生涯にわたるリスクにつながる可能性がある(児童婚の影響に関するセクションを参照)。さらに、女の子が事例管理を行う機関から支援を受けていることが知られた場合、新たな制限を課されたり、その他の保護上のリスクにさらされたりする可能性がある。

児童婚の危機に瀕している女の子に対応する際には、そのプロセス全体を通じて、本人の声、意見、主体性を最優先することが極めて重要である。女の子本人を介さず、本人の同意や関与なしに保護者、コミュニティのリーダー、結婚相手となる可能性のある人に直接働きかけることは、本人の主体性をさらに損ない、直面するリスクを高める可能性がある。そのため、事例対応担当者は以下を行うべきである。

- 女の子が不利益を受けることを恐れず、自分の考え、懸念、希望を率直に話せる、安全で秘密が守られる場を確保する
- すべての意思決定のプロセスに女の子本人を積極的に関与させ、その意見を求め、本人の希望が尊重されるようにする
- 本人の権利、利用可能な支援サービス、児童婚がもたらし得る影響について情報を提供し、女の子をエンパワーメントする
- 本人の主体性と、置かれている状況の複雑さを認識しながら、本人の最善の利益のために働きかける

女の子の声を中心に据えず、支援の受動的な受け手として扱うことは、本人のウェルビーイングを損ない、有害な力関係を強化し、望ましくない結果が生じる可能性を高めることにつながり得る。

UNHCRとパートナーが児童婚の事例への介入策を行っている場合、事例対応担当者は、女の子やその家族、信頼できる大人と連携して、以下を行うべきである。

- **リスクを評価すること**。以下のような、女の子が置かれている具体的な状況におけるリスクを慎重に評価し、本人のニーズを特定する。
 - その結婚は取り決められたものか
 - 結婚相手となる人物は誰か
 - その結婚が取り決められた理由は何か
 - 本人は既に夫と同居しているか
 - 本人には子どもがいるか
- **選択肢を特定すること**。考えられる選択肢を特定し、それぞれのメリットとリスクを慎重に比較衡量する。BIPの一環として行われる4要素分析は、有用なツールとして活用できる[x]。
- **女の子本人との選択肢に関する話し合うこと**。リスクを含め、それぞれの選択肢によって生じ得る結果について情報を提供し、本人の意見を考慮する。
- **安全性の最優先すること**。女の子の安全について計画を立て、本人のニーズに応え、直面しているリスクを軽減するために可能な限り最善の支援を提供する。安全計画を策定し、常に最新の状態に保つことが強く推奨される。
- **行動計画を策定すること**。さまざまな選択肢のリスクとメリットを慎重に比較衡量したうえで、不測の事態への対応も含む行動計画を策定する。

児童婚を防止する、または子どもを結婚生活から引き離す前に必要となる要素

法的枠組みとその実施

児童婚を防止するため、または子どもが結婚生活から離れられるよう支援するために国の当局が介入できるかどうかは、その国の法的枠組みに加え、その地域の子どもの保護制度や司法制度によって、その法的枠組みがどの程度実施されているかによって決まる。たとえば、18歳未満の結婚を禁止する法律が存在していても、警察や裁判所によって通常は執行されていない場合には、当局への通報が子どもを保護するどころか、かえって危険にさらす可能性がある。

養護体制

結婚生活が終了した女の子については、本人の最善の利益にかなう限り、保護者との再統合が望ましい選択肢である。一方、結婚させられることからの保護を求める女の子や、結婚生活から離れることを望む女の子のための代替的な養護の選択肢も、介入を行う前に確保しておく必要がある。



©Plan International/Isso Bationo/ブルキナファソ

アクターは、以下の者にケアと安全を確保する意思のある里親家庭を特定する必要がある。

- 取り決められた結婚を防ぐために保護者から引き離された女の子
- 児童婚からの解放を望む女の子
- 上記のいずれかの理由により、家族から排斥されている女の子

里親家庭には、研修、指導、モニタリングなどの支援が必要となる。施設養護は最後の手段とし、その期間も可能な限り短くすべきである。

サービスと支援

結婚を拒否することや結婚生活から離れることは、女の子に長期的な影響を及ぼす可能性がある。そのため、心理社会的支援、教育または職業訓練、保護上の介入など、利用可能な支援について検討するとともに、女の子本人にも説明し、自分がどうしたいのかを十分な情報に基づいて判断できるようにする必要がある。

年齢の低い子どもを結婚生活から引き離すかどうかを判断する際には、子どもの年齢、理解力、成熟度に応じて本人の意向を考慮するとともに、本人の安全と安心を最優先しなければならない。

どのような選択肢がとられる場合でも、子どもが結婚生活を続けるかどうか、または結婚することになるかどうかにかかわらず、事例管理を含む継続的な支援を受けられるようにすべきである。

x. 4要素分析についての詳細は、UNHCR『Best Interests Procedure Guidelines: Assessing and Determining the Best Interests of the Child』(2021年)第2.4.2節、51頁を参照のこと。

婚姻歴のある女の子と児童婚のリスクにさらされている女の子のための法的支援サービス

女の子には、誰と、いつ結婚するかを含め、自らの結婚について十分な情報に基づいて決定する権利があり、法的支援サービスへのアクセスは、この権利を保障するうえで重要な役割を果たし得る。

既婚の、または結婚の危機に瀕している女の子全員が、居住国の法律に基づく自身の権利や機会への対応や、法制度内の潜在的な不備や危険性に対処するための法的サービスを利用できるべきである(個別の事例管理の詳細は、事例管理に関するセクションを参照)。

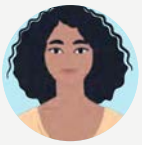
既婚の女の子は、配偶者による制約や、自らの権利に関する知識や情報へのアクセスの不足によって、権利を十分に行使できないことが多い。配偶者と死別した女の子、非公式または未登録の婚姻関係にある女の子、一夫多妻の婚姻関係にある女の子、受入国の国民と結婚した女の子などは、児童婚が国によって法的に登録されている女の子とは異なる形で、居住国の法的枠組みの下で認められる権利の範囲や利用可能な救済手段について疑問を抱えている場合がある。

場合によっては、既婚の女の子が離婚の可能性について情報を必要とすることもある。離婚には、子どもの監護、難民としての地位、婚資の返還、婚姻の法的有効性、さらに妻から申し立てた離婚を認める、または認めない慣習上・宗教上の手続きなどが関係し、複雑になる場合がある。これらは、受入国の管轄の下で扱われる複雑な問題である。

女の子は、信頼できる具体的な情報、カウンセリング、助言を受けられるよう、秘密が守られ、公平な法的支援サービスに紹介されるべきである。事例対応担当者は、その役割上、関連する法律について一定の知識を持ち、基本的な質問に答えられるとともに、専門的なサービスが利用できる場合には、そこへ紹介できることが望ましい。女の子の年齢や成熟度、本人の希望によっては、支援的な大人が法的支援サービスの利用に同行し、手続きや選択肢について理解できるよう支援することが有益な場合もある。これによって、本人が理解できる形で情報を受け取り、手続き全体を通じて権利が尊重されるよう支援することができる。

法的支援は、意思決定に必要な要素の一つにすぎないことを忘れてはならない。たとえば、女の子が法的には離婚できることを知ったとしても、その選択によって生じ得る文化的、社会的な影響についても説明を受ける必要がある。コミュニティによっては、離婚が重大な保護上の懸念やリスクを生じさせることがあり、こうしたリスクは事前に特定し、評価したうえで対応する必要がある。離婚を望む既婚の女の子は、多くのコミュニティで離婚に伴うスティグマによる強い社会的圧力にさらされ、夫、義理の家族、さらには本人の保護者、親族、コミュニティによって、安全が脅かされる可能性がある。本人が離婚を進めることを決めた場合には、特定されたリスクを軽減するための安全確保策を講じておく必要がある。結婚を拒否する未婚の女の子も、同様のリスクに直面する可能性がある。


©Plan International/Meeting Point/ネパール



D. 事例管理における支援者の関与

まず、本人を支えてくれる家族や、関与を求めることのできるその他の信頼できる大人がいるかどうかを確認することが重要である。ただし、**その人物は女の子の夫であってはならない**(夫の関与に関するセクションを参照)。

女の子本人とともに、身近な人の中から、本人が信頼し、結婚についての気持ちを安全に打ち明けることのできる大人を特定する[y]。特定した大人との最初の会話は、女の子にとって難しいものになる可能性があることに留意する。事前にロールプレイを行うなどして、その会話に備えられるよう支援することができる。また、自分の気持ちをその大人に伝えることで生じ得るリスクについて、十分に評価しておく必要がある。たとえば、「その人はどのように反応する可能性があるか」「本人がその人に話したことを他の家族が知った場合、何が起こり得るか」といった点を検討する。

特定された支援者が子どもの保護者または養育者であり、関与しても安全であると判断される場合には、その人に関与を求める。

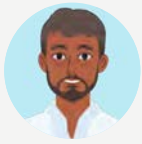
保護者または養育者が、児童婚によって生じると考えている利点と不利益について十分に検討できるよう支援し、本人たちの立場から、なぜその結婚が検討されているのかを話し合う。避難によって女の子が何年も学校に通えていなかったことが、児童婚を正当化する理由として挙げられることは少なくない。そのような場合には、長期間学校に通えていなかったとしても、再び就学することのメリットや、そのために利用できる選択肢に焦点を当てて話し合うことが考えられる。その際、たとえば、学校で食事を得られることや、将来家族の収入に貢献できる技能を身につけられることなど、家族にとってのメリットに触れたり、コミュニティの中で就学を続けた女の子の成功事例を紹介したりすることも有効である。また、経済的困難や教育の選択肢の不足など、結婚を選択する背景にある懸念に対応できる代替策を、保護者または養育者が特定できるよう支援することも重要である。

特定された人物が保護者または養育者ではなく、信頼できる大人である場合には、その人に関与を求める。

その大人に対し、女の子の保護者または養育者の中に、事例対応担当者と話す意思のある人がいると思うか、また、話し合いを行うとすればどのような方法が最も適切かを尋ねる。保護者または養育者が話し合いに応じる可能性がある場合でも、実際に働きかける前にリスクを慎重に評価する。信頼できる大人が、そうした働きかけによって女の子に悪影響が及ぶおそれがあると懸念する場合には、行うべきではない。その場合は、信頼できる大人との連携を続け、その人が女の子を支援しながら、保護者または養育者や、予定されている結婚に影響力を持つその他の人びとと話し合えるよう支援する。

女の子の家族と親しく、結婚の延期または中止を支持するコミュニティのリーダーや尊敬されている人物がいる場合には、その人にも関与を求めることができる。

どのような支援的な大人に関与を求める場合でも、介入によって意図せぬ結果が生じる可能性について、保護者または養育者と十分に話し合う必要がある。たとえば、どのような否定的な反応が生じ得るか、それによってどのようにさらなる危害が生じる可能性があるか、また、その場合にどのように対応するかを検討する。必要に応じて、こうしたリスクを軽減するための計画を策定する。



E. 事例管理への父親や他の男性の家族の構成員の関与

父親やその他の男性家族への働きかけは、児童婚が、女の子を不利な立場に置く家父長的な規範や力関係に根ざしているという理解に基づいて行う必要がある[72]。父親やその他の男性家族に働きかける際には、児童婚を助長する既存のジェンダー規範への対応に焦点を当てるべきである。**女の子を保護するという共通の目標を達成するため、父親と積極的に関わり、別の方法をともに見いだす機会をつくることは、児童婚への対応において重要である**。その際には、女の子の権利を保障し、本人の選択を尊重し、将来をより適切に守る方法で行わなければならない。判断や非難を避けるため、伝えるメッセージはコミュニティと共同で策定すべきである。結婚に伴うリスクだけでなく、結婚を遅らせることのメリットにも焦点を当てる。こうした内容は、さまざまな部門で父親を対象とするプログラムに組み込むことも、個別に取り上げることもできる。男性や男の子に働きかけ、考え方や行動の変化を促すコミュニティベースのプログラムは、事例管理を通じて行われる働きかけを補完するものである。

男性や男の子への働きかけについては、アクターによって異なる立場をとる場合もある。しかし、父親やその他の男性家族が、たとえば子どもを虐待している、または虐待に加担しているなど、子どもにとって危険な存在である場合には、働きかけを行うべきではない[z]。通常、児童婚のリスクにさらされている子どもや、すでに結婚している子どもに対応する際、子どもの事例対応担当者が夫や女の子の婚約相手に直接働きかけることはない。ただし、18歳未満の女の子と結婚することによる法的、健康上その他の影響についてのカウンセリングや、男性本人または夫婦へのMHPSSなどの支援を受けられるよう、他の保護アクターやコミュニティのアクターに紹介することはできる。

y. 信頼できる女性の家族を特定するための提言に関しては、『Interagency guidance note on prevention of and response to child marriage in the Kurdistan Region in Iraq』を参照のこと。

z. 「The inter-agency guidance note on prevention of and response to child marriage in the Kurdistan Region of Iraq」(2015年)、13頁と27頁を参照のこと。

結婚に関する決定権を持つ父親やその他の男性家族に働きかけることは、多くの場合、子どものうちに結婚させることよりも、成人になるまで結婚を遅らせることの方が大きなメリットがあると理解してもらうことを意味する。また、離婚を望む既婚の女の子が、罰せられたり拒絶されたりすることなく実家に戻れるよう、家族の理解を得ることを意味する場合もある。多くの家父長的な社会では、父親が不在の場合、家族内の結婚に関する決定を叔父や兄弟が行うことがある。

家族への働きかけでは、暴力への恐れや、より望ましい代替策がないという認識など、娘を若くして結婚させようとする、または結婚させた具体的な理由に対応する必要がある場合がある。前述のとおり、紛争や強制避難の状況では、児童婚は、家族が絶望や娘の安全への不安、よりよい選択肢がないという認識から選ぶ、極端な対処戦略となっている場合がある。こうした問題への対応には、複数回にわたる働きかけが必要となることもある。



F. 事例管理における既婚の女の子の夫の関与

18歳未満の女の子の事例管理に夫を関与させるかどうかは、さまざまな要素と十分なリスク評価に基づいて慎重に判断しなければならない。具体的には、女の子の最善の利益と本人の同意、文脈やコミュニティの状況、事例管理サービスの対応能力と利用可能な紹介先、法的枠組み、通報義務などを考慮する必要がある。

夫が既婚の女の子に代わって同意を与えたり、事例管理において女の子に付き添う信頼できる大人となったりしてはならない。事例対応担当者と既婚の女の子との間に築かれた繊細な信頼関係は容易に損なわれ得る。夫を関与させた結果、女の子が自らの主体性を損なわれたと感じれば、この信頼関係が損なわれる可能性がある。

夫に接触する前に、事例対応担当者は監督者と事例を検討し、協議したうえで、計画している対応について承認を得るとともに、状況を注意深くモニタリングする必要がある。事例対応担当者は、監督者と以下の点について検討すべきである。

- **児童婚の状況にある子どもへのサービス提供に関する同意**

 子どもの保護に関する事例管理、または難民および庇護申請中の子どもに対するBIPでは、通常、子どもの保護者または養育者がサービス提供への同意を与える。インフォームド・コンセントを得る際に養育者を関与させることが子どもの最善の利益にかなわない場合には、事例対応担当者は、その子どもの生活の中に同意を与えることのできる信頼できる大人がいるかどうかを確認する必要がある。

 女の子と時間をかけて関わり、結婚関係の外にいる信頼できる人を特定する。ほかに同意を与えることのできる信頼できる大人がいない場合には、女の子の年齢、成熟度、これまでの経験を踏まえ、本人が自ら意思決定できるかどうかを事例対応担当者が判断する必要がある。

 15歳を超える婚姻歴のある女の子は、特に配偶者と同居している場合、通常、追加で大人の同意を必要としない。これまでの人生経験や、既婚者または母親としての立場を踏まえると、通常は本人が自らインフォームド・コンセントを行うことができる。

- **サービスへのアクセス上の障壁を減らすために夫へ情報を提供すること**

 児童婚に伴う力関係や問題のデリケートさを踏まえると、既婚の女の子がサービスを利用する際の障壁を減らすための合意を得る目的で、場合によっては夫にサービスの内容を説明する必要がある。女の子本人を関与させた包括的なリスク評価を実施し、夫への接触によって女の子、事例対応担当者、組織の安全に生じ得るリスクを特定する。そのうえで、夫に接触するメリットがリスクを上回ることを確認し、特定されたリスクを軽減するために必要なあらゆる措置を講じる。

- **法的要素**

 婚姻に関する法律や慣習法は文脈によって異なり、同じ国内でも異なる法律が適用されたり、その執行状況が異なったりする場合がある。

 – **法的同意年齢**
 性的同意年齢とは、大人が刑事訴追を受けることなく、ある人がその大人との性行為または性的行為に法的に同意できるとされる年齢である。この年齢は、成年年齢より低い場合(たとえば16歳)もあれば、成年年齢と同じ場合もある。

 – **成年年齢**
 成年年齢は通常18歳であり、子どもが法的に成人となる年齢を指す。この年齢に達すると、本人は自らの身体、行動、意思決定について法的な権限を持つこととなり、保護者による本人への法的な権限と責任は終了する。そのため、文脈によっては、大人が一定年齢未満の子ども(たとえば16歳未満または18歳未満)と性関係を持った場合、本人の同意の有無にかかわらず、法定強姦(statutory rape)という犯罪に該当することがある。従って、法的に考慮すべき事項が生じる可能性があり、事例対応担当者は、何らかの措置を講じる前に、強制避難を余儀なくされた人びとや無国籍の人びとに関する通報義務、法執行の実情、刑事司法手続きについて明確に理解しておく必要がある。


©UNHCR/Nicolò Filippo Rosso/チャド

- **夫のためのサービスと支援**

 活動地域で、成人男性、夫、男性の養育者を対象として、どのようなサービスが利用できるのかを把握しておく。また、こうしたサービスを提供する組織と連携し、サービスの利用が望ましい特定の人に対して、目立たない形でアウトリーチを行えるよう、必要な情報を共有する。暴力の加害者であることが判明している夫への働きかけは推奨されない。

 たとえば、夫婦ともに18歳未満である場合、結婚した時点で双方が子どもであった場合、または思春期の若者自身が結婚を始めた場合、すなわち強制によるものではなかった場合には、夫への働きかけを行う余地がより大きいこともある。夫自身も年齢が若いことを踏まえ、リスク軽減策の一環として、安全で対等な関係を促すため、さまざまなテーマについて情報や教育を提供し、知識を高めるサービスへの参加を促すアウトリーチなどが考えられる。

- **夫が性暴力の加害者であることが判明している場合**

 暴力の加害者であることが判明している夫には働きかけを行わない。子どもへの性的虐待(CSA)の事例では、事例対応担当者は、コミュニティの規範によって、夫やその家族がどの程度の支配力や意思決定への影響力を持っている、または伝統的に認められているのかを把握しておく必要がある。また、女の子が支援を求めている夫婦間レイプやその他の性的虐待という個々の事案にとどまらず、長期にわたるIPVが存在している可能性についても考慮する必要がある。

- **児童婚の事例に関する調停**

 児童婚の事例では、夫婦間の調停を事例対応担当者が行うべきではない。調停は、女の子と事例対応担当者の双方にリスクをもたらす可能性がある。その代わり、女の子本人が同意し、かつ、それが子どもの最善の利益にかなうことが確認された場合には、事例管理とは別の業務として、MHPSSの提供者による家族カウンセリングに夫婦を紹介することができる。児童婚の事例で調停を行うことは、組織がその結婚を容認している、あるいは子どもを結婚生活にとどめようとしているとの印象を与える可能性がある。

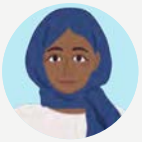
既婚の女の子の夫に関する事例対応担当者の役割

役割に含まれるもの

- ✓ 既婚の女の子が、自分自身について意思決定する権利を有していることを理解できるよう支援する。また、特に夫から何らかの暴力を受けたことを理由にサービスを求めている場合には、夫が本人のケアや治療に関与することがなぜ適切でないのかを理解できるよう支援する。
- ✓ 女の子が自らの内面的な力を取り戻し、支援的な大人とつながることのできる安全な空間をつくる。
- ✓ 女の子が直面し得る保護上のリスクを理解し、それに対応するための方法を特定できるよう支援する。また、本人の選択肢について情報を提供し、ともに安全計画を策定する。
- ✓ 女の子に利用可能なサービスについて情報を提供し、専門的な支援につなぐとともに、ユースクラブやガールズクラブなどの社会的な支援ネットワークとのつながりを促進する。

役割に含まれないもの

- ✗ 夫と交渉して結婚を終わらせようとしたり、夫婦間の調停役を務めたりすること。
- ✗ 既婚の女の子に対し、夫と別れるよう圧力をかけたり、恥を感じさせたりすること。こうした対応によって、より良い解決につながることが保証されるわけではなく、女の子や事例対応担当者を重大なリスクにさらし、組織とコミュニティとの関係にも悪影響を及ぼす可能性がある。



G. 通報義務

通報義務を定める法律では通常、医師、看護師、警察官、社会福祉の専門職、教師など、日常的に子どもと関わる公共サービスの提供者に対し、児童虐待が疑われる、または判明した場合に、所定の国の機関へ通報することを義務付けている。状況によっては、警察、指定された子どもの保護機関、または司法制度内の特定の部署に直接通報する場合がある。児童婚について通報義務を定める法律が存在する場合、その目的は、子どもを危害から保護し、虐待が判明または疑われる場合に、適切な当局による対応が行われるようにすることである。

GBVの取り組みにおいては、通報義務はほとんどの場合、有害となり得るものと考えられている。これは通常、大人のサバイバーが明確に示した意思に反して通報することや、必要なサービスを利用するための条件として当局への通報を求めることにつながり、多くの場合、安全上の問題を伴うためである。しかし、子どもの場合は必ずしも同様ではない。義務的な通報が、子ども本人や虐待を行っていない保護者または養育者にとって有益となり、追加的な支援につながる場合もある。たとえば、社会福祉サービスや司法制度が十分に整備されている状況では、義務的な通報によって、児童婚のリスクにさらされている、またはすでに結婚している子どもと、虐待を行っていない保護者または養育者に対し、必要とされている追加的な支援が提供される可能性がある。

職員に求められる最低限の対応

- **通報義務の要件を理解すること**。法的枠組みに基づく通報義務の要件を明確に理解し、その法律が事例対応担当者、保健医療従事者、その他のサービス提供者に適用されるかどうかを把握する。また、こうした法律が、既婚の女の子や虐待を行っていない保護者または養育者のサービスや支援へのアクセスにどのような影響を及ぼすかを理解する。
- **通報義務について説明すること**。サービス提供への同意を得る際など、支援の開始時に、子どもと虐待を行っていない保護者または養育者、あるいは信頼できる大人に対し、通報義務に関する要件を明確に説明する。
- **最善の利益を評価すること**。義務的な通報が子どもの最善の利益にかなうかどうかを判断し、監督者、女の子本人、本人が信頼する大人と話し合い、いつ、どのように通報するかを決定する。その際には、すべての子どものサバイバーにとって義務的な通報がもたらし得るリスク、たとえば、子どもへの性的虐待(CSA)について十分な研修を受けていない警察、子ども本人や虐待を行っていない保護者または養育者に対する懲罰的措置、司法による救済が得られる可能性が低い機能不全の司法制度などを考慮する。また、子どものサバイバーの特定の属性に関連して義務的な通報がもたらし得るリスク、たとえば、難民の子どもに対する差別的な扱い、性的なステレオタイプによって警察や司法制度の関係者から再び被害を受けること、「名誉殺人」や強制された結婚などの特定の有害な慣行についても考慮する。
- **秘匿性の限界を理解すること**。サバイバーを中心に据えたアプローチと最善の利益の原則を遵守するとともに、次のような場合には守秘義務に限界があることに留意する。
 - 子どもが自殺、または他人を傷つけると脅している場合
 - 通報が子どもの最善の利益にかなう場合(専門的な知識を有する職員が判断する)
 - 女の子が性的搾取と虐待(SEA)を受けた場合。加害が疑われる者の氏名と事案の概要を調査機関に報告する必要があるが、女の子が匿名を希望する場合には、その意向を尊重する。

通報義務が求められる場合、事例対応担当者は、女の子または子ども本人と、虐待を行っていない保護者または養育者、あるいは支援的な大人との最初の面談の冒頭で、以下の情報について説明しなければならない。

- 事例対応担当者の報告先の機関/人物
- 通報される具体的情報
- 書面や口頭などの、通報の方法
- 通報により想定される結果
- 手続きの過程の間の子どもと彼らの家族の権利

女の子、特に思春期の女の子と支援的な大人は、通報義務にどのように対応すれば最も安全で、秘密が守られるかについての意思決定に関与すべきである。そのため、事例対応担当者は、通報内容をどのように作成し、どのように通報するかについて、本人たちの意見や考えを聞き、それを考慮する必要がある。ただし、これは保護者または養育者と子どもが、義務的な通報を行うかどうか自体を決定できるという意味ではない。通報をいつ、どのように行うかについて、その決定に関与できるという意味である。

子どものために何らかの措置を講じる際には、通報義務を定める法律が適用される場合であっても、子どもの最善の利益を常に最優先に考慮しなければならない。子どもの安全が確保される限り、子どもにとって最も有益で害が最も少なく、かつ家族への介入が最小限となる対応をとるべきである。義務的な通報が必要となる場合には、事例対応担当者は、子どもと支援的な大人とともに生じ得るリスクについて話し合い、必要に応じて安全計画を策定するなど、リスクを軽減するための措置を講じるべきである。

通報義務に関する留意事項

国内法で、人身取引目的の児童婚を含めた、児童婚の事例に対する通報義務が定められている国も存在することに留意すること。子どもに関わる活動に従事する国連職員以外の者も、児童婚の事例を現地当局に通報するよう法的に義務付けている国もある。

職員に求められる最低限の対応

- 法律に基づく通報義務の要件と、その子どものサービスの享受に与える影響について明確に理解すること
- サービス提供を開始する際に、子どもと信頼できる大人に対する通報義務の要件を説明すること。またはパートナーに説明するようにさせること
- サバイバーを中心に据えたアプローチと最善の利益の原則を遵守し、子どもの意思を尊重すること。ただし、以下の場合には守秘義務に限界があることに留意する

1. 子どもが自殺、または他人を傷つけると脅している
2. 通報することが子どもの最善の利益にかなう場合。これは、子どもの保護およびGBVを経験した子どものケアに関する専門知識を有する職員が判断する
3. 子どもがSEAの被害に遭った場合、加害が疑われる者の氏名と事案の概要を調査機関に報告する必要がある。ただし、子どもが匿名を希望する場合には、職員はその意向を尊重する
4. 上記の守秘義務の限界が適用される場合には、当局への通報または紹介を行う前に、子どもと、虐待を行っていない保護者または養育者、あるいは信頼できる大人にその旨を伝える。また、通報に伴って生じ得るリスクを軽減するため、子どもと安全計画について合意しておく


©Plan International/Chhun Bunchhai/カンボジア

3.3.5 難民保護手続きと児童婚

児童婚の防止、リスク軽減、対応を、難民登録、難民認定(RSD)、恒久的解決策を含むUNHCRの難民保護手続きに組み込むことは、難民を対象とするプログラムの重要な要素である。本セクションは、それぞれの業務を担当するUNHCR職員を対象として作成されているが、難民の状況における児童婚の防止と対応の具体的な課題に取り組み、児童婚のリスクにさらされている未婚の難民の子どもや、すでに結婚している子どもを、どのような保護サービスに紹介できるのかを理解したい人にとっても有用である。また、本指針のこのセクションは、国の当局が難民保護手続きを担っている場合には、国内の庇護手続きにも応用することができる。


©Plan International/Ngoc R'nP/ベトナム

難民登録と身元管理

難民の状況下では、難民コミュニティ内での既婚の女の子や児童婚のリスクにさらされている女の子を特定するための第一歩として、登録が行われることが多い[115]。

- 難民登録は、既婚の子どもや結婚のリスクにさらされている未婚の子どもなど、危険下の子どもを特定するための最初の公的な機会である。
- 登録と生体認証登録や書類発行等の関連手続きに関しては、子どもが手続きを円滑に進め、自身の選択肢や権利を理解できるよう、個別に丁寧に説明する必要がある。
- 登録時(多くの場合、受付時点で既に)に収集された保護や具体的なニーズに関する情報は、ケアの提供のための緊急の支援に反映される。
- 児童婚の事例は、登録後に保護担当職員やパートナーに体系的に紹介すべきである。
- 登録担当職員は、子どもに適切に対応するために、必ずしも子どもの保護の専門家である必要はない。共感、配慮、積極的傾聴、効果的な面接技法があれば、子どもに配慮した方法で手続きを実施することができる。

難民登録担当職員は、既婚の子どもや児童婚のリスクにさらされている未婚の子どもが支援を受けられるようにする上で極めて重要であり、UNHCRの児童婚防止、リスク軽減、児童婚への対応の取り組みに貢献している。その役割は、各登録手続きで発揮されている。

受付段階

- 受付、登録、身元管理に関するSOPが、UNHCRの技術指針「子どもにやさしい手続き」に準拠していること[aa]
- 受付手続きに際しては、以下の点を必ず考慮に入れて実施すること
 - 登録手続きの過程で、できるだけ子どもにわかりやすいように、児童婚や利用可能な支援サービス関連情報を伝え、表示、配布すること
 - 保護担当の同僚と協力し、受付エリアで子どもが待っている間に、彼らに児童婚に関する重要なメッセージを伝えること
 - 可能であれば保護担当者が、待合室にいるさまざまな集団、特に女の子と、児童婚に関する話し合いの機会を設けられるよう、登録スケジュールを管理すること

緊急事態下ではコミュニティと接触する機会が限られるため、子どもの保護上のリスク、特に児童婚に関する情報を伝えるために、あらゆる機会を最大限に活用することが極めて重要である。登録時の受付エリアは、そのための有効な場となる。この空間を戦略的に活用することで、登録手続きを行う家族や個人に対し、児童婚やその他の子どもの保護上の懸念に関する重要な情報を提供することができる。

受付段階で、登録手続きに関する情報を子どもに伝えることは、いくつかの点で重要である。第一に、子ども自身が、どのような手続きに参加しているのかを十分に理解できるようになり、不安や混乱の軽減につながる。第二に、手続きの中で自らが有する権利について知ることで、必要に応じて自分のために意見を述べることができるよう、子どものエンパワーメントにつながる。第三に、このような取り組みによって、子どもは自分の生活に直接影響する意思決定に積極的に参加できるようになり、主体性や、自分の状況に関与しているという感覚を育むことができる。

aa. 「子どもに配慮した手続き」に関する動画も参照のこと。


©Plan International/Peter Caton/南スーダン

事前登録のカウンセリング段階

- 登録担当者は必要な場合には、継続的な登録の重要性を含む登録の一般的な目的や手続きに関し、集団カウンセリング形式で説明を行うことがある。ただし、承諾や同意、個人の権利や義務に関わる他の事項に関する説明は、必ず子どもを含め、個別に実施すること。
- 登録手続きの過程で、子どもの婚姻状況を自発的に開示する家族もいれば、その情報を明かしたがらない家族もいる。特にその結婚が非公式や違法であることを認識している場合もあることを理解しておくことは重要である。
- 事前登録のカウンセリングは、家族や子どもが安心してデリケートな情報を打ち明けられるような信頼関係構築の機会である。そのため、登録担当者は常に以下を目指す必要がある。
 - こうした話し合いのために、安全でプライバシーが保証された環境を創出すること
 - 子どもと話すときの、彼らの年齢に応じた適切な言葉を選択すること
 - プライバシー保護の強調と情報の利用方法を説明すること
 - 判断を押しつけず、支援に前向きであることを示すこと
 - 子どもが結婚のリスクにさらされていることを告白した場合、緊急支援や支援先の紹介が行えるよう、準備をしておくこと
- 事前登録のカウンセリング時に、良いケアと支援を提供するため、登録担当者が文化的にも配慮しながら、子どもを含む家族に対し、手続きや、個別のすべての情報の収集の重要性に関して説明できるようにする。このように説明を心掛けることで、その後の段階で、登録担当者や保護担当者が子どもと個別に話し合う必要が生じた場合にも、家族に安心感を与えることができる。

家族構成の判断段階

- 社会的、文化的配慮をしながら質問を行い、家族構成や家族の関係に関する正確な情報を聞き出し、家族全員に対して適切な保護と支援が提供されるようにすること。
- 婚姻状況を安心して開示できるよう、既婚の子どもにスティグマを与えないこと。
- 登録システムproGresへの登録前に、登録集団の構成員間の関係性を明確に把握していること。
- 思春期の若者を含め、家族の各構成員に婚姻状況を体系的に尋ねること。特に年齢の低い思春期の子どもについては、保護者がこうした質問に驚くこともあるが、これにより、児童婚のリスクにさらされている子どもと既婚の子どもの双方を、より包括的に把握することができる。
- ごく幼い子どもを除き、家族の各構成員に年齢を尋ねること。登録グループの代表者が家族全員を代表して答えようとすることは一般的であるが、面接の開始時から、十分な年齢に達している家族の構成員については、それぞれが自分自身で回答することを原則としておくことが望ましい。
- 一般に、その文脈において子どもが婚約する可能性のある最も低い年齢に達した段階から、婚姻状況について尋ね始めること。たとえば、その地域で10歳の子どもが婚約する事例がある場合には、10歳以上のすべての子どもに婚姻状況を尋ねる。
- 難民が保護やサービスにアクセスできるようにするためには、完全かつ正確な基本情報を把握することが重要であると家族に説明することで、このプロセスを進めやすくすることができる。

既婚の子どもあるいは児童婚のリスクにさらされている子どもが特定された場合の対応

- **すべての児童婚の事例は、登録完了後、直ちに子どもの保護またはGBVアクターに紹介し、評価を受けられるようにすること**。紹介先となるアクターは、SOPおよび文脈に応じた紹介経路の中で明確に定めておく必要がある。
- **登録にあたっては、出身国または居住国において、その結婚が合法であるかどうかは問わない**。たとえば、ある国の法律で13歳から結婚が認められている場合であっても、UNHCRでは18歳に達するまでは児童婚の当事者である子どもとみなし、子どもの保護またはGBVの事例管理に紹介すべきである。
- 家族に対しては、紹介が通常の登録手続きの一環であることを説明し、安心できるようにする。登録手続きでは、特有のニーズを持つ可能性のある人を特定し、必要に応じて追加的な支援を提供する。

登録システムproGresへの児童婚の事例の記録

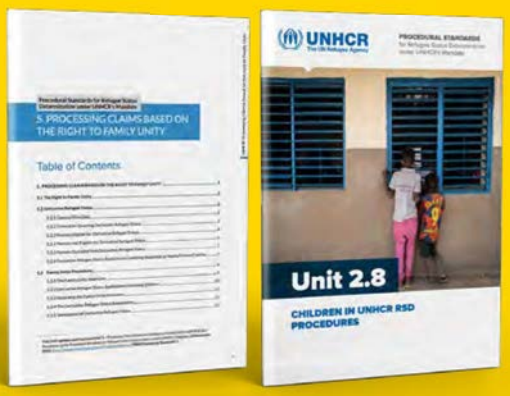
- proGresへの児童婚に関するデータの記録が、その結婚の合法化や何らかの承認を意味するものでもないことに留意することは重要である。
- proGresに既婚の子どものデータを記録することで、UNHCRが彼らの具体的なニーズを把握し、今後のあらゆる事例管理で、彼らに対して適切な保護措置が講じられるようにすることができる。
- 情報の無記録や、既婚の子どもの登録手続きを困難化することは、本人、家族、配偶者が結婚を隠そうとする可能性を高め、結果的に、本人がサービスを享受する機会を損なわせるほか、実務レベルで児童婚の規模や特徴の把握能力にも悪影響を及ぼす。
- 既婚の子どもの登録時には、以下を適用する必要がある。
 - 18歳未満のすべての子どもは、婚姻状況によらず、保護者と一緒に登録されるべきである
 - 保護者が別の地域に居住しており、保護者の事例が異なる登録手続き(例: 保護者が暮らすキャンプ内)で管理されている場合は、本人を単独で登録する必要がある。ただし、情報の正確性のため、proGres上で配偶者の事例との関連づけを行う必要がある
 - 既婚で同伴者のいない、もしくは離別している子どもは、単独で登録する必要がある。情報の正確性のため、proGres上で配偶者の事例との関連づけを行うこと
 - 例外的な状況下では、子どもの最善の利益の判断に基づき、以下の目的で、子どもを配偶者と共に登録する場合がある
 - さらなる危害や保護上の危険性が高まることを回避するため
 - 本人の子どもなど、関係する他の子どもの最善の利益を保証するため
 - 本人の年齢や成熟度に基づき、その子どもが表明した望みに応えることを選択するため
 - 現在あるいは将来の、サービスの享受可能性が保証されているため


©UNHCR/Romain Pichon-Sintes/ニジェール

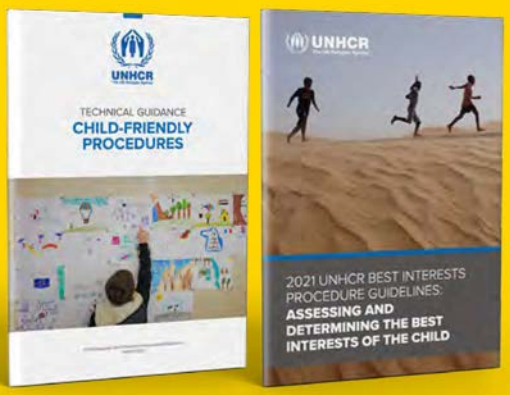
子どもの庇護申請の手続きに関する主な資料



『国際保護に関するガイドライン第8号: 難民の地位に関する1951年条約第1条A(2)および第1条Fに基づく子どもの庇護申請』



『UNHCRの権限下における難民認定(RSD)の手続基準』。特に、第2.8章「UNHCRのRSD手続きにおける子ども」および第5章「家族統合の権利に基づく申請の処理」を参照のこと。



『Technical Guidance: Child Friendly Procedures』および『2021 UNHCR Best Interests Procedure Guidelines: Assessing and Determining the Best Interests of the Child』。年齢とジェンダーに配慮した、子どもにやさしいRSD手続きを実施し、RSD手続きにおいて子どもの最善の利益を最優先に考慮するための資料であり、児童婚の事例への対応にも役立つ。

RSD

RSDは、児童婚のリスクにさらされている子どもや既婚の子どもを保護する上で、極めて重要な段階となり得る。場合によっては、RSDが、子どもとその家族が初めて面接を受け、自らの状況について詳しく語る機会となるため、そこで子どもが特定されることもある。既婚の子どもについては、RSDが追加的な保護措置やサービスにつなげるうえで、重要な役割を果たす場合もある。

本セクションでは、児童婚のリスクにさらされている未婚の子どもと、婚姻歴のある子どものRSDに関する主な留意事項を取り上げる。手続きを十分に理解するためには、本セクションで参照されている指針文書を確認することが推奨される。

何よりもまず、子どもには、年齢、家族状況、婚姻状況にかかわらず、また、保護者に同伴されているか、同伴者がいないか、保護者と離れて暮らしているか、既婚であるかどうかにかかわらず、独立して難民認定申請を行う権利があることを強調することが重要である。子どもには家族とは別に自ら申請する権利がないと考えられがちであるため、この点は特に重要である。庇護を申請するすべての人は、その申請について、個別に、かつ本人の事情に即して審査を受ける権利を有する。

児童婚のリスクにさらされている子どもの申請

児童婚は、子どもに特有の形で現れる迫害や、子ども特有の迫害形態につながる可能性があり、難民認定申請の根拠となり得ることに留意することが重要である。

児童婚から子どもを保護するうえで重要なのは、児童婚のリスクなど、子ども特有のリスクを踏まえ、子ども本人による難民認定申請を審査することである。出身国情報において、女の子の児童婚が特に深刻な問題であることが示されている場合、それは帰還時に特有のリスクにさらされる可能性を示すものであり、子ども本人の個別の状況によっては、その女の子の難民認定申請の根拠となり得る[bb]。

また、経済的、社会的、文化的権利の剥奪も、市民的、政治的権利の侵害と同様に、子どもの申請を審査するうえで重要となり得ることを考慮する必要がある。GIP 8は、「特定の権利侵害を他の権利侵害よりも自動的に重大なものとみなすのではなく、その危害が個々の子どもに及ぼす全体的な影響を評価することが重要である」としている。また、一つの権利の侵害が、児童婚を含む他の虐待に子どもをさらす可能性があり、その逆もあり得ることを指摘している。

bb. UNHCR『国際保護に関するガイドライン第8号: 難民の地位に関する1951年条約第1条A(2)および第1条Fならびに/または1967年議定書に基づく子どもの庇護申請』III(a)、13項を参照のこと。

たとえば、女の子の初等教育への就学率と児童婚の大幅な減少との間には、直接的な相関関係がある[cc]。そのため、子どもの難民認定申請を審査する際に、包括的で子どもに配慮したアプローチをとることは、児童婚の防止に寄与し得るとともに、すでに結婚している、または婚姻歴のある子どもを保護するうえでも重要な要素となる。

既婚の子どもの申請

保護者の一方または双方と子どもが、それぞれ独立した難民認定申請を行っている場合には、それぞれの申請を個別に審査することが望ましい。既婚の子どもとその配偶者についても同様である。

児童婚の結果として、たとえば出身国に帰還した場合に迫害を受けるリスクがあり、それによって子どもの権利が侵害される可能性がある場合には、既婚の子ども本人に独立した難民認定申請の根拠が認められることがある。一方、既婚の子どもは、配偶者との家族統合の権利に基づき、派生的難民地位の対象となる場合もある。

『RSD手続基準』第5章5.2.3項「家族統合の権利に基づく申請の処理」では、「未成年の配偶者の場合、派生的難民地位を付与することが本人の最善の利益にかなうかどうかを判断するため、原則として最善の利益評価(BIA)が必要となる」としている。この場合、BIAは、子ども本人に独立した申請の根拠があるかどうかについて追加的な情報を提供したり、独立した申請の根拠がない場合には、夫ではなく保護者やその他の養育者から派生的難民地位を得るなど、子どもにとって考えられる別の選択肢を特定したりする役割を果たし得る。

個々の状況によっては、児童婚のリスクにさらされていること、または実際に児童婚を経験していること自体が、難民認定申請の根拠となり得る(上記参照)。そのような状況にある子どもについては、可能な限り、本人自身の権利として難民認定を受けることが、複数の理由から最善の利益にかなう可能性が高い。第一に、独立した難民地位を有することにより、配偶者の難民地位が後に取り消され、撤回され、または終了した場合でも、子どもの難民地位が自動的に影響を受けることがないため、より強固な保護が得られる。

また、このような場合、家族統合の原則に基づき、本人自身の権利として難民と認定された子どもを基礎として、その家族構成員や、その難民の子どもと扶養関係にあるその他の人が、自らは独立して難民地位の要件を満たさない場合であっても、派生的難民地位を付与されることがある。これには、子ども、保護者、その他の者が含まれる。

一方、家族構成員や被扶養者は、派生的難民地位しか有していない子どもとの家族関係または扶養関係のみを根拠として、さらに派生的難民地位を取得することはできない。

最後に、子ども本人に独立した難民地位を認めることは、難民認定申請者である配偶者から子どもを保護することにもつながり得る。配偶者が、子どもである配偶者に対してさらなる権力や影響力を行使するために、派生的難民地位という仕組みを利用することを防ぐことにもつながるためである。


©Plan International/Dmytro Babenko/ウクライナ

cc. 国連経済的、社会的及び文化的権利委員会『一般的意見第11号: 初等教育のための行動計画(規約第14条)』E/1992/23、1999年5月10日、4項を参照のこと。

恒久的な解決策

婚姻歴のある女の子や、児童婚のリスクにさらされている未婚の女の子に対する恒久的な解決策を検討する上では、家族統合が最も重要である。未婚の子どもは保護者と一緒に暮らすべきであり、既婚の女の子も、たとえ実家で暮らしていなくとも、保護者とつながり続けるべきである。いかなる恒久的な解決策も、結婚の有無によらず、女の子が安全で尊厳を保たれ生活できなければいけない。既婚の女の子と結婚の危機に瀕している未婚の女の子にとって、最も適切な恒久的な解決策を特定する際は、必ずBIPを実施しなければならない。

既婚の子どもとその配偶者の家族再統合

既婚の子どもに対する恒久的な解決策は、多くの場合、家族の再統合に関する検討が含まれる。子どもの最善の利益に反する場合を除き、子どもは常に保護者のもとにいるべきである。配偶者を伴う家族との再統合は、子どものときに結婚して現在は大人になっている配偶者か、子どもである配偶者かを問わず、複雑であり、法律の尊重や子どもの権利の保護、各自の事情を考慮し、繊細なバランスを保つことが求められる。

法律と各国独自の政策

家族再統合に取り組む際は、各国の法律を理解し、遵守することが極めて重要である。家族再統合や児童婚を規定する法制度や規制は、国ごとに異なり、子どもが18歳に達した後でのみ家族再統合を認める方針を採用している国もいくつかある。そうした方針は、児童婚の発生を抑制し、大人の配偶者と同居する子どもが抱える保護面や健康面でのリスクの軽減に寄与する。

家族再統合事例の評価

既婚の子どもや、子どもの時に結婚した大人が関与する家族再統合の事例を取り扱う際は、以下の点を考慮する必要がある。

- 申請者が成人に達しているが、未成年時に結婚したことがある場合、申請者は自身で選択を行う能力があるとして、特別の措置は不要である。
- 申請者自身が既婚の子どもである場合には、家族再統合が本人の最善の利益にかなうかどうかを、事例ごとに個別に評価すべきである。状況は一人ひとり異なるため、以下を含む子どもの最善の利益[dd]について慎重に検討する必要がある。
 - 子どもの年齢、発達段階、成熟度を考慮した、子ども本人の意見。
 - 保護者または養育者と離れる可能性や、配偶者との関係を含む、家族や身近な人との関係。その際には、子どもと配偶者との年齢差や、現在または過去に同居していたかどうかなど、両者の関係の性質を考慮することが重要である。
 - 安全と安心。これには、親密なパートナーからの暴力(IPV)や搾取など、家族再統合に伴って生じ得るリスクと、家族再統合を行わない場合に生じ得るリスク、たとえば子どもが配偶者の家族または自分の家族と暮らし続ける場合の家庭内暴力のリスクなどが含まれる。
 - ウェルビーイングと発達。たとえば、家族再統合が子どもの教育や発達に及ぼす影響、家族再統合先の国におけるコミュニティとのつながりなど。
 - 家族再統合に関わる他の子どもの最善の利益。たとえば、当該の子ども自身の子どもなど。

連携と紹介の仕組み

- 受入国で活動する場合には、家族再統合の申請に関する評価を支援するため、送り出し国で活動する組織との連携を確立することが重要である。
- 送り出し国で活動する場合には、紹介や支援を行うため、受入国の子どもの保護サービスとの連携を確立することが重要である。
- 国境を越えた連携は、関連するデータ保護および情報共有に関する協定を締結し、常に正式なものとすべきである。

dd. 4要因分析の詳細については、UNHCR『子どもの最善の利益に関する手続きガイドライン: 子どもの最善の利益の評価と決定』第2.4.4章を参照のこと。



再定住

通常、未婚の子どもは、保護者、法定後見人、その他の家族または近親者とともに再定住すべきである。ただし、そのような対応が個々の子どもの最善の利益にかなわない場合には、同伴者のいない子どもが単独で、または血縁関係のない養育者とともに再定住することや、保護者と離れている子どもが養育者とともに再定住することもある。

児童婚のリスクにさらされている子どもは、BIPを通じて本人の最善の利益を検討したうえで、再定住の検討において優先される場合がある。再定住は、家族に生計手段の機会を提供することや、女の子と男の子に教育や結婚以外の選択肢を提供することなどを通じ、児童婚につながる多くの要因への対応に役立ち得る。

原則として、UNHCRは、既婚の子どもの事例を再定住案件として提出しない[ee]。これは、児童婚が国際法に適合せず、また、子どもがインフォームド・コンセントを与えることのできないGBVの一形態であると広く認識されているためである[ff]。再定住先の国によっては、既婚の子どもの配偶者に対して、法定強姦(statutory rape)に関する域外管轄権が適用される場合がある。また、子どもの結婚を手配したと認められた保護者または養育者が、訴追の対象となる場合もある。再定住の可能性があることで、場合によっては、保護者または養育者が、子どもの配偶者も一緒に再定住できると考え、再定住前に子どもの結婚を急いで手配することにつながる場合がある。しかし、実際にはそうではない。多くの場合、子どもが既婚であることは、その子どもの再定住の機会を妨げることになる。

ただし、既婚の子どもとその配偶者を再定住案件として提出することが、その子どもの最善の利益にかなうため、適切と認められる場合もある。これは、子ども本人やその家族に重大な保護上のニーズまたは脆弱性がある場合などである。以下の前提条件が満たされる場合には、既婚の難民の子どもとその配偶者の再定住を検討することができる[gg]。

- 再定住案件に、重大な保護上または医療上のニーズがあり、特定されたニーズに対応するために再定住が最も適切な選択肢であること。
- 既婚の子ども本人が再定住を希望していること。
- BIAまたはBIDによって、再定住が、既婚の子ども本人および影響を受けるその他の子どもの最善の利益にかなうと評価または判断されていること。

上記の理由に基づき既婚の子どもの再定住が検討される場合には、原則として、その子どもは保護者とともに再定住案件として提出すべきである。ただし、保護者とともに再定住することが本人の最善の利益にかなわないと評価または判断された場合、保護者が再定住できない、または再定住を望まない場合、あるいは保護者が訴追される可能性があり、それによって再定住先の国で子どものウェルビーイングに悪影響が及ぶおそれがある場合は、この限りではない。

ee. UNHCR『UNHCR第三国定住ハンドブック』第3.5章「リスクにさらされている子どもと思春期の若者」を参照のこと。
ff. UNHCR『UNHCR第三国定住ハンドブック』第3.3章「リスクにさらされている女性と女の子」を参照のこと。
gg. NHCR『UNHCR第三国定住ハンドブック』第3.3章「リスクにさらされている女性と女の子」を参照のこと。

庇護国に保護者または養育者がいない既婚の子どもは、すべて同伴者のいない子どもとして扱うべきである。保護者と配偶者の双方が同伴している場合であっても、BIDが必要となる場合を除き、すべての既婚の子どもについて最善の利益評価(BIA)を実施すべきである。既婚の子どもとその保護者または養育者とともに、成人の配偶者を再定住の対象として検討する場合には、当該の子どもの年齢や意見によっては、BIDが必要となることがある。これには、以下のような場合が含まれる。

- 子どもが、庇護国または再定住先の国における法定婚姻年齢に達していない場合
- 子どもが結婚に同意してなかったことを示す事情がある場合
- 子どもが15歳未満で結婚した場合

以下の状況下で、常にBIDが必要とされる。

- 既婚の子どもが、保護者または養育者を伴わず、成人の配偶者とともに再定住の対象として検討されている場合
- 既婚の子ども同士が、保護者または養育者を伴わずに再定住の対象として検討されている場合
- 子どもが、配偶者または再定住後にともに暮らす予定の人びとから、暴力、虐待、搾取を受けていることを示す事情がある場合

再定住先の国の中には、政策上、または法的・公益上の考慮から、既婚の子どもを含む夫婦や家族の再定住を受け入れることに慎重な国があることを認識しておく必要がある。また、一部の再定住先の国では、18歳未満で結婚した成人女性が関わる事例、特に18歳になる前に子どもを妊娠し、その子どもの父親が再定住申請に含まれている場合について、厳格な対応をとっている。既婚の難民の子どもを特定の国に再定住させることができるか判断に迷う場合には、UNHCRの現地事務所は、UNHCR地域再定住担当者、またはDIPSの再定住・補完的経路担当者に相談することができる。

配偶者を伴わない既婚の子どもの再定住については、それが本人の最善の利益、および影響を受ける可能性のある他の子どもの最善の利益にかなうと評価または判断された場合には、検討することができる。その場合、再定住案件の構成には、子ども本人の意見とBIPの結果に基づき、たとえば、その子どもの保護者、その他の家族、または養育者を含めることができる。


©Plan International/Mikko Toivonen/モザンビーク

児童婚のリスクにさらされていることは、リスクにさらされている子どもと思春期の若者、またはリスクにさらされている女性と女の子の申請カテゴリーに基づき、子どもを保護者または養育者とともに再定住の対象として検討する根拠となり得る。再定住は、児童婚につながる多くの要因に対応し、家族に生計手段の機会を提供するとともに、女の子と男の子に教育や結婚以外の選択肢を提供することから、児童婚のリスクを軽減することが多い。出国前または再定住先の国への到着時に、難民は、再定住先の国の文化的・法的枠組みに関する情報を含む文化オリエンテーションを受ける。こうしたプログラムは、研修を受けたサービス提供者によるその他の再定住支援とあわせて、家族が児童婚に関する法律、慣行、社会の考え方を理解するうえで役立つ[hh]。

また、子どもの保護上のニーズ、本人の意見、再定住先として検討されている国で適用される法律によっては、UNHCRが、当該の子どもが18歳に達するまで、再定住手続きを一時停止する、または再定住案件の提出を取り下げることが適切な場合もある。

資料

UNHCRのこの短い動画では、Amiraの事例を通じて、再定住と児童婚に関する重要な留意事項を学ぶことができる。

hh. UNHCRの動画『BIP: Married Under Consideration for RST』を参照のこと。

自発的帰国

自発的帰国は、既婚の子どもや結婚の危機に瀕している未婚の子どもにとってリスクとなり得る。難民の状況の中で、特に女の子が、結婚するために出身国に戻るよう、自発的な帰国を勧められることがある[ii]。また、結婚を目的に帰国する女の子が、保護者を伴わずに帰国することもあり、自発的帰国が家族離散を招くこともある。加えて、保護者が子どもを置き去りにして帰国する場合もあり、その結果、別の世帯で暮らす既婚の子どもが引き離されたり、未婚の子どもが生存のために結婚に追い込まれる可能性が高まる可能性もある。避難先の国で支援を受けている既婚の女の子は、帰国した場合に同様の支援が受けられるとは必ずしも限らなかったり、出身国外に滞在する期間によっては、特に家族からの支援が限られている場合、新しい環境に完全に適応できない場合もある。

それらのリスクに対応するため、UNHCRは、既婚の子どもや児童婚のリスクにさらされている未婚の子どもの特定のための適切なスクリーニング手続きを導入し、子どもの最善の利益を評価、判断しつつ、彼らに情報を提供し、適切なサービスや介入策につなげる必要がある。UNHCR『自主帰還に関する運用指針』の「子どもに特有のリスク」のセクションでは、既婚の子どもや児童婚のリスクにさらされている未婚の子どもを含め、子どもの自発的帰国の前に、避難先の国や出身国で実施されるべき推奨される手続きの例が、網羅的ではないものの列挙されている。

- 国の子どもの保護制度を強化し、婚姻歴のある女の子や児童婚のリスクにさらされている女の子への保護とサービスを含む、子どもの保護プログラムを実施すること。
- パートナーを通じた採用も含め、必要な職員を確保し、リスクにさらされている子どもの特定と紹介について、自発的帰還・再統合チームの能力を強化すること。能力開発には、児童婚に関する知識とスキルも含めるべきである。
- こうした仕組みが整備されておらず、国によって提供されていない場合には、庇護国においてBIPを確立すること。これには、既婚の子どもや児童婚のリスクにさらされている子どもに対する具体的な措置と紹介経路を盛り込んだ、BIPの標準作業手順(SOP)の策定または改訂も含まれる[66,73]。
- 帰還先の国において、既婚の子どもや児童婚のリスクにさらされている子どもに対する措置と紹介経路を盛り込んだ、子どもの保護に関する事例管理のSOPの策定または強化を支援すること。
- 出身国の子どもの保護およびGBVの事例管理制度との連携を確立すること[66]。これには、自発的帰還・再統合に関する子どもの保護の共同SOPの策定、子どもや養育者向けのメッセージの作成、紹介経路の整備などが含まれる。
- 児童婚の事例を含む子どもの保護について、子どもを中心に据えた、安全で秘密が守られる国境を越えた紹介体制を整備すること。
- 情報共有と連携を確保するため、国境を越えた作業部会の設置を検討すること。
- 既婚の子ども、または児童婚のリスクにさらされている未婚の子どもについて、持続可能な再統合に向けた個別のケアプランを、子どもの養育者と協働して策定すること。
- コミュニティを基盤とする子どもの保護の仕組みが、児童婚と自発的帰還に関する重要なメッセージを理解しているようにすること[74]。
- 児童婚のリスクにさらされている未婚の子ども、既婚の子ども、虐待を行っていない保護者または養育者を対象に、本人たちの権利、今後予想されること、出身国で利用可能な子どもの保護サービス(心理社会的支援、教育、リプロダクティブ・ヘルスなど)、および出身国への帰還後の再統合支援に関するカウンセリングサービスを設けること。既婚の子どもや児童婚のリスクにさらされている未婚の子どもに対しては、自発的帰還に伴うリスク、利用可能なサービス、選択肢について情報を提供することが不可欠である。
- 出身国において、帰還した既婚の子どもや児童婚のリスクにさらされている子ども、特に家族と再統合していない子どもを対象とする、適切なモニタリング体制を整備すること。


©Plan International/ネパール

ii. **UNHCR**、https://statics.teams.cdn.office.net/evergreen-assets/safelinks/2/atp-safelinks.html2022年、第7.1章「子どもに特有のリスク(Risks specific to children)」を参照のこと。

自発的帰国におけるBIP

BIAは、保護者や配偶者が同伴している場合でも、BIDが求められる場合を除き、すべての既婚の子どもに対して実施されるべきであり、それには以下が含まれる。

- 保護者が同伴していない既婚の子どもで、その配偶者が18歳以上であり、自身が帰国先の母国で定められる法廷婚姻年齢に達している者。
- 児童婚のリスクにさらされている未婚の子ども。能力的に可能であれば、児童婚のリスクにさらされている子どもの特徴を特定し、体系的なBIAを実施すること望ましい。なお、家族と離散した子どもはすべて、自発的帰国前にBIAを受ける必要があることに留意すること。

当該の子どもの成人の配偶者が、子ども本人およびその保護者または養育者とともに自発的帰還の対象として検討される場合でも、当該の子どもの年齢や意見によっては、BIDが必要となることがある。これには、以下のような場合が含まれる。

- 子どもが、庇護国または出身国における法定婚姻年齢に達していない場合。
- 子どもが、結婚に同意する意思を示していなかったことを示す事情がある場合。
- 子どもが15歳未満で結婚した場合。

以下の場合は、常にBIDが求められる。

- 配偶者双方が子どもであり、保護者が同伴していない場合。この場合、双方の子どもについてBIDが必要となる。
- 保護者が同伴していない既婚の子どもで、配偶者が18歳以上であり、本人が帰還先の国における法定婚姻年齢に達していない場合。
- 児童婚のリスクにさらされている未婚の子どもで、保護者が同伴しているものの、帰還後に結婚させられるリスクがあるため、その子どもを帰還させるべきか疑問が生じる場合、または、そのリスクが重大かつ差し迫ったものであり、子どもに深刻な危害を及ぼす可能性がある場合。

既婚の子どもを含むBIPの詳細については、『難民および庇護申請中の女の子のためのBIP』およびUNHCR『子どもの最善の利益に関する手続きガイドライン：子どもの最善の利益の評価と決定』(2021年)を参照のこと。


©Plan International/バングラデシュ

子どもの事例の処理が遅れることで、子ども本人、配偶者、または家族が自発的に帰還することを選ぶ可能性がある場合には、簡略化したBIAおよびBIDを用いることができる[jj]。自発的な帰還が行われる場合には、可能な限り以下の対応を行う。

- 帰還先の国における既婚の子どもの法的状況、利用可能なサービスやリスク、および庇護国で利用可能な選択肢やサービスについて情報を提供すること。
- 既婚の子どもを含め、帰還するリスクにさらされている子どもに関する情報を記録し、子どもが出身国に帰還した後も支援を継続できるよう、受入側の活動拠点と情報を共有する仕組みを整えること。情報共有は、データ保護および情報共有に関する手順に従い、子どもの最善の利益に基づいて行う。
- 児童婚のリスクにさらされている子どもや既婚の子どもを含め、事例管理を受けている子どもとその家族に対し、自発的な帰還に関する選択肢、リスク、代替策について、結婚に関する事項も含めてカウンセリングを行うこと。

jj. UNHCR『子どもの最善の利益に関する手続きガイドライン: 子どもの最善の利益の評価と決定』(2021年)、第5.3節を参照のこと。

現地統合

結婚を通じた現地統合の可能性は、それが公式なものであれ事実上のものであれ、児童婚を促す誘因となり得る。難民が公式にはキャンプや居住地での生活を義務付けられている場合であっても、実際には、仕事、商取引、教育、宗教活動、安全の確保、住居、そして結婚などを目的として、現地住民と交流することが多い。難民と受入コミュニティの住民との間に生まれた子ども、すなわち一方の保護者が難民で、もう一方が受入コミュニティの住民である子どもは、難民ではない保護者の国籍を取得できる場合がある。そのため、庇護国の国民との結婚は、事業を登録すること、財産を所有すること、国の社会保護制度を利用することなど、国民にのみ認められる権利や便益を得る手段として、保護者や子どもにとって魅力的に映る可能性がある。一方、受入コミュニティの住民が、さまざまな理由から難民家族との結婚を望む場合もある。たとえば、難民の女の子との結婚に伴う婚資が、受入コミュニティの女の子との結婚の場合より少額であることや、難民の女の子との結婚によって物質的支援の面で利益が得られると考えられることがある。そのため、難民を対象とする児童婚の防止、リスク軽減、対応プログラムを実施する際には、難民と受入コミュニティの住民との間の婚姻の動向を把握しておくことが重要である。女の子がすでに庇護国の国民と結婚している場合には、その結婚によって、現地統合の権利や、場合によっては国籍取得の権利を含む、一定の権利が認められる可能性もある。子どもの最善の利益にかなう場合には、こうした婚姻関係が法的に認められるよう、支援やカウンセリングを提供することができる。

3.3.6 他部門と連携した児童婚への取り組み

人道支援の状況下で、児童婚を遅らせ、リスクを軽減し、対応するための取り組みは、女の子やその家族の保護上のニーズへの対応だけにとどまらない。女の子やその家族が直面し、児童婚につながる圧力に対応するため、部門横断的な統合プログラムに取り組むことが推奨される。女の子を中心に据え、その包括的なニーズに応える思春期の女の子に配慮したアプローチを実践するためには、統合的なプログラムが必要となる。

そのため、あらゆる部門が、児童婚を遅らせ、リスクを軽減し、対応するという成果に貢献するうえで重要な役割を担っている。これには、既婚の女の子や若い母親を含むすべての子どもが安全な教育にアクセスできるようにすること、子どもの保護上のリスクを生み出す経済的要因に対応すること、子どもとその家族にとって安全で健全なコミュニティを促進することが含まれる[75]。

個人、家族、コミュニティ、政策の各レベルにおける多層的な介入を組み合わせた多部門アプローチは、最も疎外された女の子、特に既婚の女の子や若い母親においても、結婚を遅らせ、早期妊娠を減らすうえで効果的となり得る。

多部門かつ統合的な思春期の女の子向けプログラムの策定に関する包括的な指針については、プランの『Adolescent Programming Toolkit: Guidance and tools for adolescent programming and girls' empowerment in crisis settings』を参照のこと。

以下のセクションでは、子どもの保護とGBVアクターが他部門と連携し、児童婚に関するプログラムと調整をより効果的に統合する方法について、網羅的ではない概要を示す。



保健医療(SRHRを含む)

児童婚は、女の子の健康に重大な影響を及ぼし得る。成人してから結婚した女性と比べ、既婚の女の子は、生涯にわたるSRH上の望ましくない健康上の結果、GBV、栄養不良、妊産婦の罹患および死亡を経験する割合が高い[76]。

SRHサービスは、児童婚の防止、リスク軽減、対応において極めて重要な介入策である[77]。子どもの権利条約やその他の法的・政策的枠組み[78]は、思春期の若者に対し、リプロダクティブ・ヘルスに関する情報やサービスにアクセスする権利と、差別、虐待、搾取から保護される権利を保障している[kk]。

既婚、未婚を問わず、女の子に対する保健医療および健康情報サービスでは、思春期、月経、妊娠、安全な性行為、セクシュアリティ、STIおよびHIVの予防と治療、家族計画、避妊について、正確で偏りのない情報を、年齢に応じた、思春期の若者に配慮した方法で提供すべきである。SRHRを含む保健医療プログラムでは、安全で健全な人間関係や肯定的なジェンダー関係についての理解、人間関係における交渉、コンドームの使用など、SRHに関する年齢に応じたライフスキルを取り扱うべきである。これには、年齢の低い思春期の若者と年齢の高い思春期の若者の双方が含まれる。妊娠が児童婚を促す要因となっているコミュニティでは、SRHサービスへのアクセスを確保することが、妊娠や児童婚のリスクを軽減することにつながる。また、サービスでは、それぞれの女の子が置かれているパートナーとの関係性を踏まえ、どのように避妊法を選択するかについての情報や助言も提供すべきである。

kk. 国連総会『子どもの権利条約』、1989年11月20日、国連条約集第1577巻、3頁、第1条を参照のこと。

文化的に、既婚の女の子の多くは、子どもを産むよう圧力をかけられており、サービス提供者はそのことが彼女たちに与える精神的緊張を認識する必要がある。また、SRHサービスの利用に対し、彼女たちの夫や他の大人の許可が必要となる等、彼女たちにさらなる障壁やリスクを与えることは避ける必要がある。

早期妊娠を遅らせることは女の子だけの責任ではないことを踏まえ、同様のプログラムを男の子も対象として実施することができる(『Very Young Adolescent Sexual & Reproductive Health and Gender Program Design Guidance』および『Comprehensive Sexuality Education Topics: what to cover from early childhood to 18+』を参照)。

妊産婦と新生児の保健医療に関する介入は、思春期の女の子の命を救う上で重要である。妊娠と出産によって、女の子は、貧血、栄養不良、遷延分娩や難産、産科瘻孔、死亡などの合併症のリスクにさらされる[76,77,79,80]。

- 思春期の女の子による出産の76%は、婚姻関係の中で行われている。
- 妊産婦死亡の最大99%は、15歳から19歳の思春期の女の子で生じている。
- 10歳から14歳の女の子の妊娠は、15歳以上と比べてはるかに少ないが、サハラ以南のアフリカで最も多くみられる。
- 非常に早い年齢での妊娠は、性暴力の結果であることが多く、児童婚や貧困と強く関連している[135]。

既婚の女の子は、うつ、不安、希死念慮や自殺未遂、深刻な情緒的苦痛など、メンタルヘルス上の問題を経験することが多い。これは、教育や社会的支援ネットワークからの排除、意思決定における力の欠如、孤立、搾取、仲間からのいじめを含む虐待などによる場合が多い。

子どもの保護、GBV、保健医療・SRHRのアクターによる統合的な活動として、以下が推奨される[79]

- **思春期の若者に配慮した産科サービス**。サービス提供者は、早期妊娠がもたらす健康上のリスクを理解し、思春期の若者に対して、秘密が守られ、判断を押し付けず、プライバシーに配慮したサービスを提供できなければならない。Do no harm(危害を与えない)の原則に沿い、女の子が法律に抵触する状況に置かれることを避けるため、保護者または配偶者の同意が必要かどうかを法的枠組みに照らして確認する。医療施設での出産を常に推奨すべきであるが、それが不可能な場合には、妊娠中の女の子に清潔な分娩キットを提供し、介助を伴う自宅出産を支援する。また、安全な中絶サービスと中絶後のケアが合法で利用可能な場合には、思春期の若者に情報とアクセスを提供する。
- **伝統的助産師またはコミュニティ・ヘルスワーカーとの連携**。伝統的助産師がすでにコミュニティで活動している場合には、既婚の女の子や妊娠中の思春期の女の子を特定し、妊娠中や出産時にどこでケアを受けられるかを伝えることで、保健医療施設のサービスへの橋渡し役となることができる。伝統的助産師が思春期の女の子と安全に関わり、安全な紹介を行えるよう支援や研修を行うことは、妊娠やGBVに伴うリスクの軽減につながり得る。
- 医療アウトリーチチームやコミュニティ・ヘルスワーカーを活用した、**コミュニティベースの産前・産後ケア**は、思春期の若者にとってサービスをより利用しやすく、受け入れやすいものにすることができる。コミュニティで活動する支援者は、若い妊婦を特定し、適切な保健医療サービスにつなぐことができる。
- **出産計画**は、妊娠中の女の子、そのパートナー、家族と共に策定すること。
- 保健医療施設の近くに設置された**出産待機施設**は、女の子が妊娠末期の数週間を安全に過ごせる場所となる。こうした施設を思春期の女の子が利用できるようにすることで、リスクの高い若い母親が保健医療施設で出産できる可能性を高めることができる。
- **家族計画の選択肢**については妊娠中に話し合い、産後健診でも改めて話し合ったうえで、家族計画サービスに紹介する。それぞれの状況において思春期の若者に適した避妊方法や技術を利用できるようにする。
- 思春期の若者が適切な授乳を行い、乳児が十分な栄養を得られるよう、追加的な栄養支援へのアクセスを含む**母乳育児支援**を提供する。
- 若い母親が乳児をケアできるよう、**乳児ケアの支援グループ**を設ける。
- **MHPSS**は、妊産婦と新生児の医療サービスに組み込む。
- **包括的で質の高いSRHRの情報とサービス**、ならびに科学的に正確で、カリキュラムに基づき、差別的でなく、ユースの発達しつつある能力を考慮した**CSEへの女の子のアクセスを拡大する**。これらは学校内外の双方で利用できるようにする。

- 既婚、妊娠中、または親となっている女の子を含む思春期の女の子の**SRHR**ニーズに対し、公平で差別のない質の高いケアを提供できるよう、保健医療従事者および補助職員の**研修に投資する**。
- **SRHRを多部門による一連の介入策に組み込み**、最低限の初期サービスパッケージに沿って、人道危機の発生時に子ども、思春期の女の子、婚姻歴のある女の子が表明したSRHR上のニーズや懸念を踏まえた包括的な事前準備計画を策定、実施し、必要な資源を確保する。
- 初めて母親になった若い女性を対象とする**SRHRプログラムでは、ライフステージと社会生態学的な視点を取り入れ**、健康上の成果だけでなく、パートナー間のコミュニケーション、ジェンダー平等に基づく考え方、ウェルビーイングの向上も図る。
- **女の子**が自由に話し、互いに支え合い、自らのニーズを表明し、プログラムやサービスの設計に参加できる**安全な空間を設ける**。


©UNHCR/Assim Said Ali Juma/南スーダン

保健医療サービスの提供者は、IPV、資源の剥奪、情緒的・身体的暴力、子どもへの性的虐待**(CSA)**など、**既婚の女の子が直面し得る暴力のリスクを認識しておく必要がある**。既婚の女の子の多くは、初めての性行為が強制されたものであったと述べている。一部の状況では、児童婚は、女の子に対するGBVの一形態である女性性器切除(FGM)とも関連している[81]。FGMは、痛み、出血、感染症、さらには死亡を引き起こすほか、不妊や、その後の出産や月経開始に伴う合併症につながる可能性がある[76]。

さらに、既婚の女の子は、IPV、夫婦間レイプ、資源の剥奪、情緒的暴力、妊娠中の暴力をより多く経験している。サービス提供者は、サービスを提供する際にこうした状況を念頭に置く必要がある。

保健医療サービスの提供者は、性暴力に関する法的手続きにおける報告や記録、レイプの臨床管理(CMR)でも重要な役割を担う場合があり、通報義務に関する要件についても理解しておく必要がある。人道支援の状況におけるCMRについては、WHOの技術資料『Clinical management of rape and intimate partner violence survivors: Developing protocols for use in humanitarian settings』を参照のこと。

保健医療部門のプログラムは、メンタルヘルスを含め、児童婚に伴う多くの健康上のリスクに対応できる立場にある。MHPSSプログラムは、SRHプログラムよりもセンシティブなものとして受け止められにくいことが多く、SRHRに関連する、より議論の分かれやすいテーマを扱うための入り口として活用することができる。既婚の女の子にとって、メンタルヘルスに関するプログラムは、新たな人間関係や役割に対応するためのスキルを身につけ、児童婚による身体的、情緒的、心理的影響を軽減するうえで役立ち得る[82]。友人や家族から孤立した状態で経験することの多い、子どもから既婚の子どもへの移行は、ストレス、不安、うつを引き起こすことがある[83]。また、子どもの家族と配偶者の家族との間の関係性も、こうした緊張の一因となり得る。女の子の年齢や認知発達の程度によっては、こうしたストレスや変化に対応するため、適切で健全な対処方法を身につけられるよう支援が必要となる場合がある。



尊厳キットに関する留意事項

尊厳キットは、児童婚のリスクにさらされている女の子と既婚の女の子の双方にとって重要である。通常、尊厳キットには、月経衛生用品、石けん、下着、利用可能なGBVおよびSRHサービスに関する情報が含まれる。また、文脈分析に基づき、ラジオ、笛、ライトなど、GBVのリスク軽減に役立つと考えられるその他の物品が含まれる場合もある。尊厳キットの配布は、UNHCR職員やパートナーにとって、女の子と直接会い、そのウェルビーイングを把握するとともに、SRHサービスや多部門のサービスについての認知を高める機会となる[12,84,85,86,87]。

尊厳キットを誰が配布すべきか、衛生キットや月経の健康と衛生(MHH)キットとどう異なるのか、尊厳キットの内容を知りたい場合は、以下の資料を参照のこと。

1. 国際保護クラスターのウクライナのGBV下位クラスター、『Beyond Basic Needs: Understanding the Role and Difference of Dignity Kits and Hygiene Kits in Humanitarian Assistance』(2025年)

2. 国際保護クラスターのウクライナのGBV下位クラスター、『The Role of Dignity Kits in Supporting Women and Girls: What Non-GBV Actors Involved in Distribution of Dignity Kits Need to Know』(2024年)

3. トルコおよびウクライナにおけるプログラムの好事例については、以下を参照のこと。

1. 国際保護クラスターのトルコのGBV下位クラスター、『Dignity Kits Guidance Note - Türkiye』(2020年)
2. 国際保護クラスターのウクライナのGBV下位クラスター、『Dignity Kit Guidance Note for Ukraine』(2025年)

教育

教育へのアクセスは、既婚の女の子や若い母親を含む、すべての子どもが有する人権である。世界的に、教育は児童婚のリスクを軽減するための最も効果的な戦略の一つと考えられている。教育が重要なのは、女の子が学校に通い続ける期間が長いほど、子どものうちに結婚する可能性が低くなるためである。たとえば、初等教育までしか受けていない、または教育をまったく受けていない女の子は、中等教育以上を受けた女の子と比べ、児童婚を経験する可能性が3倍高い[88,89]。

女の子の教育へのアクセスを拡大し、安全な学習環境を整備することは、難民の包摂に向けた戦略であるUNHCR「Refugee Education 2030」の具体的な構成要素となっている[90]。

教育分野の介入は、結婚に代わる選択肢を提供することで女の子を支援する。学校教育へのアクセスが、複数の経路を通じて女の子の結婚を遅らせ得ることを示すエビデンスが蓄積されている。

- 結婚と教育を両立できない状況では、学校に通っていること自体が児童婚の防止につながり得る。
- 学校では、女の子が家庭の外でスキル、自信、人とのつながり、新たな機会を得ることができ、結婚以外にも将来への希望を広げることができる。
- 多くの女の子が学校に通うようになることで、家庭やコミュニティの社会規範が変化し、女の子の機会が広がる可能性がある。

『Secondary Education and Child Marriage in Forced Displacement Brief』で示されているとおり、ジェンダーに配慮し、包摂的で、ニーズに即し、安全な教育は、児童婚を防止するための最も効果的な戦略の一つである。児童婚、早期妊娠、教育上の成果の間には強い関連がある。女の子の中等教育の到達度が高まることは、結婚年齢の上昇や、次世代におけるより良い成果と相関している。

児童婚を防止するだけでなく、強制避難や危機の影響を受け、婚姻歴がある、妊娠している、または母親となっている女の子が、加速教育などの柔軟な学習経路を通じて中等教育に再び参加できるよう支援することにも、大きな可能性がある。

UNHCRとプランが主導する中等教育作業部会は、中等教育に関する6つの重要なメッセージを示している。

1. 危機の影響を受けているすべてのユースが、中等教育にアクセスする機会を得て、教育を受ける権利を実現できるようにすべきである
2. 中等教育は、思春期の女の子の人生を変えるものである
3. 中等教育に特化した資金が必要である
4. 学校の再開は、より包摂的で公平な教育制度を構築する好機である
5. 教育制度の質は、優れた教師に支えられている
6. 質の高い中等教育は、ユースが将来必要となるスキルを身につけることにつながる

思春期の女の子、既婚の女の子、若い母親の教育へのアクセスを妨げる要因

危機や強制避難の状況では、女の子の教育へのアクセスや、教育機会そのものを妨げる多くの課題が存在する。初等・中等学校そのものが不足している場合、学習センターを設置するための場所が不足している場合、教育資源が不足している場合、教師、特に女性教師が不足している場合がある。また、学校内や通学途中での暴力や治安上の問題、校舎の損傷、不十分なインフラや施設設計、性別や年齢に応じた適切な洗面・衛生設備の不足、月経衛生上のニーズに対応するためのプライバシーが確保された空間の不足なども生じ得る。

難民に就労許可が認められない状況では、家族が教育に十分な価値を見いだせない場合がある。また、難民が正規教育や資格取得の機会を認められないこともある。土地や生計手段を失った家族は、非正規労働や児童労働によって収入を得ることを子どもに頼る場合もある。さらに、難民の子どもは、費用、通学距離、移動の自由の制限、身分証明書や法的地位の欠如などにより、教育へのアクセスが困難となる場合がある。

教育にアクセスできる難民の子どもであっても、言語の壁、差別、異なるカリキュラムや教育環境への適応などにより、学習上の成果や就学継続に困難を抱えることがある。また、多くの場合、教育機会は初等教育までに限られ、中等教育、さらには高等教育へ進む機会は少なく、特に女の子にその傾向が強い。

中等教育と児童婚

強制避難や危機の影響を受けている思春期の女の子は、現在も男の子より高い割合で中等教育から排除されている。ジェンダー格差を縮小するための進展は遅い。COVID-19パンデミックによって状況はさらに悪化し、中等教育年齢の女の子約2,000万人が学校に戻れなくなる可能性があると推定され、その多くは児童婚や若くして親になることによるものとされている[91,92]。

強制避難や危機に直面する思春期の女の子は、中等教育への参加や修了を妨げる数多くの障壁に直面している。多くの状況では、中等学校が破壊されたり別の目的に転用されたりしており、思春期の若者が長距離の通学を余儀なくされている。その結果、特に思春期の女の子が通学途中に暴力、誘拐、ハラスメントを経験するリスクが高まる。また、思春期の女の子は、月経時に利用できる衛生設備の不足、学校に関連するGBVのリスクの高まり、教育よりも家事を優先するよう求める家族からの圧力にも直面している[93]。経済的困難によって、家族が女の子より男の子の教育を優先することもある[94]。

一旦学校を離れると、思春期の女の子は児童婚や早期妊娠のリスクが高まり、それが教育への復帰をさらに妨げる可能性がある[95]。女の子が結婚または妊娠すると、家事責任によって学校に通えなくなることが多い。さらに、他の家族や教育関係者が、既婚の女の子は他の女の子に悪影響を与える、あるいは未婚の仲間とは両立しない異なる社会的役割を担っていると考え、学校への在籍を望まない場合も多い。一部の国や学校では、法律または法的枠組みの誤った解釈によって、妊娠した女の子の就学が認められず、そうした状況が社会文化的規範によってさらに強化されている。

児童婚と教育機会の不足が組み合わさることで、識字、就労、エンパワーメントと意思決定、健康、GBVのリスクなど、女の子の生涯にわたって多くの望ましくない影響が生じる。

教育、子どもの保護、GBVの各部門は連携し、児童婚への取り組みの基礎となる以下の原則を推進することができる[98]。

- 学校は女の子を受け入れる場でなければならない。既婚の女の子を歓迎し、包摂し、結婚している、または結婚を予定していることを理由に、女の子を排除してはならない。
- 通学距離が遠すぎる、または危険すぎることを理由に、学校を休まざるを得ない女の子がいてはならない。
- 学校は、女の子のニーズに対応できるようにする必要がある。
- 学校には、GBV、いじめ、ハラスメント、暴力を許容する余地があってはならない。
- 難民の家族が女の子を就学させ続けられるよう、インセンティブと働きかけが必要である。
- 難民の生徒には、より多くの女性教師が必要である。
- 必要な追加支援があれば、女の子は学習の遅れを取り戻し、前進することができる。

パキスタンの事例研究[96]

UNHCRパキスタン事務所は、バローチスターンの難民村に住む中等教育課程の9年生から12年生までの女の子に現金給付を行った。UNHCRは、同地域の思春期の女の子に対するジェンダー規範に配慮し、女性教師が担当する女の子専用の教室を設けた。このプログラム設計において、一見単純にみえる調整と、女の子の就学継続を支援する金銭的援助により、家族が彼らの娘を就学させ続けるよう促すことにつながった。

子どもの保護、GBV対策、教育のアクターに対し、推奨される統合的な活動には、以下が含まれる。

- 婚姻歴がある、妊娠中または母親である**思春期の女の子と関わり**、中等教育へのアクセスにおいて直面している障壁を把握し、中等教育への継続的な参加または復帰を支援するため、そうした障壁を取り除く措置を講じること。
- プログラムサイクル全体を通じて、児童婚のリスクにさらされている女の子、婚姻歴のある女の子、妊娠中または母親である女の子を含む思春期の女の子の有意義な参加を確保し、**思春期の女の子に配慮した中等教育プログラムの設計を強化すること**。
- 婚姻歴がある、妊娠中または母親である女の子を含む、多様な思春期の女の子のニーズに応じた**加速教育プログラム**を実施し、中等教育を修了するための柔軟な学習経路を確保すること。
- 学習者や教師の子どものために、中等教育の場における**質の高い幼児教育および保育サービスに投資**し、思春期の女の子と女性教師の参加を支援すること。
- **女性教師の採用**、専門能力開発、リーダーシップを優先するとともに、思春期の女の子のウェルビーイングと権利を促進するカリキュラム、指導方法、安全確保の仕組みを取り入れるなど、**ジェンダーに配慮した包摂的な中等教育プログラムに投資すること**。
- **思春期の女の子を対象とするライフスキルおよびエンパワーメント・プログラムを実施**し、中等教育への希望や意欲を高めるとともに、支援ネットワークを強化すること。児童婚のリスクにさらされている女の子、婚姻歴のある女の子、妊娠中または母親である女の子のために設計されたアプローチを活用すること。
- 児童婚のリスクにさらされている、婚姻歴がある、妊娠中または母親である思春期の女の子の**保護者、養育者、義理の家族に加え、コミュニティの女性と男性のリーダーや影響力のある人びとと関わり**、思春期の女の子の中等教育と結婚を遅らせることへの支持を高めること。
- 女性や女の子のグループ、子どもやユースが主導するコミュニティグループを含め、**教育、子どもの保護、GBVのアクターが連携し**、児童婚の防止と対応に共同で取り組むこと。
- **子どもの保護アクターと連携し、学校において**、児童婚のリスクにさらされている子ども、既婚の子ども、妊娠中の子どもを特定し、子どもの保護または**GBV**サービスに紹介するための**特定・紹介の仕組みを確立すること**。
- 学校内外の思春期の若者クラブやライフスキル・プログラムなどを通じて、生徒を対象に、**権利**、リスク、自己防衛のためのスキル、**SRHに関する教育を取り入れること**。
- 既婚の女の子と男の子が中途退学する**特有の要因を把握**し、それらに対応するための措置を講じること。
- 通報体制の改善、教師への研修、モニタリング、行動規範の策定や子どもの保護または**GBV**事案への安全な対応などの安全確保策を通じて、学校におけるセクシュアルハラスメントや虐待に積極的に対応し、**学校をより安全な場とすること**。
- **無条件の現金給付と、教育を条件とする現金給付を組み合わせることを検討すること**。これらは、質の高い教育やその他の社会サービスへの十分な投資とのバランスをとる必要がある。現金給付に条件を付す場合には、ノンフォーマル教育や職業教育も対象に含め、条件を満たさないことを罰するのではなく、教育へのアクセスを支援するものでなければならない[97]。

学校におけるMHH[99]

教育や教育サービスへのアクセスに関する課題に加え、学校におけるジェンダーに配慮した保健医療サービスの不足や、SRHに関する認識や対応能力の不足は、月経中の難民の女の子にとって教育へのアクセスを妨げる要因となり得る。女の子が、衛生的で、文化的に適切かつ快適な方法で月経に対処するための情報や用品にアクセスできない場合、学校やその他の課外活動を休むようになり、中途退学や早すぎる結婚のリスクが高まる可能性がある。

学校における効果的なMHHのプログラムやサービスを検討する際には、以下の基本的な点を確認する必要がある。

- 女の子が月経時にどのような用品を使うことを好むのか
- 女の子は学校にいる間、使用済みの月経用品をどのように処分しているか。再利用可能な用品の場合、学校にいる間、それらをどのように洗い、乾かし、保管しているか
- 女の子のコミュニティには、月経の習慣や使用済み用品の処分に関して、どのようなタブーや文化的信念があるか
- 女の子は現在、十分な量の月経用品にアクセスできているか
- 女の子が月経に対処しやすくするために、学校のトイレをどのように設計すればよいか。たとえば、トイレ内の水、照明、鍵など



資料

Columbia University Mailman School of Public HealthおよびInternational Rescue Committeeが作成し、25のNGOが共同署名した『A Toolkit for Integrating Menstrual Hygiene Management (MHM) in Humanitarian Response: The Full Guide』(2017年)。

生計手段と経済的包摂

家族は避難によって生計手段を失うことが多く、難民の中には、就労機会の不足や受入国における就労上の法的制限により、安全で尊厳ある仕事にアクセスすることが困難な人もいる。そのため、家族は、世帯内の年少の子どもに食料を与えることができるよう、思春期の娘を結婚させることを検討する場合がある。同時に、娘が兄弟姉妹とともに実家で暮らすよりも、夫婦だけの小規模な世帯で暮らす方が経済的に恵まれると考えることもある。

経済的起因を考慮すると、家族に経済的機会や支援を提供するプログラムは、女の子を児童婚から守る上で役立ち得る。しかし、多くの状況では、現金・バウチャー支援や生計手段の機会だけでは、婚資など、児童婚に伴う経済的誘因を相殺するには十分でない可能性が高い。そのため、児童婚の経済的要因に対応するための介入は、女の子のエンパワーメント・プログラムや、こうした経済的要因と結びついたジェンダー規範に対応する社会変革の取り組みなど、その他の支援サービスと組み合わせて実施すべきである。

女の子が正規教育にアクセスする際の経済的障壁を取り除くプログラムも、社会経済的な脆弱性を軽減し、児童婚の防止に寄与し得る。より持続可能な効果を得るため、補助金やインセンティブを提供するプログラムには、経済的安定に貢献する女の子と男の子の適切な役割をめぐる社会規範の変革に焦点を当てた取り組みを組み込むべきである[100]。

女の子のための収入創出活動。女の子本人に直接支援を提供するよりも、その家族の生計を支援する方が適切な場合がある。思春期の女の子に家族の生活を支える責任を負わせるべきではないが、女の子を対象とした収入創出活動は、特に学校に通っていない女の子を児童婚から守るうえで役立ち得る。女の子が行う収入創出活動、すなわち子どもの労働または児童労働にあたる活動は、国際的な児童労働基準に従わなければならない。具体的には、女の子の健康、安全、道徳に害を及ぼしてはならず[101,102]、教育を妨げてはならず、また、特定の年齢の子どもが従事できる仕事の種類や時間に関する制限を遵守しなければならない[II]。

II. 特定の形態の労働に従事できる最低年齢、どのような場合にどのような労働が建設的で子どもの権利と両立するものとみなされるか、ならびに最悪の形態の児童労働の定義と禁止については、ILO『第138号条約および第182号条約』を参照のこと。

71

そうした活動や職業訓練は、女の子の孤立を軽減することにもつながる。女の子は、収入を得たりスキルを身につけたりすることで、自己効力感を高めることができる。また、家族の貧困や食料安全保障上の問題の軽減に貢献することで、女の子自身だけでなく、保護者やその他のコミュニティの人びとからも、負担ではなく価値ある存在として捉えられるようになる。ただし、女の子による収入創出活動が、家族の主たる収入源となるべきではない。

一方、**収入創出活動は、保護上の懸念を生じさせる可能性もある**。女の子の中には、家計を支えるために学校を中途退学したり、そもそも就学しなかったりするよう圧力を感じる者もいる。安全かつ合法的に収入を得る方法が利用できない場合、女の子が搾取的または規制されていない労働に従事し、その結果、性的搾取を含むさらなる保護上のリスクにさらされる可能性がある。

また、既婚の女の子が働くことについて夫の支持を得られず、収入創出活動が家族内の対立につながる場合もある。女の子を何らかの収入創出活動につなぐ前に、子どもの最善の利益を評価し、家族やコミュニティと協働して、女の子が、子どもが行う安全な労働に参加できるよう支援体制を整えることが必要である。

児童婚防止、リスク軽減、対応を生計手段に組み込むための戦略

- 既婚の女の子を対象とした就労に向けた教育と訓練。
- 児童婚の発生率が高い地域で、年齢の低い思春期の娘がいる世帯を対象に、金融リテラシーを高め、貯蓄や融資に関するスキルを向上させる取り組み。
- 女の子をメンターや就職紹介につなぐとともに、ジェンダーやユースに配慮した起業機会や事業開発研修を提供すること。
- 若い夫、女の子、女性が世帯主である世帯などを対象とした、就職紹介や実地研修などの雇用支援サービス。
- 女の子に投資することの重要性について、コミュニティへの働きかけを行うこと。
- 女の子の就学または学校やプログラムへの継続的な参加を支援するための現金給付。
- 奨学金、学費、教材、制服など、就学のための経済的支援。



現金給付型介入(CBI)

生計手段の機会が得られない場合には、現金給付によって児童婚のリスクを軽減できる可能性もある[70]。ただし、児童婚のリスクにさらされている女の子や既婚の女の子を対象とする多部門プログラムにおいて、現金給付型介入(CBI)[103]を誰にどのように提供し、他の介入とどのように統合するかについては、その効果を最大化するため慎重に設計する必要がある。また、食料バウチャーも、児童婚につながる家族の経済的負担を軽減することができる[104]。

Girls Not Bridesのテーマ別ブリーフ『Cash Transfers and Child Marriage』では、それぞれの状況においてCBIが児童婚に対して効果を発揮するための有用な留意点を示している。

- 現金給付プログラムは、地域の児童婚の慣行やその要因に配慮し、それらに対応するものとすべきである。また、児童婚の減少を具体的な目標として設定する。
- 児童婚のリスクにさらされている女の子に支援を届けるため、現金給付プログラムは児童婚の発生率が高いコミュニティを対象とし、包摂的な受給資格基準とアウトリーチを設ける。
- 無条件の現金給付と、教育を条件とする給付または教育向けと明示した給付を組み合わせることが最も効果的な場合がある。ただし、教育やその他の社会サービスへの補完的な投資も必要である。教育を目的とする現金給付には、ノンフォーマル教育や職業教育も含め、条件を設ける場合には、条件を満たさないことを罰するのではなく、教育へのアクセスを支援するものとする。
- 大規模に実施する場合、現金給付は物資支援より効率的であり、女の子とその家族が、自ら支出や投資の優先順位を決めることを支える。給付額と支給頻度はプログラムの目的によって決定し、その目的には地域における児童婚の要因を反映させる。
- ジェンダー分析を用いて、児童婚を助長するジェンダーに基づく社会規範を特定し、その影響を軽減する。また、現金給付によって生じる可能性のある、女の子や女性に対する暴力、家事労働の不平等な分担、婚資への資金提供や児童婚の促進といった望ましくない影響についても特定し、軽減する。
- 現金給付プログラムは、女の子の積極的な参加を促し、成人期へのより良い移行を支えるため、相互に関連する全体としてのニーズ、すなわち包括的なニーズに対応する。また、国の児童婚削減戦略、法律、政策、その他の社会的・経済的サービスやプログラムと連携させる。



食料安全保障

食料不安やその他の満たされていない基本的ニーズは、女の子が児童婚を強いられたり、自ら結婚を選択したりするリスクを高めることが多い。「食料の不足」は、思春期の女の子が基本的ニーズを満たすために、結婚したり搾取的な関係に入ったりする主な要因の一つとしてしばしば挙げられている。

児童婚は、食料不安に直面する家族や女の子が用いる極端な対処戦略として広く指摘されている。たとえば、経済的負担を軽減したり、養う必要のある家族を一人減らしたりするためである。また、家族が、予想されるショックや食料不安に先立って児童婚を選択する場合もある。たとえば、生計手段を失うことを見越して娘を結婚させる場合である。女の子自身が、自分が食料にアクセスできる可能性を高めるために結婚を選ぶこともある。一方、限られた状況では、貧困や失業、たとえば家族が婚資を用意できないことや、ユース男性が仕事を求めて他地域へ移住することなどにより、食料不安が児童婚の減少につながる場合もある[105]。

既婚の女の子は、特に第二夫人である場合、結婚後に食料不安が高まることがある。

結婚すると、女の子のニーズが十分に満たされない場合が多い。たとえば、多世代世帯では、若い妻としての地位が低いため、結婚後の家庭で食料やその他の資源へのアクセスが困難になる場合がある。配偶者双方が子どもまたはユースである場合には、この状況はさらに深刻となる。既婚の女の子が、行動を強制的に支配する手段として、夫や義理の家族から食料や資源を奪われている事例も数多く報告されている[105]。

世界で児童婚の発生率が最も高い国の一つであるニジェールでの研究では、食料不安が児童婚の要因となるだけでなく、児童婚が食料不安をさらに悪化させることも示された[106]。また、Population Councilの研究では、エチオピアで思春期の娘がいる貧困世帯に鶏や山羊を提供することで、児童婚の可能性が低下したことが示されている[107]。

子どもの保護、GBV、食料安全保障のアクターによる統合的な活動として、以下が推奨される。

- 子どもの保護と食料安全保障を統合したプログラムを共同で設計、実施、モニタリングし、食料不安に直面し、児童婚などの望ましくない対処戦略に頼っている子どもとその家族の多部門にわたるニーズに対応する。
- 食料不安の状況にある女の子、すなわち児童婚のリスクにさらされている未婚の女の子、既婚の女の子、若い母親が直面する特有のニーズとリスクを反映したニーズ評価を実施し、食料不安と、極端な対処戦略としての児童婚との関連についての記録を強化する。
- 食料不安の状況における子どもの保護やGBVのリスク、および児童婚に代わる選択肢について、子どもや思春期の若者に配慮した情報を作成する。
- 児童婚のリスクにさらされている子どもや思春期の若者を対象に、結婚を遅らせることの利点、児童婚のリスク、代替となる選択肢について対話の機会を設ける。
- 食料支援または栄養支援の対象となっている世帯の子どもを含め、食料不安を抱える世帯やコミュニティの子どもと思春期の若者を対象に、ライフスキル・セッションを実施する。
- 食料不安を抱える世帯やコミュニティの就学中および不就学の子どもと思春期の若者を対象に、子どもまたは思春期の若者のクラブを設け、食料不安に対する望ましい対処方法を促す。これらはジェンダーに配慮し、思春期の女の子のニーズに対応するよう設計する。
- 児童婚のリスクにさらされている世帯を含む、食料不安を抱える脆弱な世帯に対し、物資、現金、バウチャーによる食料支援を提供するとともに、結婚を遅らせることの利点について啓発する。
- 食料不安を抱える養育者、児童婚のリスクにさらされている子どもの養育者、既婚の女の子、若い母親を対象に、資産形成のための食料支援、労働対価としての現金給付、職業訓練、収入創出活動、その他の生計支援を実施する。
- 食料不安による圧力と児童婚との関連についての理解を深めるため、世代間対話を含むコミュニティ対話を実施する。
- 既存の子どもの保護および食料安全保障サービスをマッピングし、食料安全保障と子どもの保護・GBVアクターとの間に、既婚の女の子の特定にも配慮した、機能的で最新の紹介経路を整備する。
- 子どもの保護・GBV担当職員と食料安全保障担当職員が共同で対象者の選定を行い、既婚の女の子、思春期の母親、妊娠中または授乳中の思春期の若者など、脆弱な子どもが年齢に応じた食料安全保障プログラムにアクセスできるよう、受益者の選定基準を策定する。

栄養

十分な栄養へのアクセスは、既婚の女の子、特に妊娠中または授乳中の女の子の健康とウェルビーイングにとって極めて重要である。若い女の子の身体は、妊娠、出産、授乳に伴う生理的な負担に十分に対応できる状態にないため、児童婚は既存の栄養上の脆弱性をさらに深刻化させる。授乳には、思春期の身体が健やかな成長と発達のために必要とする栄養素も必要となる。授乳中の母親に対する補助的な栄養支援は成人を対象として設計されているため、授乳中の思春期の女の子には、成人女性とは異なる追加的な栄養ニーズがあることを考慮することが重要である。母親となった女の子の子どもの栄養ニーズに焦点が当てられがちであるが、**若い母親自身にも緊急性の高い栄養ニーズがあることを認識する必要がある。**


©Plan International/Izla Bethdavid/エチオピア

子どもの保護、GBV対策、栄養のアクターによる統合的な活動として、以下が推奨される。

- **多部門アプローチへの栄養の統合を強化すること。**
 - **保健医療・教育部門との連携:** 母子保健サービスや学校を基盤とするプログラムに、栄養教育や栄養に関するカウンセリングを組み込むよう働きかける。
 - **コミュニティを基盤とする介入:** 伝統的助産師やコミュニティ・ヘルスワーカーと連携し、食料安全保障、食事の多様性、衛生習慣に対応するコミュニティレベルの取り組みを推進する。
 - **思春期の女の子のエンパワーメント:** 家族計画、母乳育児、補完食などを含む、自らのリプロダクティブ・ヘルスと栄養について、女の子が情報に基づく意思決定を行えるようエンパワーする。
- 児童婚のリスクにさらされている女の子とその家族、既婚の女の子、若い母親を、農業プロジェクトなどの栄養関連プロジェクトに参加させる。
- 保健医療・栄養プログラムを通じて、女の子、その夫、家族と十分な栄養について話し合う。また、栄養サービスと事例管理サービスの間に、機能する紹介経路を確保する。
- 母親の栄養、適切な母乳育児、補完食、および5歳未満の子どもに適した食事を促進するとともに、あらゆる年齢の授乳中の母親と妊娠中の女の子を対象とする。
- 既婚の女の子とその家族に対し、安全な飲料水、食品衛生、石けんを使った手洗い、排泄物の安全な処理など、水・衛生・衛生習慣に関する取り組みを行う
- 食事に関するタブーやジェンダー役割など、食事の選択や授乳・食事の与え方に影響を及ぼし得る文化的要因について職員への研修や啓発を行い、栄養を妨げる社会的・文化的障壁に対応する。
- 女性の資源へのアクセス、意思決定力、自らの健康と栄養を管理する力を高めるため、ジェンダー不平等に対応することの重要性を強調する。
- 家族計画サービスを栄養プログラムに組み込み、思春期の女の子の早期妊娠や出産を遅らせることに役立てる。

4 主な指針と資料

児童婚に関する法的枠組み

- 女性差別撤廃委員会および子どもの権利委員会『有害な慣行に関する合同一般的勧告第31号/一般的意見第18号』
- 『子どもの権利条約』、1989年11月20日、国連条約集第1577巻、3頁、第1条。
- 国連人権理事会『早すぎる強制された結婚の防止と撤廃: 国連人権高等弁務官事務所報告書』、2014年4月2日、A/HRC/26/22、第5項。
- 国連総会『婚姻の同意、婚姻の最低年齢及び婚姻の登録に関する条約』、1962年11月7日、決議1763 A(XVII)、第1条。あわせて『女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約』第16条第1項(b)。
- 国連人権理事会『人身取引、特に女性と子どもの人身取引の被害者の人権的側面に関する特別報告者報告書 』、2006年3月15日国連総会決議60/251の実施、A/HRC/4/23、2007年1月24日、第21項。
- 国連総会『女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(CEDAW)』、1979年12月18日、A/RES/34/180、第16条第2項。
- 女性差別撤廃委員会『一般的勧告第21号: 婚姻及び家族関係における平等』、1994年、HRI/GEN/1/Rev.8、第10.2項。
- アフリカ統一機構『子どもの権利と福祉に関するアフリカ憲章』、1990年7月11日、CAB/LEG/24.9/49(1990)、第21条第2項。
- 国連総会『世界人権宣言』第16条。「成年に達した」男女が婚姻する権利について規定している。
- 子どもの権利委員会『一般的意見第4号: 子どもの権利条約の文脈における思春期の健康と発達』、2003年、CRC/GC/2003/4、第20項、および女性差別撤廃委員会『一般的勧告第21号: 婚姻及び家族関係における平等』、1994年、HRI/GEN/1/Rev.8、第36項、315頁。男女ともに婚姻最低年齢を18歳とすべき旨を示している。
- OHCR『国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する、人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書』。
- OHCR『奴隷制、奴隷貿易並びに奴隷制に類似する制度及び慣行の廃止に関する補足条約』。
- 国連難民高等弁務官計画執行委員会『リスクにさらされている子どもに関する結論第107号(LVIII) -2007』、2007年10月5日。

児童婚の原因と影響に関する調査

- UNHCR and Plan International, context analysis reports for Niger, Bangladesh and Indonesia.
- Girls Not Brides "Child marriage in conflict- and crisis-affected settings: Evidence and practice", 2024.
- Plan International, Women's Refugee Commission, Transforming Fragilities and Abel Matsika, Our Voices, Our Future: child marriage research in Zimbabwe and the Philippines, 2022.
- Save the children, Child Marriage in Humanitarian Crisis: Girls and parents speak out on risk and protective factors, decision-making, and solutions, 2021.
- K. Hunersen et al., Child Marriage in Yemen: A Mixed Methods Study in Ongoing Conflict and Displacement, Journal of Refugee Studies, vol. 34, 2021.
- K. Hunersen et al., Child Marriage in Humanitarian Settings in the Arab States Region: Study results from Djibouti, Egypt, Kurdistan Region of Iraq and Yemen, 2020.
- Girls Not Brides, Child Marriage and Humanitarian Contexts, 2020.
- Presler-Marshall, E., Jones, N., Alheiwidi, S., et al., 2020) Through their eyes: exploring the complex drivers of child marriage in humanitarian contexts. Report. London: Gender and Adolescence: Global Evidence, 2020.
- E. Buchanan, M. Kuol, G. Tap, and N. Kuol, Born to be Married: addressing early and forced marriage in Nyal, South Sudan, 2019.
- S., Abdulrahim, J., DeJong, R., Mourtada, and H., Zurayk, Estimates of early marriage among Syrian refugees in Lebanon in 2016 compared to Syria pre-2011, European Journal of Public Health, 27(3), 2017.
- United Nations Children's Fund (UNICEF), Child Marriage in the Middle East and North Africa A multi-country study, 2017.
- United Nations Children's Fund (UNICEF), Falling through the cracks: The children of Yemen, 2017.

政策と基準

- Alliance for Child Protection in Humanitarian Action, Minimum Standards for Child Protection in Humanitarian Action 2019.
- United Nations Population Fund (UNFPA), The Inter-Agency Minimum Standards for Gender-Based Violence in Emergencies Programming, 2019.
- Plan International, Our Global Policy on Child, Early and Forced Marriages and Unions, 2020.
- UNHCR, Policy on the Prevention of, Risk Mitigation and Response to Gender-based Violence, 2020.
- UNHCR, Child Protection Policy, 2024.
- UNHCR, Guidelines on International Protection No. 8: Child Asylum Claims under Articles 1(A)2 and 1(F) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees, 22 December 2009, HCR/GIP/09/08, para. 18.
- UNHCR, Handbook for the Protection of Women and Girls, 2008.
- Guidelines on Assessing and Determining the Best Interests of the Child, 2021.
- UNHCR, Policy on Age, Gender and Discrimination, 2018.

児童婚に関するプログラム: ツールと指針

- UNHCRとプラン、eラーニング講座『Learning Series to Tackle Child Marriage in Crisis and Forced Displacement Settings』(2024年)。英語版およびフランス語版が利用可能。
 - Module 1: The adolescent girl-responsive approach to child marriage programming
 - Module 2: Supporting married girls and unmarried girls at risk of child marriage in case management
 - Module 3: Co-designing child marriage prevention strategies with girls and their community
- UNHCR and Plan International Animated advocacy videos:
 - Leila's Story Forced Displacement and Child Marriage and
 - Suzi, Safi & Maria 5 Actions for Humanitarian Action on Child Marriage

児童婚に関する状況分析、ニーズ評価、プロジェクト設計

- UNHCR and Plan International, Context analyses on child marriage in crisis and forced displacement settings, 2023.
- Plan International, Adolescent Programming Toolkit: Guidance and tools for adolescent programming and girls' empowerment in crisis settings, 2020.
- Plan International and Save the Children, Theory of Change to prevent and respond to child marriage in humanitarian and forced displacement settings, 2025.
- UNHCR and Plan International, What We Need To Know About Child Marriage Framework, 2023
- UNHCR, Safety Audit Toolkit, 2021.
- UNFPA, UNICEF, Women's Refugee Commission, Johns Hopkins University, A Practitioner's Guide to the Ethical Conduct of Research on Child Marriage in Humanitarian Settings, 2021
- WHO, Ethical and safety recommendations for researching, documenting and monitoring sexual violence in emergencies, 2007.

婚姻歴のある女の子と児童婚のリスクにさらされている女の子への対応

- UNHCRとプラン、『Module 1: The Adolescent Girl-Responsive Approach to Child Marriage Programming: Learning Series to Tackle Child Marriage in Crisis and Forced Displacement Settings』(2024年)。英語版およびフランス語版が利用可能。
- IRC, Girl Shine Early Marriage Lifeskills Curriculum for Adolescent Girls and Caregivers
- IRC and IMC, Women and Girls Safe Spaces: A Toolkit for Women's and Girls' Empowerment in Humanitarian Settings, 2020
- Save the Children, Adolescent Girl Friendly Spaces Toolkit, 2022
- Population Council, Building Girls Protective Assets: A Collection of Tools for Program Design, 2016.
- Population Council, Building assets: toolkit for developing positive benchmarks for adolescent girls, 2015.
- The Coalition for Adolescent Girls, Toolkit for Adolescent Girl Engagement, 2015.

事例管理と児童婚

- UNHCRとプラン、『Module 2: Supporting married girls and unmarried girls at risk of child marriage in case management』(2024年)。英語版とフランス語版が利用可能。
- UNICEF and IRC, Introduction to Caring for Child Survivors of Sexual Abuse (2nd Edition), 2025
- The Alliance for Child Protection in Humanitarian Action, "Inter-Agency Guidelines for Case Management and Child Protection - 2nd Edition", 2024.
- United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR), "Best interests procedure guidelines: Assessing and determining the best interests of the child", 2021.
- UNHCR, E-Learning Best Interests Procedure for Refugee and Asylum-seeking Children at Risk, 2023.
- United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR) and Plan International, Learning Paper and 'Child Marriage Case Management for Refugees: checklist for caseworkers", 2024.
- United Nations Children's Fund (UNICEF) and the International Rescue Committee (IRC), "Caring for Child Survivors of Sexual Abuse Guidelines 2nd Edition", 2024.
- Gender-based Violence Information Management System (GBVIMS) Steering Committee, Interagency Gender-Based Violence case management guidelines: providing care and case management services to gender-based violence survivors in humanitarian settings.
- 2025 update to Interagency GBV case management guidelines: Part 3, Chapter 3 on GBV case management for cases of Child Marriage; and updated Training Module 16 Tools
- The Alliance for Child Protection in Humanitarian Action, "Inter-Agency Guidelines for Case Management and Child Protection - 2nd Edition", 2024

難民保護手続き

- UNHCR, Registration and Identity Management
- UNHCR, Procedural Standards for Refugee Status Determination Under UNHCR's Mandate, 2020.
- UNHCR, Resettlement handbook, 2022.
- UNHCR, Operational Guidelines on Voluntary Repatriation - Internal and Provisional Release, 2023.

家族とコミュニティとの連携

- UNHCRとプラン、『Module 3: Co-designing child marriage prevention strategies with girls and their community: Learning series to tackle child marriage in crisis and forced displacement settings』(2024年)。英語版とフランス語版が利用可能。
- UNHCR Social and Behaviour Change for Protection Technical Guidance, 2024.
- UNHCR and Plan International, Child Marriage Prevention Examples Activities and Approaches – Module 3 Handout, 2025.
- IRC, Guide for Male Engagement Workshops - Engaging Men through Accountable Practice (EMAP).
- IRC, Engaging Men through Accountable Practice to Prevent Violence Against Women and Girls (EMAP) Resource Package, 2013,
 and Guide for Male Engagement Workshops, 2024.
- Raising Voices, Sasa! together, 2020.
- Women's Refugee Commission, Sibling Support to Adolescent Girls in Emergencies Resource Hub, 2022.
- Norwegian Church Aid, Engage - Enhancing Girl's Agency and Gender Equality (prevention and response to child marriage), 2023.
- UNHCR, Gender Equality Toolkit, 2020.

他部門と連携した児童婚への取り組み

教育

- Secondary Education Working Group (SEWG), UNHCR and Plan International Secondary Education and Child Marriage in Forced Displacement Brief, 2024
- Secondary Education Working Group (SEWG), UNHCR and Plan International, Six Key Messages on Secondary Education, 2022
- The United Nations Girls' Education Initiative (UNGEI) and the Global Partnership for Education (GPE), Guidance for Developing Gender-Responsive Education Sector Plans, 2017
- UNHCR, Her Turn: it's time to make girls' education a priority, 2019.
- Girls Not Brides, "Child marriage and education"
- UNHCR, Stepping up: refugee education in crisis, 2017.
- UNESCO and United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women Global guidance on addressing school-related gender-based violence, 2016.

保健医療(SRHRを含む)

- UNHCR and Save the Children, Adolescent Sexual and Reproductive Health in Refugee Situations: A practical guidance to launching interventions in public health programming, 2009.
- IAWG Sub-Working Group on Adolescent Sexual and Reproductive Health, Adolescent Sexual and Reproductive Health (ASRH) Toolkit for Humanitarian Settings, 2020
- WHO, Clinical management of rape and intimate partner violence survivors Developing protocols for use in humanitarian settings.
- Plan International, Comprehensive Sexuality Education Topics: what to cover from early childhood to 18+.
- Plan International, Maybe we can talk about this next time we meet?
- Plan International, Comprehensive Sexuality Education Programme Standards, 2020.
- Plan International, Say it Out Loud – Sexual Well-being Matters
- Save the Children, Very Young Adolescent Sexual & Reproductive Health and Gender Program Design Guidance
- WHO, Adolescent Pregnancy, 2019.
- UNESCO, International technical guidance on sexuality education: an evidence-informed approach, 2018.

食料安全保障

- Plan International and CP AOR, Child Protection and Food Security, 2022.
- Plan International; Global Child Protection Area of Responsibility, Child Protection and Food Security: An Evidence Review of the Linkages in Humanitarian Settings 2022.
- Plan International, Beyond Hunger: the gendered impact of the global hunger crisis, 2023
- UNOCHA, Addressing the impact of Gender-Based Violence on Food Insecurity for Women and Girls in the Sahel and Horn of Africa, 2022.

CBI

- Girls Not Brides, Cash transfers and child marriage, 2021.
- Plan International and WRC, Miniguides: Adolescent-Responsive Cash and Voucher Assistance, 2024
- UNHCR, Guidance on Promoting Child Protection Outcomes through CBI, 2021.

参考文献

1. Girls Not Brides "Child marriage in conflict- and crisis-affected settings: Evidence and practice", 2024.
2. United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR), "Global Trends in Forced Displacement 2023", 2024.
3. United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR), "Protecting Forcibly Displaced and Stateless Children: What do we know? UNHCR's child protection data from 2015–2021", 2021.
4. Girls Not Brides, "About Child Marriage", webpage accessed November 2024,
5. United Nations Children's Fund (UNICEF), "Is an End to Child Marriage Within Reach? Latest trends and future prospects", 2023.
6. United Nations Population Fund (UNFPA), "Child marriage – Frequently Asked Questions".
7. Plan International, "Global policy on child, early and forced marriages and unions", 2021.
8. General Assembly resolution 55/25, "Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons Especially Women and Children, supplementing the United Nations Convention against Transnational Organized Crime" 15 November 2000.
9. United Nations Human Rights Office of the High Commissioner, "Supplementary Convention on the Abolition of Slavery, the Slave Trade, and Institutions and Practices Similar to Slavery". Conference of Plenipotentiaries convened by Economic and Social Council resolution 608(XXI) of 30 April 1956 at Geneva, adopted, 7 September 1956.
10. Executive Committee of the High Commissioner's Programme, "Conclusion on Children at Risk No. 107 (LVIII) - 2007", 5 October 2007.
11. Alliance for Child Protection in Humanitarian Action, "Minimum standards for child protection in humanitarian action" , 2019.
12. United Nations Population Fund (UNFPA), "The inter-agency minimum standards for gender-based violence in emergencies programming", 2019.
13. (13) Plan International, "Global Policy: 'Gender Equality Inclusion Policy" 2023.
14. (14) Girls Not Brides, "Why it happens", accessed 12 December 2023.
15. (15) Petit, V. and Zalk, T. N., "Everybody wants to belong: A practical guide to tackling and leveraging social norms in behaviour change programming", PENN Song and UNICEF, 2019.
16. (16) Care International, "To protect her honor: Child marriage in emergencies", 2015, p. 7.
17. Plan International, Women's Refugee Commission and Abel Matsika, "Our Voices, Our Future: Zimbabwe Understanding child marriage in food-insecure communities in Chiredzi District, Zimbabwe", 2022.
18. United Nations Children's Fund (UNICEF), "Child marriage among boys: A global overview of available data", 2019.
19. United Nations Children's Fund (UNICEF), "Child marriage in the Middle East and North Africa", 2017.
20. Plan International, "Child Protection and Food Insecurity: An evidence review of the linkages in humanitarian settings", 2022.
21. United Nations Population Fund (UNFPA), "Marrying too young: End child marriage", 2013.
22. Save the Children, "Toward an end to child marriage: lessons from research and practice in Development and Humanitarian Sectors", 2018, p. 19.
23. UNOCHA, "Addressing the impact of gender-based violence on food insecurity for women and girls in the Sahel and Horn of Africa", 2022.
24. Girls Not Brides, "Research Spotlight: Education Interventions to Address Child Marriage and Support Married Girls".
25. United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR), "Stepping up: refugee education in crisis", 2017.
26. United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR), "Stepping Up: Refugee Education in Crisis", Chapter 2, Secondary Education: Lost Futures, 2017.
27. Save the Children, "Too young to wed: The growing problem of child marriage among Syrian girls in Jordan", 2014.
28. Plan International, Women's Refugee Commission and Transforming Fragilities, "Our Voices, Our Future: Understanding risks and adaptive capacities to prevent and respond to child marriage in the Bangsamoro Autonomous Region in Muslim Mindanao" 2022.
29. United Nations Children's Fund (UNICEF), "What is birth registration and why does it matter?", 2019.
30. Pasten et al., 2020; Pope, D. H. et al., "What is the current evidence for the relationship between the climate and environmental crisis and child marriage? A scoping review", Global Health, 2022.
31. United Nations Children's Fund (UNICEF), "Child Marriage in COVID-19 contexts: Disruptions, Alternative Approaches and Building Programme Resilience", 2021.
32. Save the Children, "Child marriage: The devastating end of childhood". Accessed on 22 November 2024.
33. United Nations Population Fund (UNFPA), "Child marriage". Accessed on 22 November 2024.
34. Global Citizen, "Syrian Girls Forced Into Child Marriage Are Turning to Suicide", 2017.
35. Global Child Protection Working Group & HelpAge International, "Mapping of vulnerabilities: unmasking the Syrian Population", 2014.
36. United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR), "In Search of Solutions: Addressing Statelessness in the Middle East and North Africa", 2016.
37. Conflict-related sexual violence: report of the Secretary-General, S/2022/272, 29 March 2022.
38. World health Organization (WHO), "Adolescent Pregnancy", 10 April 2024.
39. United Nations Human Rights Council, "Report of the Special Rapporteur on the Human Rights Aspects of the Victims of Trafficking in Persons, Especially Women and Children", 2007, note 5 above, para. 22.
40. Lloyd, C. B., & Mensch, B. S., "Marriage and childbirth as factors in dropping out from school: an analysis of DHS data from sub-Saharan Africa". Population Studies, 62(1), 1–13, 2008.
41. Raj, A., McDougal, L., Silverman, J. G., & Rusch, M. L., "Cross-sectional time series analysis of associations between education and girl child marriage in Bangladesh, India, Nepal and Pakistan, 1991–2011", PloS one, 9(9), 2014.
42. World Bank, "Economic impacts of child marriage: Global synthesis brief", 2017.

43. United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR) and Plan International, "Module 1: The Adolescent Girl-responsive Approach to child marriage programming", Learning series to tackle child marriage in crisis and forced displacement settings, 2024.
44. Plan International, "Adolescent Programming Toolkit: Guidance and tools for adolescent programming and girls' empowerment in crisis settings", 2020.
45. Plan International, "Adolescent girls in crisis: Research series", 2020-2025.
46. United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR) and Plan International, "Toolkit: Context analyses on child marriage in crisis and forced displacement settings" 2023, see Section 3.2.
47. United Nations Children's Fund (UNICEF), "Brief on the social ecological model". Accessed 21 December 2023.
48. United Nations Children's Fund (UNICEF), "Research spotlight: Successful multisectoral and multilevel approaches", 2022.
49. ABAAD and Arab Institute for Human Rights, "Regional seminar on child marriage during democratic transition and armed conflict", 2015.
50. African Child Policy Forum and Plan International, "The African report on girls and the law – Getting girls equal", 2019.
51. Girls Not Brides, "The law and child marriage", accessed December 2023
52. Population Council, "Girl-Centered Program Design: A Toolkit to Develop, Strengthen and Expand Adolescent Girls Programs". 2020.
53. Warner, A. Stoebenau, K. and A. Glinski from International Centre for Research on Women, "More power to her: how empowering girls can end child marriage", 2015.
54. Sexual and Gender-based Violence Sub Working Group, "Women and girls safe spaces: Syrian crisis response in Jordan", 2014.
55. International Rescue Committee (IRC) and International Medical Corps (IMC), "Women and Girls Safe Spaces: A Toolkit for Women's and Girls' Empowerment in Humanitarian Settings", 2020.
56. United Nations Children's Fund (UNICEF), "Virtual Safe Spaces" that cites the example of Lahaa accessed 21 December 2023.
57. Terre des Hommes, "Research: Understanding child marriage amongst Syrian refugee communities in Jordan and Lebanon", 2020.
58. United Nations Children's Fund (UNICEF), "Life skills and citizenship education", accessed 21 December 2023.
59. United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR), "UNHCR Social and Behaviour Change for Protection Technical Guidance", 2024.
60. Women's Refugee Commission (WRC), "A girl no more: The changing norms of child marriage in conflict", 2016, p.6.
61. The Alliance for Child Protection in Humanitarian Action, "Girls Associated with Armed Forces and Armed Groups: Lessons Learnt and Good Practices on Prevention of Recruitment and Use, Release and Reintegration", 2020.
62. Girls Not Brides, "Ending Child Marriage, What Will It Take?", 2013.
63. United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR), "GBV Prevention". Accessed on 22 November 2024.
64. The Alliance for Child Protection in Humanitarian Action, "Inter-Agency Guidelines for Case Management and Child Protection - 2nd Edition", 2024, p. 13.
65. Gender-based Violence Information Management System (GBVIMS) Steering Committee, "Interagency Gender-Based Violence case management guidelines: providing care and case management services to gender-based violence survivors in humanitarian settings", pp. 17–19 for more on the survivor-centred approach.
66. United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR), "Best interests procedure guidelines: Assessing and determining the best interests of the child", 2021.
67. United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR) and Plan International, "Child Marriage Case Management for Refugees: checklist for caseworkers", 2024.
68. United Nations Population Fund (UNFPA) "Interagency gender-based violence case management guidelines", 2017.
69. United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR) and Plan International, "Learning paper: Child Marriage Case Management for Refugees", 2024.
70. Protection Cluster Iraq, "The inter-agency guidance note on prevention of and response to child marriage in the Kurdistan Region of Iraq", 2015.
71. United Nations Children's Fund (UNICEF) and the International Rescue Committee (IRC), "Caring for Child Survivors of Sexual Abuse Guidelines 2nd Edition", 2024.
72. CEFMU and Sexuality Programs Working Group, "Tackling the taboo: Sexuality and gender-transformative programmes to end child, early and forced marriage and unions", 2019.
73. United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR), "Standard operating procedures for the implementation of best interests procedure for children at risk(BIP SOPS): Toolkit" 2018
74. United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR), "Child protection issue brief, community-based child protection mechanisms", 2024.
75. United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR), "Policy on Child Protection", 2024.
76. Girls Not Brides and the International Centre for Research on Women, "Taking action to address child marriage: Health (Brief 1)".
77. United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR) and Save the Children, "Adolescent sexual and reproductive health in refugee situations: A practical guide to launching interventions in public health programming", 2019.
78. United Nations Population Fund (UNFPA), "Frameworks and Policies on Sexual and Reproductive Health", 2009.
79. IAWG Sub-Working Group on Adolescent Sexual and Reproductive Health, "Adolescent Sexual and Reproductive Health (ASRH) Toolkit for Humanitarian Settings", 2020.
80. Girls Not Brides, "Child Marriage and Sexual and Reproductive Health and Rights", 2024.
81. Population Council, "Exploring the association between female genital mutilation/cutting and early/child marriage, evidence to end FGM/C Programme consortium evidence brief", 2018.
82. United Nations Human Rights Council, "Report of the Special Rapporteur on the human rights aspects of the victims of trafficking in persons, especially women and children", note 5 above, para. 22.
83. United Nations Population Fund (UNFPA), "The State of the World Population 2013, Motherhood in Childhood: Facing the Challenge of Adolescent Pregnancy", 2013.
84. Global Protection Cluster, GBV Sub-cluster in Turkey, "Dignity Kits Guidance Note - Turkey", 2020.
85. Global Protection Cluster, GBV Sub-cluster in Ukraine, "Dignity Kit Guidance Note for Ukraine", 2025.

86. Global Protection Cluster, GBV Sub-cluster in Ukraine "Beyond Basic Needs: Understanding the Role and Difference of Dignity Kits and Hygiene Kits in Humanitarian Assistance", 2025.
87. Global Protection Cluster, GBV Sub-cluster in Ukraine, "The Role of Dignity Kits in Supporting Women and Girls: What Non-GBV Actors Involved in Distribution of Dignity Kits Need to Know", 2024.
88. Girls Not Brides, "Child marriage and education" Accessed on 22 November 2024
89. "Girls Not Brides, "CRANK Research Spotlight: Education interventions to address child marriage and support married girls", 2024.
90. United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR), "Refugee education 2030: A strategy for refugee inclusion", 2019.
91. Malala Fund, "Girls education and Covid-19", 2020.
92. Plan International, "An evaluation of adolescent girls and young women's continued access to education during covid-19 in the Middle East, East, and Southern Africa", 2021.
93. Inter-Agency Network for Education in Emergencies (INEE), 2024, "Lost Opportunity: Education for out-of-school youth in emergency and protracted crisis settings", 2024.
94. Secondary Education Working Group, "Six key messages on secondary education", 2022.
95. K4D - Knowledge, Evidence, and Learning for Development: Jenny Birchall, "Child marriage, pregnancy and girl child school dropout", 2018.
96. UNHCR, "Cash for Education: A global review of UNHCR programs in refugee situations", 2017.
97. Girls Not Brides, "How cash transfers can contribute to ending child marriage: review and synthesis of the evidence", 2021.
98. United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR), "Her turn: it's time to make refugee girls' education a priority". Accessed 22 December 2023.
99. Columbia University's Mailman School of Public Health, International Rescue Committee, and co-signed by 25 NGOs, "A toolkit for integrating menstrual hygiene management (MHM) in humanitarian response: The full guide", 2017, p. 68.
100. Girls Not Brides and the International Centre for Research on Women, "Taking action to address child marriage: economic growth and workforce development (Brief 4)", 2016.
101. United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR), "Child Protection Issue Brief: Child Labour", 2014.
102. The Alliance for Child Protection in Humanitarian Action, "Inter-Agency Child Labour Toolkit - Preventing and Responding to Child Labour in Humanitarian Action", 2021.
103. CVA and GBV Advisory Group to the IASC GBV Guidelines Reference Group, "Cash & Voucher Assistance and GBV Compendium: Practical Guidance for Humanitarian Practitioners and Training Modules", 2019.
104. United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR), "Guidance on Promoting Child Protection Outcomes through CBI", 2021.
105. Plan International and the Global Child Protection Area of Responsibility "Child Protection and Food Security An Evidence Review of the Linkages in Humanitarian Settings", 2022.
106. Steinhaus, M. and Kes, A., "Child Marriage and Food Security in Niger", Washington, DC: International Centre for Research on Women, 2018.
107. Population Council, "Berhane Hewan Ethiopia: Designing and evaluating scalable child marriage prevention programs in Burkina Faso and Tanzania: A quasi-experiment and costing study", 2020.



©Plan International/Wahid Zaman Shithi/バングラデシュ

UNHCR
The UN Refugee Agency

UNHCRについて

私たちがめざすこと

すべての無国籍者と、故郷を追われたすべての人が、より良い未来を築くことのできる世界。

私たちについて

UNHCR(国連難民高等弁務官事務所)は、難民、強制避難を余儀なくされたコミュニティ、無国籍者の命を救い、権利を守り、より良い未来を築くことに取り組む国際機関です。

私たちの活動

国連の難民機関であるUNHCRは、紛争や迫害によって故郷を追われた人びとを保護するための国際的な取り組みを主導しています。シェルター、食料、水などの命を守るための支援を提供し、基本的人権の保護を支えるとともに、人びとが安心して暮らせる場所を確保し、そこでより良い未来を築くことができるよう、解決策を進めています。また、無国籍者が国籍を取得できるよう取り組んでいます。

私たちの存在意義

毎年、何百万人もの男性、女性、子どもが、紛争や迫害から逃れるために故郷を追われています。UNHCRは、故郷を追われた人びとや、国籍を持たない人びとの支援に取り組む世界を代表する国際機関です。130カ国を超える国々で活動し、その専門性を生かして、強制避難を余儀なくされた人びとと無国籍者を保護し、支援しています。

国連UNHCR協会

United Nations High Commissioner for Refugees, Case Postale 2500, CH-1211 Genève 2 Dépôt, Suisse

T +41 22 739 8111 (automatic switchboard)

twitter.com/refugees
facebook.com/UNHCR
instagram.com/refugees/
youtube.com/c/unhcr
tiktok.com/@refugees
linkedin.com/company/unhcr/

PLAN INTERNATIONAL

Until we are all equal

プラン・インターナショナルについて

プラン・インターナショナルは、子どもの権利を推進し、誰もが平等な世界の実現を目指し85年以上にわたり世界80カ国以上で活動する国際NGOです。一人ひとりの子どもが本来持つ力を引き出すことで地域社会に前向きな変化がもたらされることを信じて、子どもや若者、さまざまなステークホルダーとともに活動しています。特に、貧困や暴力、差別や排除によって弱い立場に置かれている女の子の支援に力を入れています。

子どもや女の子たちが直面している不平等を生む原因を明らかにし、その解決にむけ取り組むことで、子どもたちが生まれてから大人になるまで寄り添い、自らの力で困難や逆境を乗り越えることができるよう支援します。

誰もが平等な世界の実現にむけて、歩みを止めずに進んでいきます。

プラン・インターナショナル

International Headquarters
Dukes Court, Duke Street, Woking,
Surrey GU21 5BH, United Kingdom

T +44 (0) 1483 755155
F +44 (0) 1483 756505
E info@plan-international.org

plan-international.org

facebook.com/planinternational
twitter.com/planglobal
instagram.com/planinternational
linkedin.com/company/plan-international
youtube.com/user/planinternationaltv

2026年発行。本文: ©Plan International & UNHCR

デザイン: Out of the Blue Creative Communication Solutions - www.outoftheblue.co.za